

近代日本における中国人労働者の地域的展開と排除
に関する研究

阿部康久

報告番号 甲第 4903 号

①

近代日本における中国人労働者の地域的展開と排除 に関する研究

阿部康久

目次

第I章. はじめに [1]

1. 研究の目的
2. 研究対象と研究地域・時期の位置づけ
3. 研究の史料・方法

第II章. 1920年代前半期の東京における中国人労働者の就業構造と集住地区の形成 [20]

1. はじめに
2. 研究対象時期と地域
 - 1) 対象時期の経済史的な位置づけ
 - 2) 在日中国人人口の推移と入国の経緯
 - 3) 1920年代の東京の市街地の拡大と中国人の地区別人口の推移
3. 中国人労働者の就業構造と居住地区の形成
 - 1) 建設・運搬労働者の場合
 - 2) 行商・鋸止業従事者の場合
 - 3) 料理・理髪・洋服裁縫職の場合
 - 4) 製造業従事者の場合
4. 政府の就業規制と就業・居住形態への影響
 - 1) 就業規制とその地域的多様性
 - 2) 就業規制の就業・居住形態への影響
5. 第II章の結論

第III章. 1920年代後半期と30年代前半期の東京における中国人労働者の労働市場から の排除と集住地区の衰退 [41]

1. はじめに
2. 都市労働市場の状況と中国人労働者の就業構造
 - 1) 昭和初期における東京の都市労働市場
 - 2) 中国人労働者の就業構造の変化
 - 3) 日本人労働者による中国人労働者排斥運動
3. 政府による中国人強制送還政策の厳格化
 - 1) 中国人に対する政府の取締政策の変化
 - 2) 強制送還対象者数の推移
 - 3) 強制送還政策の特色とその変遷
4. 中国人労働者の大量帰国と集住地区の衰退
5. 第Ⅲ章の結論

第Ⅳ章. 1920年代の樺太地域開発における中国人労働者政策と雇用状況

.....[62]

1. はじめに
2. 対象地域の概観
3. 中国人労働者導入までの経緯
 - 1) 樺太の労働力不足と樺太庁の導入政策
 - 2) 中国人労働者の雇用状況と年次的傾向
4. 中国人労働者雇用政策の問題点と政策の変遷
 - 1) 雇用政策への地域住民の反対運動
 - 2) 労働争議の発生とその要因
 - 3) 中国人労働者雇用政策の変遷
5. 樺太における外国人労働者政策の恣意性
 - 1) 樺太庁による中国人労働者への「評価」とその両義性
 - 2) 中国人労働者雇用の背景 —朝鮮人労働者政策との関連から—
6. 第Ⅳ章の結論

第V章. 長崎における中国人の就業構造の変化と居住地区の拡散

.....[87]

1. はじめに
2. 研究対象と地域
 - 1) 長崎と中国人
 - 2) 在日中国人人口の推移
3. 就業構造の変化と居住地移動の世代間比較
 - 1) 1世の職業構成と居住地移動
 - a. 居留地の廃止から第二次世界大戦期まで
 - b. 第二次世界大戦以降
 - 2) 2世の職業構成と居住地移動
 - a. 第二次世界大戦期から日中国交正常化まで
 - b. 日中国交正常化以降
 - 3) 3世・4世の職業構成と居住地移動
4. 第V章の結論

第VI章. 結論と今後の課題[103]

図表リスト

第II章

第II-1 図 東京の地域概観

第II-2 図 東京府における建設・運搬労働者の居住地（1922～26年の合計値）

第II-3 図 東京府における料理職の居住地（1922～26年の合計値）

第II-4 図 東京府における理髪職の居住地（1922～26年の合計値）

第II-1 表 東京府の地区別総人口（1920～1925年）

第II-2 表 東京府の地区別中国人人口

第II-3 表 中国人建設・運搬労働者の雇用者・従業地・労働内容等

第II-4 表 日本人・中国人労働者の賃金比較表（1924年）

第II-5 表 東京府における行商・鋸止業従事者の地区別・出身地別人口（1922～1926年の合計値）

第II-6 表 行商従事者の出身地別の行商品（1922～26年の合計値）

第II-7 表 中国人製造業従事者の従業地・雇用者・労働内容等

第II-8 表 地方警察署の中国人労働者取締の不徹底

第III章

第III-1 図 在日中国人人口の推移（1915-1941年）

第III-2 図 中国人帰国者の居住地区（1930年）

第III-1 表 東京府における日本人建設・運搬労働者の就業状況

第III-2 表 南関東4府県と全国における中国人検挙者数と送還者数の推移

第III-3 表 全国における中国人検挙数と送還者数の推移（犯罪別）

第III-4 表 強制送還対象者の職業別人口の推移

第III-5 表 居住地別に見た東京市とその周辺からの強制送還者数の推移

第IV章

第IV-1 図 樺太の地域概観

第IV-2 図 樺太における総人口と朝鮮人人口の推移

第IV-1 表 中国人労働者取締要綱（主な内容を整理・要約）

第IV-2 表 中国人労働者の雇い主と雇用人数、雇用目的、時期等

第IV-3 表 樺太鉄道工事の概要

第IV-4 表 中国人労働者による労働争議の内容とその結末

第V章

第V-1 図 長崎県在住中国人人口の推移

第V-2 図 長崎市における福建省出身中国人の居住地（1961年）

第V-3 図 長崎市における福建省出身中国人の居住地（1981年）

第V-1 表 時中小学校の本籍地別卒業生（退学者含む）数の推移

第V-2 表 時中小学校卒業生の本籍別現住地

第V-3 表 長崎における在日中国人（1世）の職業・居住地等の推移

第V-4 表 長崎における在日中国人（2世及び1955年以前生まれの3世）の職業・居住地等の推移

第V-5 表 1981年の長崎における在日中国人の地域別職業構成

第V-6 表 長崎における在日中国人（3世・4世）の職業・居住地等

初出一覧

第Ⅱ章 阿部康久. 1920年代の東京府における中国人労働者の就業構造と居住分化.

人文地理 51-1, 1999, 23-48頁。

第Ⅲ章 阿部康久. 昭和初期の東京とその周辺地域における中国人労働者の排除と集住

地区の衰退. 地理学評論 73A-9, 2000, 694-714頁。

第Ⅳ章 阿部康久. 1920年代の樺太地域開発における中国人労働者雇用政策.

人文地理 (投稿中).

第Ⅴ章 阿部康久. 長崎における在日中国人の就業状況の変化と居住地移動.

人文地理 49-4, 1997, 85-101頁。

第1章. はじめに

1. 研究の目的

1990年代後半以降、欧米圏でのクリティカル・ジオグラフィー¹⁾の影響を受けて、日本の人文地理学界においても、言説や表象、他者性といった課題に関心が持たれ始めるようになってきた。それとともに、欧米の地理学や隣接分野における研究が紹介・翻訳され始めるようになった。例えば、水内俊雄²⁾らによって刊行された「空間・社会・地理思想」シリーズに収録された諸論文や、加藤・神田³⁾による展望、成瀬厚⁴⁾によるサイー

1) クリティカル・ジオグラフィーについての解説は以下の文献でなされている。① Katz, C. et al. Lost and found in the posts : addressing critical human geography. Environment and Planning D : Society and Space 16, 1998, 257-78. ② Rouse, P. The imagineering of resistance: Pollock Free State and the practice of postmodern politics. Transactions, Institute of British Geographers NS22, 1997, 359-76.

2) 水内俊雄ほか『空間・社会・地理思想 1-4号』, 大阪市立大学, 1996-1999。以下の論文は、本研究との関係で特に重要である。①オツァセール, アグニュー (森崎正寛・高木彰彦訳)「地政学と言説」, 同誌 3号, 1998, 155-168頁。②グレゴリー (湯山健一・大城直樹訳)「心象地理」, 同誌 3号, 1998, 156-208頁。③姜尚中「丸山真男と国民の心象地理」, 同誌 4号, 1999, 33-49頁。④アンダーソン (ドウィアント訳)「国民を地図化する一序」, 同誌 4号, 1998, 154-163頁。

3) 加藤政洋・神田孝治「批判的文化地理学の諸相」, 人文地理学会第58回地理思想研究会 (於: 関西大学), 1999。

4) 成瀬厚「地政学的意識と批評」, 地理学評論 70A-3, 1997, 156-166頁。

ドの著作の紹介等が代表的なものとして挙げられる⁵⁾。

これらの課題への関心は、エスニック集団や国民国家形成に関する研究でも持たれるようになった。例えば、高木彰彦は心象地理の問題やナショナル・アイデンティティの問題を、近代国民国家形成や国民の地理認識と地理教育、地理思想史と関連づけて検討するという研究の方向性を指摘している⁶⁾。

国民国家とは、その領域の内側においては、集団の等質性を強調し、外側においては差異を強調する統合原理である。そして、その過程は「日本人」もしくは国民という概念による、地縁的な諸集団の包摂・統合過程として理解することができる。その中で、政府が、アイヌ人、琉球人、日本によって植民地化された朝鮮・台湾民族等、本来ならば血縁集団の理念のみでは統合の難しい集団を、日本社会にどのようにして包摂・統合していったのかという点⁷⁾を地域的な視点から明らかにすることは、地理学の分野でも重要な研究課題となり得る。

このような視点に立った実証的な研究のなかで筆者が最も注目するのは、小熊英二⁸⁾の研究である。彼は、日本統治下の朝鮮・台湾における政府による植民地住民の同化政策の実態を詳細に分析した。そして、日本政府が、植民地住民に対して、国民教育によって「国語」や日本文化を修得させることを通じて、「日本人」としての忠誠心を強制する一方で、参政権や教育制度等の面では公然と差別的待遇を行っていたことを指摘し、これらの差別を正当化する支配者側の「言説」が、どのような論理の下に創られてきたのかを明

5) また、隣接分野で活発に行われている諸研究についても、レビューしていく必要があるだろう。ここでは、ごく一部ではあるが、以下の文献を挙げておく。①小熊英二『単一民族神話の起源—〈日本人〉の自画像の系譜—』、1995、新曜社、450頁。②姜尚中『オリエンタリズムの彼方へ』、1996、岩波書店、245頁。③酒井直樹・バリー・伊豫谷登士翁編『ナショナル・アイデンティティの脱構築』、1996、柏書房、315頁。④小熊英二『〈日本人〉の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮植民地支配から復帰運動まで—』、1998、新曜社、772頁。

6) 高木彰彦「政治地理学の研究動向と可能性」、人文地理学会大会研究発表要旨集、1999、8-9頁。

7) 山田晴通「地理学におけるエスニシティ研究によせて」、地理 38-8、1993、80-85頁。

8) 前掲5) ④小熊。

らかにしている。このような、日本政府が「日本人」概念の境界上に存在する人々をどのように扱ってきたのかという議論は、植民地住民のみならず、本稿で取り上げるような、国籍上「完全」な意味での「外国人」である在日中国人を検討する際にも、有効な分析の枠組みを提示している。なぜなら、日本政府は植民地住民に対して、「一視同仁」という建前を唱えてきたにも拘わらず、実際には彼らに差別的待遇を行っていたように、必要があれば、国民国家の枠内から「排除」すべき存在である在日中国人を国民国家の枠内に引き入れ、利用するという政策を執る場合もあり得たからである。このような、日本政府の在日中国人政策の恣意的な運用状況を地域的な視点から検討することも、地理学の研究課題の一つとなり得ると考える。

筆者は、国民国家形成とエスニック集団の関係を地理学の分野において扱うための方向性の一つとして、近代期の都市形成や地域開発におけるエスニック集団の存在について検討していく必要があると考える。すなわち、本研究の目的は、①国民国家が、国民統合の対象から外れた「外国人」を近代期の都市空間から排除していった過程と、その結果として、日本の都市が「民族的な均質性」という特色を持つに至った要因を明らかにしていくこと、②このように政府が「外国人」を排除するという原則を持っていたにも拘わらず、近現代期の地域開発において、「外国人」労働者が大きな役割を果たしてきたことや、一部の都市においては、中国人集住地区が維持されてきたことを明らかにすること、③これらの点を検討することによって、国民国家が、その「建前」とは裏腹に、外国人政策を地域の事情に合わせて、恣意的に運用してきたことを明らかにしていくこと、④さらには、国民国家の恣意的な排除の政策にも拘わらず、一部の都市においては、中国人集住地区が存続してきた要因を中国人の側の主体的な役割にも注目しながら明らかにしていくこと、である。

以下では、先行研究を展望することによって、本稿の問題意識をより明確に述べていきたい。日本におけるエスニック集団の地理学的研究では、都市形成史的視点から外国人の集住地区の変遷について、検討した研究はあまり行われてこなかった。1970年代から80年代前半にかけて、日本の都市を対象として盛んに行われてきた因子生態研究でも、欧米

諸都市の事例⁹⁾とは異なり、エスニシティは分析の対象にすらなっていなかった¹⁰⁾。その後、1980年代以降、ニューカマー外国人が急増するのに伴い、オールドカマーも含めたエスニック集団への関心が高まり、都市地理学の分野でも多くの実証研究が蓄積されるようになった¹¹⁾。

しかしながら、日本の都市においてエスニック集団の集住地区を扱う際、因子生態研究やインナーシティ研究等といった、従来の都市居住地域構造に関する研究と比較し、それらとの整合性を検討する必要がある¹²⁾。そのために筆者は、対象時期を近代都市の形成期にまで遡り、日本の都市において、エスニック集団の集住地区が、大きな位置を占めることが少なかった要因を明らかにしていくべきであると考えます。

日本におけるオールドカマーのエスニック集団である在日朝鮮人や在日中国人に関する研究では、都市労働市場や政府の政策との関連からエスニック集団の集住地区形成や衰退の過程について検討した研究は少ない¹³⁾。これは在日中国人研究において、特に顕著に見られる傾向である。これまでの在日中国人研究では、自営業者や職人の集団としての中国

9) ポール・ノックス(小長谷一之訳)「都市社会地理学(上)」, 地人書房, 1993, 219-226頁。

10) 上野健一「都市の居住地域構造研究の発展—因子生態学研究と都市地理学研究との関連を中心として—」, 地理学評論 55, 1982, 716頁。

11) 例えば以下の論文が挙げられる。Rosalia Avila-Tapiés「在日外国人と日本人の人口移動パターンの比較分析」, 人文地理 47, 1995, 174-188頁。曹賢美「在日韓国人高齢者の就業状況—東京都大田区の場合」, 経済地理学年報 41, 1995, 57-71頁。成田孝三「世界都市におけるエスニックマイノリティへの視点—東京・大阪の「在日」をめぐって」, 経済地理学年報 41, 1995, 308-329頁。

12) インナーシティ研究との関連では、成田によって優れた考察がなされている。前掲11)成田。

13) 少ない研究例として次のものがある。①佐々木信彰「1920年代における在阪朝鮮人の労働—生活過程—東成・集住地区を中心に—」(杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』, 新評論, 1996(初版1986))161-212頁。②西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』, 東京大学出版会, 1997, 354頁。

人社会に着目した研究が多かった。このような系譜に属する研究として内田直作¹⁴⁾の研究が代表的であり、彼の業績を超える研究は現れていないという¹⁵⁾。内田以来の在日中国人研究では、中国人の社会経済的地位について、基本的には次のような見解を取ってきた。それは、1899年の外国人居留地制度の廃止以降、非熟練単純労働者の入国には政府の許可が必要となったため、日本へ移民した中国人の多くは、貿易商や行商、料理業、理髪業、洋服仕立業等の自営業者や、料理人、理髪師等の職人で占められていたというものである。つまり、内田を始めとする諸研究では、中国人を社会の下層に位置する単純労働者ではなく、日本人との経済的な競争が少ない業種を中心とする自営業や技術的職業に特化した、中間層的地位にある外国人集団として位置付けてきた¹⁶⁾。これらの研究では、中国人の就業構造を彼らが中国本国から持ち込んだ資源、例えば伝統的な技術や商品、中国人ネットワークやチェーン・マイグレーションといった地縁・血縁的關係といったものとの関係から検討してきた。つまり、これらの研究は、移民労働者の就業構造を主に文化的要因から検討したものであると考える。

しかしながら、地縁・血縁的關係に基づく就業構造は、世界各地に移民した中国人集団でほぼ普遍的に見られた現象である。その中で、中国人の集住地区が、日本の都市ではそれほど注目されてこなかったという現象を考える際、中国人を受け入れた都市の雇用基盤の問題や政府による政策的な条件にも着目する必要があるのではないだろうか。

第二次大戦前における在日中国人に関する研究の中で、都市形成史的見地から注目され

14) 内田直作『日本華僑社会の研究』、同文館、392頁。

15) 市川信愛『華僑社会経済論序説』、九州大学出版会、1987、196頁。

16) ただし、中国人の就業構造が、世代交代等による社会経済的条件の変化によって、変化していく過程を捉えた研究は存在する。山下清海「横浜中華街在留中国人の生活様式」、人文地理 31、1979、321-348頁。

るものとして、許淑真¹⁷⁾や山脇啓造¹⁸⁾が挙げられる。これらの研究は、1890年代後半と1920年代前半における外国人労働者に対する出入国管理政策の確立の過程を明らかにしたという点で重要な意義を持つ。

両者は近代日本の労働市場と中国人労働者の関係について、次のような見解を示している。すなわち、許¹⁷⁾は、1920年代に中国人労働者に対する厳格な出入国管理政策が形成された要因として、日本では地方出身者の余剰労働力が多く存在していたため、都市労働市場には中国人労働者を受け入れる余裕がなかったことを指摘している。

これに対して、山脇¹⁸⁾は、在日中国人が非熟練労働者として、大規模に定着しなかった主要な要因は、政府による厳格な出入国管理政策と、対照的に比較的管理を受けにくかった朝鮮人労働者の流入によるものであるとする。そのため、山脇は日本政府が中国人労働者には、関東大震災以後極めて厳格な入国管理を行っているのに対して、朝鮮人労働者には、日本資本主義の展開のための低賃金労働力の必要性から、内地への渡航を認めるという方針を執っていたことについて以下のような見解を述べている。

すなわち、彼は「朝鮮が植民地であったがゆえに、朝鮮人も日本人と同じ日本臣民であるという「一視同仁」の建前上、その建前に沿う「正当」な理由がなければ、渡航を管理することはできても、制限はしにくい側面もあった」とした上で¹⁹⁾、「近代日本の外国人労働者政策としての1899年体制とは、近代日本にとって外国人労働力として「利用」が可能であった中国人労働者と朝鮮人労働者のうち、中国人労働者を排除し、朝鮮人労働者

17) ①許淑真「日本における労働移民禁止法の成立—勅令第352号をめぐって—」(布目潮 風博士古稀記念論集刊行会編集委員会編『東アジアの法と社会』、汲古書院、1990) 553-580頁。②許淑真「労働移民禁止法の施行をめぐって」、神戸大学社会学雑誌7、1990、102-119頁。

18) 山脇啓造『近代日本と外国人労働者—1890年代後半と1920年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題—』、1994、明石書店、305頁。

19) 前掲17)許②。

20) 前掲18)山脇。

21) 前掲18)山脇、270-271頁。

を許容する体制であったと言えるのではないかと指摘している²²⁾。以上の先行研究の成果に対して、筆者が、今後の課題として指摘したい点は、以下のことからである。

第一に、日本において、1920年代前半期を対象とした中国人労働者に関する諸研究に対して、都市地理学的立場からもアプローチしていく必要がある。具体的には、日本において中国人労働者の増加が顕著に見られた1920年代前半期において、中国人労働者の集住地区が、どのように形成されてきたのかという点を明らかにしていく。その際、従来の研究で注目されてきた中国人社会の地縁・血縁的關係からだけでなく、東京の底辺労働市場の状況や都市の産業配置の変化、国家や地方自治体の政策との関わりから、検討していくべきである²³⁾と考える。

第二に、上記の点を明らかにした上で、先行研究がほとんど存在しない²⁴⁾、1920年代後半期から1930年代前半期において、このような中国人労働者集住地区がどのような変容を遂げていったのかという点も明らかにしていく必要がある。すなわち、1927年以降の日本では、1927年に起こった金融恐慌と、1929年後半から始まった昭和恐慌の影響によって未曾有の恐慌が引き起こされており、それによって特にブルーカラー労働者層に対する雇用不安の問題が顕在化していた。そして、中国人労働者を受け入れていた底辺労働市場が縮小するとともに彼らの労働市場からの排除が進んだのも、彼らに対する強制送還政策が確立されたのも、この時期であった。そのため、中国人労働者集住地区の衰退過程を検討するには、当該時期を対象とした研究が必要になってくる。

第三に、許と山脇の議論を踏まえて、日本の都市において、中国人労働者集住地区の形

22) 前掲18) 山脇、287頁。

23) 富山一郎による関西地方における沖縄出身者の研究でも、1920年代の大阪労働市場の展開が、この時期の沖縄出身者の流入の大きな要因であったことが議論されている。富山一郎『近代日本社会と沖縄人』、日本経済評論社、1990、309頁。

24) 管見の限り在日中国人研究において、昭和初期(1926～30年代前半期)を扱った研究は皆無に近い。高橋・市川や山脇啓造の研究の一部で、この時期、料理業経営者・従業者等に対する政府の取締りが厳格になったということが、わずかに触れられているのみである。高橋強・市川信愛「両大戦間の日本華僑の動向」、長崎華僑研究会編『続・長崎華僑史稿(史・資料編)』、1988、32頁。前掲18) 山脇、171-172頁。

成が進まなかった要因について、さらなる検討を加える必要がある。筆者は、昭和初期において、中国人労働者集住地区が衰退した背景には、①政府による出入国管理政策と強制送還処分の厳格化、②不況、とりわけ昭和恐慌による労働力需要の縮小、③日本人労働者による中国人労働者への差別と排斥運動の高まり、という3つの要因が存在すると考える。そして、これらの3要因が、どのような関係性の上で相互作用を及ぼし、中国人労働者集住地区の衰退へと結びついていったのかという点については、従来の研究からは明らかになっておらず、重要な研究課題であると考えられる。

第四に、「近代日本の外国人労働者政策としての1899年体制とは、近代日本にとって外国人労働力として「利用」が可能であった中国人労働者と朝鮮人労働者のうち、中国人労働者を排除し、朝鮮人労働者を許容する体制であった」とする山脇の指摘については、各地の事例を踏まえながら、より緻密な検討を積み重ねていく必要がある。そして、分析の内容も小熊の研究のように、近代日本の「日本人観」、すなわち、建前としての「一視同仁」思想と、実際に存在してきた朝鮮人労働者に対する差別との矛盾にまで踏み込んだ上での検討が必要になる。なぜなら、朝鮮人労働者に対する「一視同仁」は、あくまで「建前」であり、日本政府は必要があれば、形式上はその「建前」を維持しながらも、実際には彼らに差別的待遇を行うことがあり得たし、逆に条件次第では、国民国家の枠内から「排除」すべき存在である中国人労働者の雇用を容認することもあり得たからである。

第五に、日本の都市における中国人集住地区の衰退要因を明らかにすることと並行して、日本政府が中国人労働者を排除する政策を執ってきたにも拘わらず、横浜、神戸、長崎といった一部の都市においては、中国人集住地区が維持されてきた要因について検討していく必要がある。具体的には、これらの地域において、日本政府が執った政策の地域的特性と、同時に、これらの地域に居住してきた中国人の側の主体的な役割という両方の側面を踏まえた上で、検討していく必要があるだろう。

本研究では、これらの5つの点を明らかにするために、東京、樺太、長崎の3地域を対象地域として取り上げ、実証研究を行っていく。そのため、本稿の章構成は、以下のようになっている。はじめに、第Ⅱ章では、中国人労働者の移民が急増した1920年代前半期の東京を対象として、中国人労働者集住地区の形成過程を明らかにすると同時に、このような集住地区形成に大きな影響を与えた要因を、当時の東京を中心とした地域労働市場の変化や、中国人の雇用構造や就業機会を獲得するメカニズム、さらには政府による就業規制の影響といったものとの関係から明らかにしていく。

次に第三章では、1920年代後半期から1930年代前半期にかけての東京を対象として、中国人労働者が都市労働市場から排除され、彼らの集住地区が衰退していった過程を、強制送還政策を中心とする外国人管理政策の変化、地域労働市場の変化、日本人労働者による中国人労働者の排斥運動という3要因を、相互に関連づけながら検討することによって明らかにしていく。その際、日本政府が中国人労働者と朝鮮人労働者に対して、どのような異なる政策を執っていたのかという点にも着目し、この時期、東京とその周辺地域においては「朝鮮人労働者を許容し、中国人労働者を排除する」という政策が顕著になっていたことを明らかにしていく。

第四章では、地域開発のために中国人労働者が多く雇用された1920年代の樺太²⁵⁾を対象地域として取り上げ、中国人労働者の雇用政策とその背景について明らかにしていく。その際、地域住民による反対運動や、内地人労働者や朝鮮人労働者も含めた政府の労働者政策との関連についても検討し、政府の外国人・外地人労働者政策が、地域の事情に合わせて、どのように恣意的に運用されていたのかという点を明らかにしていく。

第五章では、在日中国人の集住地区が第二次世界大戦以降まで、維持されていた長崎を事例として、20世紀初頭から1990年代に至るまでの、彼らの就業構造の変化と居住地移動について、政策的要因や彼らの世代交替による意識の変化といった要因との関連から検討していく。そして、第二次世界大戦以前において、福州地方出身者の行商集団が、他の中国人労働者に比べると、政府の就業規制を受けることが少なかった要因を検討するとともに、第二次世界大戦以前において彼らの集住地区を維持させ、第二次世界大戦後において、彼らが事業を拡大させ、居住地を拡散させていった背景を明らかにしていく。それと同時に、日本政府が、地方政府の独立性が高い植民地だけでなく、内地においても、日本政府は外国人労働者政策を恣意的に運用していたという点を指摘したい。

第六章では、第五章までの研究結果についてごく簡潔にまとめた上で、今後の研究課題について考察していく。

25) 本研究では、1920年代における日本領南樺太を対象とする。そのため、以下の文章では、樺太という用語は専ら南樺太のことを指すものとして用いる。

2. 研究対象と地域の位置づけ

本節では、研究対象である在日中国人を日本におけるオールドカマーのエスニック集団全体の中で位置づけるとともに、対象地域・時期についての位置づけも行いたい。

まず、日本社会における定住外国人の中の一集団としての、在日中国人の位置づけを行いたい。明治期以降の日本の外国人人口の国別の推移を概観すると、次のような大きな傾向を指摘することができる。まず、幕末の開港から 1910 年代までの時期には、中国人が最大の外国人集団であったが、1910 年代後半からは朝鮮人の移住者が急増し、中国人に代わって最大の外国人集団となり、それが現在まで続いている²⁶⁾。

在日中国人の特色として、まず第一に、日本人との経済的な競争が少ない業種を中心とする自営業に特化した、中間層的地位にある外国人集団である点²⁷⁾が挙げられる。この傾向は、第二次大戦後も続き、彼らの職業構成は、中華料理業等の中小・零細な自営業に限られており²⁸⁾都市自営業者層の中に逼塞する形で就業していたと言える。

このことは、特に第二次大戦以前における、朝鮮人労働者の存在とは対照的である。なぜなら、朝鮮人労働者は、第一次大戦期には軍需景気による労働力不足の補充要員として、1920 年代には都市化や工場の電化等の促進を担う労働力として、1930 年代には重化学工業化の一端を担う労働力として、第二次大戦期には基幹産業である石炭産業のための労働力として、日本経済の発展・展開の中に深く組み込まれてきた²⁹⁾からである。

ただし、日本においても、在日中国人の集住地区が、都市において一定の位置を占めてきた地域は存在する。それは、幕末以来の商人集団的な中国人の集住地区が存在する横浜や神戸、長崎といった地域である。これらの集住地区は、旧外国人居留地内に存在しており、在日中国人の比較的明瞭な集中居住地区となっていた。

26) 前掲 18) 山脇, 305 頁。

27) 内田 1949, 311-312 頁。斯波 1983, 45 頁。

28) ①前掲 16) 山下。②許淑真「日本における福州幫の消長」, 摂南学術 7B, 1989, 59-77 頁。③茅原圭子・森栗茂一「福清華僑の日本での呉服行商について」, 大阪教育大学地理学報 27, 1989, 17-44 頁。

29) 前掲 13) ②西成田, 108-109, 348 頁。

これに対して、本稿の第Ⅱ～Ⅲ章で取り上げる 1920 年代以降の東京には、隅田川・荒川流域の諸地域を中心に、土木建設業や製造業に従事する未熟練単純労働者の集住地区が形成されつつあった。これらの地域は、1920 年代以降の工場立地の変化に伴い、新たに形成された労働者街であり、中国人労働者だけでなく日本人の日雇的労働者や朝鮮人労働者も多く居住していた地域であった³⁰⁾。そして、この東京の中国人労働者集住地区は、東日本各県への出稼ぎ者を多く送り出しており、中国人労働者の集住地区としては、東日本有数のものであった。

そのため、本稿では、江戸時代から、商人集団的な中国人の集住地区が存在した長崎と、1920 年代に単純労働者的な中国人労働者の集住地区が形成された東京の事例を取り上げる。また本稿では、第二次世界大戦時まで日本領であった樺太の事例も取り上げる。樺太を対象地域として取り上げる理由は以下の点からである。

外国人労働者の出入国や就業に関する政策の特色として、朝鮮半島や台湾をはじめとする植民地では、内地に比べると外国人労働者への入国規制が緩やかであったことが指摘できる。この傾向は、「最も内地的性格が強い植民地」³¹⁾とされていた樺太においても見られる傾向であった。しかも、樺太は、ただでさえ内地人労働者の人口が極端に少ない上に、内地諸地域の場合と異なり、樺太庁当局内部には、内地人労働者の不足を外地人である朝鮮人労働者によって埋め合わせるという方針にも、慎重な意見が多く存在していた。そのため、中国人労働者に関して、内地とは全く異なる政策を執らざるを得ない地域であった。すなわち、樺太はその内地的性格の強さにもかかわらず、樺太庁は、厳しい条件を付けながらも、中国人労働者の雇用を公認し、インフラストラクチャーや工場の建設工事や石炭採掘事業といった地域開発に従事させざるを得ない地域であったのである。

もちろん、この時期の樺太以外の地域においても、地域開発において中国人労働者の雇用が検討されたり、実際に雇用が行われた事例は存在する。例えば、1907 年の肥薩線工事では、中国人労働者 300 人と契約し、工事に雇用していたが、警察当局によって就労を

30) 前掲 13) ②西成田、66-67 頁。

31) 三木理史「移住型植民地樺太と豊原の市街地形成」、人文地理 51、1999、223-225 頁。

禁じられているし³²⁾、同様な事例は、第Ⅱ章で検討するように、1920年代前半期にも頻繁に確認することができる。また、政府や地方自治体の許可の下、合法的に中国人労働者を雇用しようとした計画として、1917年7月には、第一次世界大戦期の軍需景気で労働力不足が生じたため、山口県で行われる造船場建設において、中国人の労働に関する従来の制限を一時的に解除する提案がなされたし³³⁾、1923年の関東大震災に際しても「震災によって焼失・倒壊した家屋は数十万にのぼっており、復旧作業に従事する職人が不足する」ため、500人の中国人労働者を雇用することを願いだした要望が出されている³⁴⁾。しかしながら、これらの計画が実際に、実行に移された形跡を確認できたのは、管見の限り樺太の事例がはじめてであった。そのため、この樺太の事例は、外国人労働者政策の恣意性について検討するには、極めて適した事例であると言える。

以上の点から、本稿では、東京、樺太、長崎を対象地域として取り上げ、検討を行う。

3. 研究の史料・方法

本研究において、上記の目標を明らかにするためには、中国人労働者の職業構成や居住地と従業地との関係、雇用形態等といった個人的データに加えて、中国人労働者に対する日本政府の政策決定過程を知ることができる詳細な史料が必要になってくる。

本稿では、これらの点を把握するため、外務省外交史料館所蔵の中国人労働者に関する史料・個人データを利用する。この外務省所蔵の史料は、地域的には植民地を含む帝国全土を、時期的には1920年代から1940年代前半にかけてをカバーしているが、内地において中国人労働者の移民が顕著になった1920年代前半期における史料が特に多く収録されている。これらの史料は、以下の2つの種類に分類することができる。第1は、各府県の外事警察課が中国人労働者の不法就労や犯罪等を取締り、防止する目的で作成した報告書

32) 小松裕「肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者」、熊本大学文学会文学部論叢37, 1991, 65-93頁。

33) 前掲18) 118-119頁。

34) 「震災復旧工事に支那職工使用方願出に関する件」(『支那労働者取締関係一件第2巻』所収, 1923)。

類である。これらの報告書では、個人もしくは集団で不法就労や犯罪行為等を行ったり、逆に犯罪等の事件の被害に遭った中国人等に対する供述内容をもとに、姓名、年齢、職業、本籍地、現住地、前住地、不法就労を行っただけ等が記録されている。第2は、政府が中国人労働者に対する政策を決定していく際の、政府内部での意思決定過程や、中国人労働者の取締を求める日本人労働者団体や中国人労働者を雇用している中国人経営者といった関係者の意向や運動の状況を示した史料である。具体的な史料として、以下のものを利用する。

第Ⅱ章

- ①『帝国労働政策及法規関係雑纂 支那労働者入国取締』
- ②『在本邦外国労働者関係雑件』
- ③『外国人動静雑纂 支那国人ノ部』
- ④『外国人動静雑纂 府県報告ノ部支那国人』
- ⑤『支那労働者入国取締関係一件、全4巻』
- ⑥『外事警察事務概況、全6巻』
- ⑦『外国人関係警察取締及び処分雑件、全12巻（および別巻で『支那国人の部』全4巻）』
- ⑧『帝国に於ける外国人の居住及営業関係雑件』（以下、史料Ⅱ-①～Ⅱ-⑧と略記する）³⁵⁾

第Ⅲ章

35) これらのうち史料Ⅱ-⑧では、自営業を営む中国人の営業の可否について当局がケースバイケースで判断を下した事例が収録されている。また、史料Ⅱ-⑦では、中国人が犯罪行為全般によって検挙された事例や、逆に犯罪行為の被害者になった事例を集めているのに対して、他のⅡ-①～⑥の史料では、不法就労者の事例を中心としている。そのため、Ⅱ-①～⑥については、報告書が作成された時期が異なるのみであり、史料の性格には大きな違いはないと考えられる。

①『本邦在留外国人送還関係雑纂中国人之部』（整理番号 K 門 3 類 4 項 2-1-1 号。7 巻及び「労働者関係」と記された別巻がある。以下史料Ⅲ-①と略記する）

この史料Ⅲ-①には、中国人労働者で種々の事情で本国への帰国をさせられた者一人一人に関する、詳細な報告書が収録されている。これらの報告書には、処分対象者の職業、年齢、居住地、処分理由等が記されており、中国人に対する就業・居住規制の運用状況の推移を知ることができる絶好の史料である。強制送還処分を受けた中国人数が急増した 1929 年以降、報告内容がいくぶん簡略化される傾向がみられるものの、この史料は、時期的には、1927 年から 1934 年までを収録しており、その空間的な範囲は、植民地を含む当時の帝国全土に及んでいる。

また、上記の史料を補足するものとして、第Ⅲ章では、治安維持法施行後における、外国人に関する政府の内部文書や統計類を収録した、荻野編・解題³⁶⁾を用いる。さらに、強制送還の内容に、1927 年以前と比べて、どのような差異が見られたかという点を検討するために、第Ⅱ章でも用いた『外国人関係警察取締及処分雑件支那国人ノ部、全 4 巻（整理番号 4 門 2 類 2 項 68-1 号）』、『支那労働者入国取締関係一件、全 4 巻（整理番号 3 門 9 類 4 項 21 号）』等の史料も利用する。

第Ⅱ、Ⅲ章では、近郊地域まで含めた東京の状況を把握するために、東京府とそれに隣接する神奈川、千葉、埼玉の南関東 4 府県のデータを使用する。史料Ⅱ-①～Ⅱ-⑧で取り上げられ、報告の対象となった中国人の人数は、筆者が複写できた東京、神奈川、埼玉、千葉の南関東 4 府県で、少なくとも 2,100 名以上であり、東京府だけでも 1,600 名近くに上っている。彼らの性別を見ると、当時の中国人労働者の多くが出稼ぎを目的とした単身者で占められていたことを反映して、ほとんどが男性で占められている。さらに、史料Ⅲ-①に記載されている南関東 4 府県における送還者数は、1927～1931 年と 1933 年の 6 年間で 813 人、東京府だけでも 710 人に上っており、データ数は数量的には問題は少ないと考える³⁷⁾。

これらの史料を利用するに当たり問題となる点は、当該時期の中国人労働者全体の中で

36) 荻野富士夫編・解題『特高警察関係資料集成』、第 15～16 巻、1992、不二出版。

37) 重複分については、できる限り除外する作業を行った。

の代表性である。例えば史料Ⅱ-①～⑧に関して言えば、不法就労等の犯罪防止を目的として作成されたため、建設・運搬労働者や製造業従事者等の、労働不許可業種に従事していた人々の事例が多く記録されている。反面、料理・理髪職等で許可を受けて就業している者や、不許可業種従事者でも就労制限が行われなかった旧外国人居留地内等で従業していた者をあまりカバーしていない可能性があり、分析の際には考慮が必要となる。

また、史料Ⅲ-①に関する送還処分を受けた中国人全員の事例が記されていないという問題点がある。この史料の中には、紛失・消失したものや、未整理・未公開のものも存在すると考えられ、特に1928年上半期、1932年、1934年については、欠落が著しく、その捕捉率に問題が残る。

そのため、これらの個人データを、送還処分を受けた中国人の総数を記した集計データと照合し、その捕捉率を検討する必要がある。筆者が知る限り、このような集計データは1925年～1927年10月についてのみ存在する。このうち、1927年1月～10月までの間に警視庁管下の東京府から強制送還処分を受けた中国人は70名であったが、筆者が入手した個人データでは、そのうち64名が含まれており、9割以上の捕捉率であった。他の年次については、強制送還者の総数を示した集計データがないため比較できないが、欠落の著しい上述の3年間を除けば、概ね1927年のものに近い捕捉率であると推測される。

また、当該史料のような日本政府側が作成した史料を使用するに当たっては、史料が特定の政治的な意図を持つ可能性や母集団が限られていることによるバイアスの存在についても、吟味が必要となる。例えば、史料Ⅲ-①に記されている強制送還を受けた中国人の中には、各種犯罪行為によって検挙された者も含まれているが、その中には被疑者に過ぎず、犯罪の事実が確定していない者も多く含まれていた。例えば、比較的記録が詳細な1927年の事例を見ると、この年に万引き・窃盗によって強制送還処分を受けた22人のうち、7人が被疑者に過ぎなかったことが確認できる。さらに、当時の中国側の新聞記事によると、「(強制送還の)口実も以前は犯罪のみであったが今では非常に嚴重となりて甚しいのは将棋を賭博と見なしたり名前の誤謬や上陸日を忘れた為に不正入国とされたのさえある」³⁸⁾と報じられており、取締りの厳格化に伴って、かなりの数の冤罪が発生していた可能性は否定できない。

38) 「外秘収第9151号」(史料Ⅲ-①所収、1930年9月30日)。

しかしながら、このような政治性やバイアスに十分注意すれば、当該史料は中国人労働者の就業構造と居住パターンの関係を明らかにするために不可欠な史料である。なぜなら、この史料は中国人の職業や居住地・従業地、雇用者、送還理由等の情報が個人レベルで大量に記されたほとんど唯一の史料であり、国勢調査等の集計データでも外国人に関する情報はほとんど示されていないからである。さらに、上述の史料を用いることで、留学生や外交官、大使館員、大学教員、実業家等といった、明らかに労働者とは異なる社会階層の中国人を除外した上で、彼らの就業構造や居住パターン、帰還状況等を分析できるというメリットもある。

次に第IV章では、まず、日本政府（樺太庁）側の史料として、外務省外交史料館所蔵の『支那労働者入国取締関係一件』（全4巻）及び『外国人関係警察取締及処分雑件支那国人の部』（全4巻）がある。その中でも特に以下のものは、樺太における中国人労働者の雇用状況について、詳細に報告した史料である。

- ①「高秘第3129号」（『支那労働者入国取締関係一件』第2巻、所収、1923）。
- ②「樺太に於ける支那人労働者の状況及騒擾の顛末」（『支那労働者入国取締関係一件』第4巻、所収、1926）。

また、朝鮮人労働者と中国人以外の外国人に関しては、それぞれ函館市立図書館所蔵の以下の史料が詳しい。

- ③「樺太在留朝鮮人一斑」（1927年10月、このうち第4章第2節までは桑原真人によって活字化及び解説がなされている³⁹⁾）
- ④「南樺太居住外国人の情況」（1927年9月、これらの史料は、以下では史料IV-①～④と表記する）。

一方、日本政府の内部史料の他に、樺太の地方新聞であった『樺太日日新聞』にも中国

39) 桑原真人「樺太在留朝鮮人一斑」、在日朝鮮人史研究8、1981、79-125頁。以後の引用頁数は在日朝鮮人史研究の頁数を記載する。

人・朝鮮人労働者に関する記事が多く掲載されている。

これらの史料を利用するにも、史料が政治性やバイアスを持つ可能性について、十分検討しておく必要がある。例えば、樺太庁は中国人労働者の雇用について、厳格な管理下で、季節労働者としてのみ雇用を認めるという政策を執っており、樺太庁の内部史料でも、このような政策を正当化するような事実や意見が多く取り上げられている可能性がある。これに対して『樺太日日新聞』の記事には、中国人労働者の雇用について、否定的な主張が比較的多く掲載される傾向が見られた。そのため、これらの樺太庁側の史料と新聞記事は、中国人・朝鮮人労働者が引き起こす問題点を過度に強調するような差別や偏見に満ちた記述も多く見られ、史料の分析に当たっては、このような政治的意図の存在には十分注意する必要がある。

しかしながら、これらの点に十分注意すれば、当該史料は中国人・朝鮮人労働者の雇用状況について知ることができる貴重な史料になり得る。そればかりか、史料の持つ政治性やバイアスについて分析すること自体が、近代日本の「外国人」観や「日本人」観について検討する場合、有効な視点となり得ると考える。

第V章では、主に聴き取り調査によって、個人レベルでの居住地、学歴、職業などのデータを収集し、縦断的な視点からの分析を行う。エスニック集団の居住分化を扱った従来の諸研究では、研究対象地域内の各地区における人口の増減などの地区単位での統計分析や、成員の住所を地図上に落とし、その経年的な比較によってエスニック集団の居住分化とその解消の過程を考察するものが多かった。しかしながら、エスニック集団の世代の違いや社会経済的地位の変化にともなう居住パターンの変化について検討したり、エスニック集団の居住地の拡散の質的な差異について分析する場合や、エスニック集団の個々の成員の社会的・経済的な活動の多様な側面を動的に検討するためには、分布の変化だけを見るのみでは不十分であろう。そのため、本稿の目的に即して、エスニック集団の居住地

パターンの変化に関して、個人レベルでその実態を調査していく必要があると考える⁴⁰⁾。

第V章において、聴き取り調査以外に利用できる史料・統計として、長崎に存在していた華僑学校である時中小学校の卒業生名簿、1962年と1982年に発行された福建省出身者の全国的な懇親会組織である旅日福建同郷会の住所録等がある⁴¹⁾。時中小学校の卒業生名簿からは卒業生のほぼ全員の本籍地が分かるほか、一部の人については現住地も知ることができる。また62年の住所録では、1961年における会員の住所のほか、一部の人については職業や家族構成、家族の職業などが知ることができ、82年の住所録からは、1981年における会員の住所と勤め先を知ることができる。この住所録については、長崎県の在日中国人のうち、福建省出身者しか把握できず、また、福建省出身者についても対象の捕捉率が問題になってくる。しかし、後述するように、第二次世界大戦後においては、長崎県の定住外国人としての中国人のほとんどが福建省出身者によって占められており、戦後の長崎の在日中国人は福建省出身者に置き換えて議論しても問題は少ないと考える。次に、対象の捕捉率について検討する。住所録に記載されている福建省出身者の世帯数は、長崎県全体で1961年と1981年では、それぞれ89世帯、104世帯となっている。これに対して、1955年と1987年における長崎県における福建省出身者の人口は、それぞれ595人、386

40) このような問題意識は、パリ地域におけるエスニック集団の居住地移動をライフコースの分析を通して検討したボンバルらの論文によっても指摘されている (Bonvalet, C., J. Carpenter, and P. White, 'The residential mobility of ethnic minorities : a longitudinal analysis' *Urban Studies* 32-1, 1995, pp.87-103.)。また、華僑・華人研究の分野においても、個々の中国人のライフ・ヒストリーを構成し、その分析を通して具体的かつトータルな華人像を構成することが課題とされている。室永芳三など『地域理解の視点—長崎の理解と教育の創造—』,長崎大学教育学部, 1995, 43-64頁。

41) ①林義盤・官文秀『公立長崎華僑時中小学校卒業生名簿』(長崎華僑研究会編『長崎華僑と日本文化交流』,長崎華僑研究会, 1989) 1-14頁。②第一回旅日福建同郷懇親会準備委員会『旅日本福建同郷名簿』,第一回旅日福建同郷懇親会事務局, 1962年, 455頁。③旅日福建同郷会『旅日福建同郷会二十年の歩み』,旅日福建同郷会, 1982年, 193-251頁。

人となっている⁴²⁾。これらの世帯数と人口の数値を見比べると、1961年の住所録のカバ一率が問題となってくる。しかし、この1961年の住所録のうち、17世帯については世帯の構成員が記載されており、その構成員数の平均値は6.5人であり、一世帯当たりの構成員数の多さを考慮すれば、多少の記載漏れはあるものの、ほとんどの福建省出身者の世帯をカバーしていると判断できる。

42) 1955年と1987年の福建省出身者の人口は、それぞれ以下の資料に依拠している。①前掲15)市川、215頁。②前掲28)③茅原・森栗、20頁。

第II章 1920年代前半期の東京における中国人労働者の就業構造と集住地区の形成

1. はじめに

本章では、中国人労働者の移民が急増した1920年代前半期の東京を対象として、中国人労働者集住地区の形成過程を明らかにすると同時に、このような集住地区形成に大きな影響を与えた要因を、当時の東京を中心とした都市労働市場の変化や、中国人の雇用構造や就業機会を獲得するメカニズム、さらには政府による就業規制の影響といったものとの関係から明らかにしていく。

2. 研究対象の時期と地域

1) 1920年代の経済史的な位置づけ

はじめに、中国人労働者に関する分析に入る前に、対象時期である1920年代の、日本経済史における位置づけを行いたい。日本経済は1920年3月以降の戦後恐慌や、1920、22、27年の金融不況を経験しながらも、1920年代全体として見ると経済成長を続けていた。この時期、工業の分野では「軽工業」中心の構成から脱却して、鉄鋼・化学・機械等の素材や生産財の製造能力の確立と充実が目指された。そして、このような「重化学工業化」は、石炭等の輸入需要の増大をもたらした¹⁾。こうした工業の発展と軌を一にして、1920年代は都市化の著しい進展と、それに伴う道路、上下水道、公園等の近代都市施設が整備された時期でもあった²⁾。また、都市部以外でも、1918年9月に成立した原敬内閣以降、

1) 中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史 6 二重構造』、岩波書店、1989、26-37頁。しかしながら、重化学工業化といっても、実際には1920年の時点でも第2次、第3次産業従事者の多くが、大工、左官、人力車夫、料理飲食店といった旧在来産業に従事していたことにも留意しなければならない。

2) 持田信樹「都市の整備と開発」(西川俊作・山本有造編『日本経済史 5 産業化の時代(下)』、岩波書店、1990)、271-318頁。

政府は積極的な公共投資政策を執るようになっていた³⁾。

また、この時期は、工場労働者全般において、賃金水準の上昇が見られた時期でもあった。例えば、機械器具製造業従事者の家庭の収入は、最低生活水準を脱出するに至った。ただし、賃金水準の上昇は、全ての工業労働者に平等に現れたわけではなく、大企業の労働者と中小零細企業労働者、その他雑多な生業に従事する人々との間に賃金の格差が拡大し始め、労働市場の二重構造と呼ばれる日本型労働市場の特質が生み出されたのもこの時期であった⁴⁾。

ただし、産業構造の変化が都市の社会構造に与えた影響を都市間で比較すると、相違点も見られる。社会集団間の階層化や居住分化の形成過程に関する都市間での比較はほとんどなされていない。しかし、被差別部落民や在日朝鮮人を含む都市下層民に関する研究成果⁵⁾を見ると、大まかに言って、大阪を始めとする西日本の諸都市では、都市下層民の集住地区が根強く残存していったのに対して、東京や横浜といった東日本の都市では、1920年代以降、都市下層民の集住地区は拡散していく傾向があった。そのため、これらの諸都市では、都市下層民の問題はあまり人々に強く意識されないまま残存し、隠蔽されていったと考えるのもよいように思われる。このような都市形態の差異が見られた要因として、東京や横浜では、経済発展に伴って資本投下や都市再開発が著しく進んだことや、関東大震災とその復興計画によって下層民集住地区の多くが消失したこと等が推測される。

2) 1920年代までの在日中国人人口の推移

本稿で対象地域とした東京府（第Ⅱ-1図）において、中国人の入国が増加し始めたのは、1890年代後半からである。1899年には、領事裁判制度の廃止にともなって、外国人

3) 中村隆英『高橋財政』と公共投資政策（中村隆英編『戦間期の日本経済分析』、山川出版社、1981）、117-122頁。

4) 尾高煌之助『労働市場分析』、岩波書店、1984、331頁。

5) 例えば、次の研究が代表的なものとして挙げられる。①杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』、新評論、1996（初版1986）、321頁。②中川清『日本の都市下層』、勁草書房、1985、404頁。

居留地制度が廃止され、同時に制定された勅令 352 号⁶⁾によって、外国人が居留地外で居住・移転、営業等の行為をすることが認められるようになった。これによって、中国人は居留地外で料理業、理髪業、行商等の職業に従事することができるようになった。しかし、農業・漁業・鉱業・土木建築・製造・運搬挽車・仲仕業等の非熟練労働に従事する場合には、各府県知事の許可が必要であった⁷⁾。

この 1899 年以降、東京府における中国人人口は漸増していったが、日本経済の構造変化と中国側の要因によって、日本への中国人労働者の移入が顕著になり、1921 年頃からは、日本人労働者との就業を巡る軋轢が生じたり、衛生・風俗上の問題が起こる等の社会問題が発生するようになった⁸⁾。人口上も、戦前の東京府で、中国人人口が最も多くなった時期は、1920 年代であった。この時期の在日中国人人口の増加の要因として、許や山脇は、移民の送り出し国である中国の側の政治的・経済的な要因を指摘している⁹⁾。許は 1920 年の華南・山東地方等での旱害や 1921 年の淮河流域での水害、1920 年 7 月の安直戦争等の影響を、山脇は第 1 次世界大戦後に中国を襲った不況の影響と、中国への日本企業の進出による日本への関心の高まりを指摘している。

この時期、日本企業は急速に対中国投資を増大させており、特に紡績企業は、1921 年

6) この法令の最も重要な箇所である第 1 条の条文は次のようなものであった。「外国人は条約若くは慣行に依り居住の自由を有せざる者と雖、従前の居留地及び雑居地以外に於て、居住、移転、営業其他の行為をなすことを得。但し労働者は、特に行政官庁の許可を受くるに非ざれば、従前の居留地及雑居地以外に於て、居住し、又は其業務を行うことを得ず。(以下略)」。許淑真「日本における労働移民禁止法の成立—勅令第 352 号をめぐって—」(布目潮 風博士古稀記念論集刊行会編集委員会編『東アジアの法と社会』、汲古書院、1990)、568-572 頁。

7) 内田直作『日本華僑社会の研究』、同文館、1949、5-6 頁。

8) 「支那人労働者取締情況」(史料Ⅱ-①所収、1924)。

9) ①許淑真「労働移民禁止法の施行をめぐって」、神戸大学社会学雑誌 7、1990、102 頁。

②山脇啓造『近代日本と外国人労働者—1890 年代後半と 1920 年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題—』、明石書店、1994、115-117 頁。

から 22 年にかけて上海や青島に大挙進出していった¹⁰⁾。例えば、1932 年における上海の紡績工場 61 社のうち、日本資本の工場は 31 社、中国資本の工場は 28 社であり、日本資本の紡錘数が約 149 万鍾、雇用者数は 51,103 人であったのに対して、中国資本の紡錘数は約 115 万鍾、雇用者数は 65,146 人であった¹¹⁾。こうした日本資本の進出が、出稼ぎ先としての日本の関心を中国人の間に高めたことは、十分考えられる¹²⁾。

3) 1920 年代の東京の市街地の拡大と中国人の地区別人口の推移

東京府では、1910 年代後半以降、東京市域外への市街地の拡大が急速に進んでいた。このような市街地の拡大は、地区別の人口構成の変化からも知ることができる。1923 年の関東大震災の影響もあって、東京市の人口は 1920 年から 1925 年の間に、8.2% の減少を示している。これに対して、東京市の周辺部での人口増加は顕著であり、荏原、豊多摩、北豊島、南葛飾の各郡で、ほぼ総体的に市街地化が進みつつあった(第 II-1 表)¹³⁾。

中国人の地区別人口も、この時期に大きく変化しているが、日本人人口の変化と比較すると、相違が見られる(第 II-2 表)。中国人の区・郡別の人口の推移を見ると、東京市 15 区では、1919 ~ 25 年の間で 1,114 人から 3,069 人と 3 倍近い増加が見られる。特に、東京湾沿いの京橋や芝、隅田川沿いの浅草、下谷、本所、深川の各区での増加が著しい。東京府の中国人人口は関東大震災によって一旦大幅に減少し、その後急速に回復したが、この時期、多くの中国人が日本人の人口が減少していた東京市内に流入していたことが分かる。その一方で、東京市外の荏原、豊多摩、北豊島、南葛飾の各郡でも人口増加は著しく、郡部全体で見ても、1919 ~ 25 年の間に 434 人から 1,850 人に増加している。しかし、郡部の中でも、中国人が多く居住していた地区は、東京市の外縁部の地区に限られていた。このような中国人の分布の要因として、工場立地の変化が考えられる。この時期、工場は地価が低廉で水運の便のある地区に立地を拡散させており、①荒川と隅田川の間江東地帯、

10) 小島晋治・丸山松幸『中国近現代史』, 1986, 岩波書店, 84, 98 頁。

11) 関満博『上海の産業発展と日本企業』, 1997, 新評論, 60 頁。

12) 前掲 9) ②山脇, 117 頁。

13) 原田勝正「東京の市街地拡大と鉄道網 (1) - 関東大震災後における市街地の拡大 -」(原田勝正・塩崎文雄編『東京・関東大震災前後』, 日本経済評論社, 1997) 1-41 頁。

②北部隅田川西岸の江北地帯，③月島以南の沿岸地帯が，工場の主な分布地域となっていた¹⁴⁾。そして，これらの傾向は，関東大震災以降，特に顕著になっていった。中国人労働者の多くが，建設・運搬労働や製造業に就業していた点を考えると，これらの工場立地の変化は，中国人の居住地の分布に大きな影響を与えていたと考えられる。

3. 就業構造と居住パターン

本章で用いる史料で報告されている中国人を職種毎に分類すると，そのほとんどが①建設・運搬労働者，②行商・鋸止（かすがいどめ）業者¹⁵⁾，③料理職，④理髪職，⑤洋服裁縫職，⑥製造業従事者の6つの職種に分類することができる。本章では，中国人労働者の就業構造と居住パターンの形成要因について，労働市場との関連を踏まえながら，職種別に検討していく。

1) 建設・運搬労働者の就業構造と居住パターン

1920年代は都市化が著しく進み，それに伴い道路，上下水道，公園等の近代都市施設が整備された時期であった。都市部以外の地域においても，鉄道，道路，港湾，電信・電話の改良と拡張，軍事施設や教育施設の建設，治水，砂防，道路，港湾，上下水道等の土木事業等も進行していた。また，1923年の関東大震災によって崩壊したインフラストラクチャーの復興事業も行われた。その一方で，この時期は，工業の重化学化や生産財の国産化にともなって，石炭を始めとする資源の輸入需要が増大していた時期でもあり，このような輸入資源の陸揚げ・運搬労働に対する需要が生まれていた。このような，1920年代に起こった経済的な変化は，中国人労働者に新たな雇用機会を提供することになった。第Ⅱ-3表は，史料の中から，中国人建設・運搬労働者の雇用主や従業地，業務内容等が比較的詳細に記録されている事例を集めたものである。この表によると，石炭・石油等の陸揚げ・運搬作業や，インフラストラクチャー等の建設・整備事業に従事する中国人労働者が多く見られる。

14) 前掲5) ②中川，147頁。

15) 鋸止業者とは，陶器・ガラス類の修繕作業を行う職人のことであり，行商との兼業によって，全国を営業して回ることが多かった。

中国人労働者の増加要因として、雇用機会の存在に加えて、低賃金労働力に対する需要が存在していたことが挙げられる。史料によると、1922～23年の時点での中国人労働者の賃金水準は、日給で2円前後の場合が多かった。例えば、隅田川地域で石炭の陸揚げ運搬に従事する中国人約1,000名は1.2～3.0円、立川陸軍航空隊の敷地工事場内で土砂運搬や地均しに従事する中国人150名は1.8円、尾久村の利根火力発電所、旭電化株式会社等で石炭の陸揚げ運搬に従事する中国人120名は2.0円前後の日給を得ていた¹⁶⁾。また、横浜市相生町で東海運株式会社に雇用され、石炭の運搬作業に従事していた中国人30名は2.5円¹⁷⁾、神奈川県足柄下郡で日本人請負業に雇用され、道路工事に従事していた中国人29名は2.0円¹⁸⁾の日給であった。日本人労働者と中国人労働者の賃金（月給）を比較すると（第Ⅱ-4表）、中国人労働者の賃金は日本人労働者に比べて2～3割割安であった。また、この表は、関東大震災の復旧工事が行われていた1924年のものであるが、建設・運搬労働者の平均月収は50円程度であり、裁縫職従事者のそれは55円であった¹⁹⁾。断片的なデータではあるが、これらから1923～24年にかけての関東大震災前後での賃金水準の変化は、それほど顕著なものではなかったことが推測される。しかし、史料によると、中国人労働者500名を期限付きで中国本国から移入させる計画が存在しており²⁰⁾、震災による労働力不足は深刻なものであったことが分かる。これに対して、この時期の日本人の賃金水準の変化を見ると、第一次世界大戦中の労働力不足による影響が賃金水準に顕著に反映している。中村の研究によると、1913年と比べた場合、1921年の工業労働者の実質賃金は男子、女子共に約2倍に上昇している。しかも、第一次世界大戦期の好況による賃金上昇の影響は遅れて現れたため、実際の賃金水準の上昇は、戦後不況下の1919年以降、

16) 「東京市付近支那労働者調」（史料Ⅱ-⑤第1巻所収，1923）。

17) 「外秘収第161号」（史料Ⅱ-⑤第1巻所収，1922）。

18) 「外秘収第1342号」（史料Ⅱ-⑤第2巻所収，1923）。

19) なお、裁縫職では賃金の最高値と最低値に大きな差が見られる。これは裁縫職の中に、高い技術を持つ洋服仕立職と労働集約的な職工が含まれていることが原因であろう。

20) 「震災復旧工事に支那職工使用方願出に関する件」（史料Ⅱ-⑤第1巻所収，1923）。

顕著に現れた²¹⁾。

このような雇用機会や低賃金労働力への需要の存在に加えて、建設・運搬労働者の日本への大規模な流入と集住の要因として、地縁・血縁的な要因も無視できない。この時期の建設・運搬労働者は、そのほとんどが、浙江省温州府出身者で占められており、他の地方出身者は極めて少ない。彼らは、行商に従事するという名目で入国した後、建設・運搬労働に転業する事例が多かったが、転業者についても、そのほとんどが浙江省出身者に限られていた。史料によると、行商から建設・運搬労働者に転業した中国人 240 名の内、その出身地を確認できた 161 名は、全て浙江省温州府出身者であった²²⁾。これは、建設・運搬労働に参入することができた中国人が、同郷の斡旋業者（人夫頭）とのコネクションを持つ浙江省出身者に限られていたためであろう。つまり、建設・運搬労働者においても、その就業機会の獲得には、地縁・血縁的な関係に基づいた要因が存在していたと言える。

以上のように、労働市場の条件と地縁・血縁的な関係によって規定されていた建設・運搬労働者の就業構造は、彼らの居住パターンに大きな影響を与えていた。第 2 図から、東京府における彼らの居住地を見ると、北豊島郡南千住・三河島町と南葛飾郡大島町への集中が顕著である。当時の史料によると、中国人の建設・運搬労働者約 1,400 人程度が、東京市周辺の大島町や南千住町を中心に居住・従業していた²³⁾。これらの隅田川・荒川流域の地区は、当時、工場の集積が進行しつつあり、石炭等のエネルギー資源や原材料が大量に輸入・陸揚げされていた。このような資源の陸揚げ・運搬労働への需要は、建設・運搬労働者の最大の雇用基盤になっていたと言える。そして、雇用基盤である工場群に対して、建設・運搬労働者が高密度で近接して居住した結果として、南千住、三河島、大島の各町に彼らの集住地区が形成されていった。

21) 中村隆英「景気変動と経済政策」(中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史 6 二重構造』, 岩波書店, 1989), 290-293 頁。

22) 「外秘収第 161, 403, 1581 号」(史料Ⅱ-⑤第 1 巻所収, 1922)。「外秘収第 1441 号」(史料④所収, 1922)。「高第 11148 号」(史料Ⅱ-⑤第 1 巻所収, 1922)。「外秘発第 12 号」(史料Ⅱ-⑤第 1 巻所収, 1922)。「秘第 15012 号」(史料Ⅱ-⑤第 1 巻所収, 1922)。「秘第 6988 号」(史料Ⅱ-⑤第 1 巻所収, 1923)。

23) 前掲 16)。

また、東京府では、第 4 節で述べるように、政府による就業規制が緩和されたことにより、府外からの建設・運搬労働者の転入者が増加していた²⁴⁾。しかし、東京府内への転入者の増加は、建設・運搬労働力の供給過剰を招いた。そのため、府内で就業機会を得ることができない労働者の中で、関東・東北地方等の各県に一時的に転出し、短期的な出稼ぎ労働に従事している者も多かった。第Ⅱ-3 表から彼らの就業先を見ると、関東地方各県から西は岐阜県、東は東北地方にまで及んでいることが分かる。また、第Ⅱ-3 表から彼らの各県での雇用状況を見ると、鉄道・道路工事、発電所・変電所、学校、軍事施設等の建設・整備工事、河川工事、耕地整備事業等のインフラストラクチャーの建設事業等に従事するケースが多く見られた。これらの公共財の建設作業を行う場合、国や地方自治体が直接、労働者の募集や雇用を行うことはなく、民間の工事請負業者がこれらの募集や雇用を行っていた²⁵⁾。東京府の中国人の場合、公共工事において、日本人請負業者によって雇用されることが、中国人の集中居住を促進する大きな要因の一つとなっていた。なぜなら、個々の中国人労働者は、日本人請負業者とのコンタクトを取れる機会が非常に少なかったため、就業機会を得るためには、日本人請負業者に労働者を斡旋する中国人の斡旋業者（人夫頭）に頼らなければならなかったからである。そのため、中国人労働者がこれらの公共工事で就業機会を得るためには、南千住町、三河島町、大島町といった同じ建設・運搬労働者や中国人斡旋業者が多く居住しており、就業のための情報へのアクセスに優れている地区に居住する必要がある。

以上のような、雇用基盤や雇用機会への利便性に加えて、中国人の集中居住の要因として、十数人の中国人が一つの宿舎に共同で居住し、自炊することによって生活費を切り詰める効果が挙げられるという点も指摘できる。中国人の多くは、短期的な出稼ぎの目的で来日した単身者であったため、蓄財や本国への送金のために、食費や住居費を切り詰める必要があった。このため、中国人は南千住、三河島、大島等の各町に存在する宿舎に居住

24) 例えば、1923 年 1 月 20 日から 23 日の 3 日間だけで、茨城、栃木、千葉県地方より 40 数名の労働者が入京した形跡があったという。前掲 16)。

25) 第Ⅱ-3 表からも、建設・運搬労働者の雇用者を見ると、彼らが地方で就業する場合、日本人の請負業者によって雇用された事例が多く見られた。日本人請負業者から見ても、日本人より安い賃金で雇用できる中国人労働者は魅力的であったと考えられる。

し、集団生活を営む傾向があった。例えば、大島、南千住、三河島の各町に居住する中国人の場合、1戸の宿舎で共同生活を行っており、6畳敷の部屋に10～16人の中国人が居住し、食事も共同自炊を行っていた。このような条件で、労働者たちが借家主に対して支払った宿泊料及び諸経費の金額は、1泊につき15～18銭程度であった²⁶⁾。北豊島郡尾久村、北多摩郡立川村に居住する中国人の場合、「労働先たる工事場又は仕事場に粗末なる小屋を建て、或いは借家して一戸に10余名雑居し共同自炊を為し居れるが工事場に於いては人夫請負人たる本邦人が主として其の世話を為し居れり。其の生活状況は支那本土に於ける苦力と何等異なる所無く衛生風俗上考慮を要する点多く又彼等は常に支那賭博を開帳し居れり」²⁷⁾と記録されており、かなり劣悪な居住環境の中で生活していたことが分かる。

2) 行商・鋸止業従事者の就業構造と居住パターン

1920年代の東京は、市街地が急速に拡大するなかで、恒常的に消費財を供給する手段が未整備であった。そのため、都市住民の消費や娯楽に対して、行商や露天商といった職種が、一時的にはあれ、独特の役割を果たしていた²⁸⁾。また、このような消費財の供給手段としての行商の役割は、地方都市や農村部ではさらに重要であったと考えられる。東京府在住の行商の場合も、北は北海道から西は愛媛県まで、その商売を広く全国に展開している。彼らの中には、旅館等に宿泊しながら、全国を行商して回っていた者も多かった²⁹⁾。

また、行商従事者が多く来日した要因として、1899年の勅令352号によって、中国人の職種は、旧居留地・雑居地内を除くと、事実上、料理業、理髪業、行商等に、制限されていたことが挙げられる。行商従事者が日本に渡航し、就業機会を獲得するに当たっては、中国本国での斡旋業者が大きな役割を果たしていた。ある史料では、「在上海支那人経営

26) 前掲16)。

27) 前掲16)。

28) 前掲5) ②中川、306頁。

29) 史料からは、神奈川(139人)、東京(27人)、茨城(20人)、長野(18人)、埼玉(12人)、宮城、福島(各11人)、新潟(10人)、山梨(9人)、福井、北海道(各8人)、大阪(7人)等での営業が確認された。

支那旅館に使用され居る支那人雇人（番頭等）が日本に行き行商せば非常に儲かるからと日本に渡航を勧説し彼等を欺きて乗船切符の買い取りにて不当の利益を博し其の他種々なる名目の下に手数料を収得しつつある」と指摘している³⁰⁾。また、これによって、「従来の渡航し居たる行商人は新来行商人の増加にて商売面白からず是等新旧行商人が共に労働者に転ずるも少なからず」と、中国人行商の急増により、営業者の供給過剰が生じていることも指摘されている³¹⁾。

次に行商・鋸止業従事者の居住パターンとそれが決定されていった要因について検討する。彼らの居住パターンの特色として、出身地の違いにより、異なる地区に居住していたことが挙げられる。第Ⅱ-5表は、行商・鋸止業従事者の居住地を出身地別に集計したものである。行商従事者の出身地と居住地区、行商品目を見ると、次の3つの集団に分類することができる。第1の集団は、山東省、特に同省の済南府商河県出身者である。彼らは、下谷区東北部の入谷町・龍泉寺町を始めとして、神田区小川町、本郷区金助町等東京市の北北東のセクターに多く居住していた。第2の集団は、浙江省、とりわけ温州府出身者である。彼らの居住地は、北豊島郡南千住町・三河島町と南葛飾郡大島町に集中している。これらの地区は、建設・運搬労働者も多く居住しており、やはり温州府出身者がそのほとんどを占めている。一般には、浙江省出身者という呼称は、上海に近い寧波・杭州地方の出身者を指して使われることが多い。彼らの場合、古くから日本に来住し、貿易商等の商業に従事している者が多かったが、温州府出身者は、1920年代に急増し、建設・運搬労働や行商に従事している者が多く、寧波・杭州地方出身者とは明確に区別される集団である。彼らの行商活動の特質として、建設・運搬労働に転業する者が多かったことが挙げられる。転業の理由として、不況の影響や商品が粗悪なため、商売の不振に陥り、建設・運搬労働に転業した事例や、商品の在庫が切れた時期等に、一時的に建設・運搬労働に従事する事例が見られたが、いずれにしても、浙江省出身者の行商活動は、他の地方出身者と比べ、不安定な経営基盤を有していたと考えられる³²⁾。第3の集団は、福建省、とりわけ福州府福清県出身者である。彼らの場合、外国人居留地が存在した京橋区に多く居住して

30) 前掲16)。

31) 前掲16)。

32) 前掲22)。

いる。福建省出身者と日本との関係は、江戸期における長崎貿易の開始の時期にまで遡ることができ、彼らは、1858年の日本の開国以降、最も早く日本に来住したグループの一つであると言える³³⁾。これらのグループの来日時期と居住パターンの関係を見ると、より早い時期に来日した集団である福建省出身者が外国人居留地が存在した京橋区に集住地区を形成していた。これに対して、1920年代に入って来住した山東省出身者や浙江省出身者は、この時期、都市化地域に入りつつあった東京市東部のブルーカラー地域に集住地区を形成していった。

行商従事者の場合、出身地の違いによって居住地区が異なるだけでなく、販売する商品も異なっていた(第Ⅱ-6表)。山東省出身者では、金網製品を販売した例が最も多く、その他に、六神丸・朝鮮人参等の薬類や翡翠や石細工品等を販売した例が見られる。また、山東省出身者の場合、行商と兼業して鋸止業に従事する事例が多く見られる。一方、浙江省出身者では、雑貨類を販売していた者が多数を占めており、特に、雨傘、薬、石細工品等を販売していた事例が多い。また、福建省出身者では、呉服を販売している例が非常に多く、その他に中華蕎麦等を販売している例が見られた。

行商従事者の居住地区は、以上のように出身地別に形成されていたが、これらの地区における行商従事者の就業形態の特色として、出身地別に構築された「親方制度」の存在が挙げられる。この親方制度とは、「売り子」と呼ばれる行商人が、「親方」と呼ばれる雑貨商等の胴元に雇用され、商品の供給を受けながら販売活動に従事し、歩合制、もしくは月給制によって収入を得るという制度であった³⁴⁾。例えば、1922年7月に東京府三河島方面から横浜市内に出向き、行商に従事しているのを発見された浙江省出身の中国人49名の場合、「大部分が三河島の林合記、林協如、桃公和等の売り子であり、独立して商売を営んでいるものは少ない」とされている³⁵⁾。行商従事者は、このような「親方制度」の

33) 許淑真「日本における福州幫の消長」、撰南学術7B, 1989, 59-77頁。

34) このような行商従事者の「親方制度」については、従来の中国人行商の研究においても着目されており、地域や時期は異なるものの山東省出身者や福建省出身者の間でも存在していたことが確認されている。①前掲33)。②茅原圭子・森栗茂一「福清華僑の日本での呉服行商について」、大阪教育大学地理学報27, 1989, 17-44頁。

35) 「外秘収第1441号」(史料Ⅱ-④所収, 1922)。

下で、東京府の特定の地区に、出身地別に住み分ける形で集住していた。そして、それぞれの集団は異なる商品を販売しており、地縁的な関係を媒介とした就業構造が見られた。また「親方制度」は、行商・鋸止業従事者の居住形態にも大きな影響を与えていた。「売り子」である行商従事者は、遠距離の行商に出かけていない場合は、「親方」である胴元の住居で起居して、食事等の賄いを受けている場合が多かった³⁶⁾。また、「親方」の住居に居住していない場合も、商品の注文や受け取り等の利便性のために、あるいは賃金の支給や売上金の納入等のために「親方」である胴元に近接して居住する必要性があったと考えられる。このように、行商・鋸止業従事者においても、集中居住の要因として、建設・運搬労働者と同様に、共同生活を行うことによる生活費の切り詰め効果と、就業基盤へのアクセスの確保という要因が見られた。このように、「親方制度」の下で、出身地別に形成された就業形態が、出身地別の集住地区の形成に大きな影響を与えていたと考えられる³⁷⁾。

3) 料理・理髪・洋服裁縫職の就業構造と居住パターン

料理・理髪・洋服裁縫職は、従来の在日中国人研究の中で、戦前期の中国人が従事していた主要な業種として指摘されてきた。しかし、これらの3つの職種の間でも、実際には政府の就業規制のあり方には差異が見られた。そのため、彼らの就業構造や居住パターンにも大きな違いが見られた。料理業や理髪業は、勅令352号で労働許可業種に定められていたため、政府による就業規制を受けなかった業種であった。また、料理・理髪業者に雇用される料理・理髪職人も、一定の技術が必要な職種であったため、建設・運搬労働者や

36) また、1922年3月に横浜市本牧町、神奈川町方面で営業していた傘・石細工・薬品等行商43名も、胴元の林合記方に居住しており、かなり大規模な胴元が存在していたようである。「外秘収第403号」(史料Ⅱ-⑤第1巻所収、1922)。また、1923年4月に神奈川県足柄下郡で傘・石細工の行商を行っていた29名も、三河島町の傘製造業陳方に居住していた。「外秘収第1342号」(史料Ⅱ-⑤第2巻所収、1923)。

37) また、彼らの居住環境は、「一泊15銭程度の宿舎に泊まり、6畳の部屋に7、8名が起居しており」、「生活費低廉で不潔」であったという。行商従事者も、建設・運搬労働者と同じく、劣悪な居住環境で生活していたことが分かる。前掲35)。

製造業従事者と比較すると、政府の就業許可を得るのが容易であった。これに対して、洋服裁縫職は製造業の一種であるとされていたため、原則として旧居留地内等の就労制限が行われない地域でしか就業が認められなかった。

料理職の居住地を見ると、東京府内に広く分布する傾向が見られる（第Ⅱ-3 図）。このような分布の要因として、料理職には一定の技術が必要であり、労働者と技術職の中間的な職種と見なされていたため、建設・運搬業や製造業従事者に比べると、政府による就業許可が受けやすかったことが考えられる。一方、同じ技術職的な側面を持つ業種であっても、理髪職では東部の隅田川・荒川流域に居住する傾向が見られ（第Ⅱ-4 図）、建設・運搬労働者や製造業従事者に近い居住パターンを有していた。さらに、洋服裁縫職の居住地の場合は、ほとんどが外国人居留地が存在していた横浜市山下町に居住しており、東京府内居住者も、同じく居留地が存在した京橋区を始めとして、麹町区、芝区といった東京市の中心部に居住していた³⁸⁾。また、東京府における洋服商経営者の居住地も、京橋、芝、麹町の各区に多かった³⁹⁾。

料理業経営者の中には、他の業種の経営者に比べると、多くの資本を持ち、大規模に事業を展開している者もあり、このことも料理職の居住地が広範に広がっていた一因と考えられる。例えば、1924年5月に駐日華僑聯合会会長に就任し、中国人労働者取締撤廃運動の中心的な人物であった林文昭は、神田区で中華料理店を経営していた⁴⁰⁾。また1925年4月から26年4月にかけて、千葉県や埼玉県で政府の許可を受け新規に料理店を出店した中国人を18名確認できたが、彼らは350～2,000円程度の、かなりの資金を有して

38) 史料からは、東京府の洋服裁縫職は、京橋区10名、麹町区8名、芝区6名、荏原郡4名が確認された。

39) 例えば、1926年7月に結成された「京浜華僑洋服商組合」の役員13名の居住地を見ると、京橋区8名、芝区、麹町区各2名、赤坂区1名であった（史料Ⅱ-⑦第3巻所収、1926）。

40) 『外事警察報』第25巻、1924、109-113頁。また、彼の他にも中国人労働者撤廃運動に参加していた中華料理店経営者が12名確認できた。

いた⁴¹⁾。さらに、後述するように料理職の場合、日本人の中華料理業経営者が多く存在していたことも、中国人料理職の広範な居住パターンの一因となっていたと考えられる。

次に、料理・理髪・洋服裁縫職の雇用形態を見る。彼らの雇用者の国籍を見ると、中国人経営の店で就業している事例が多く見られ、料理職・理髪職で約7割、洋服裁縫職ではほぼ全員であった。しかしながら、料理職と理髪職では、日本人経営の店にもかなりの数の中国人が雇用されていた。料理・理髪職の中で、史料から雇用者の国籍が判明した者のうち、料理職では53人中15人が、理髪職でも30人中9人が日本人経営者に雇用されていた。彼らの多くは、中国人経営者を身元引受人として入国し、その下で一定期間就業した後、より良い労働条件を求めて転職した結果、日本人経営者の下で就業するようになったと考えられる⁴²⁾。東京府では1922年11月、日本人中華料理業者によって「東京支那料理同業組合」という団体が結成されたが、この団体には500人の組合員が加入しており、この時期にもかなりの数の日本人経営者が存在していた⁴³⁾。このように料理・理髪職の雇用者の国籍を見ると、日本人に雇用されていた者も3割程度あり、東京の人口増加に伴って、日本人経営者で中国人の料理・理髪職を雇用する例も見られた。これに対して洋服裁縫職では、日本人に雇用されていた例は見られず、専ら中国人経営者が中国人裁縫職を雇用する傾向が見られた。

4) 製造業従事者の就業構造と居住パターン

製造業従事者は、日本人経営の中小零細な企業に雇用され、隅田川・荒川流域のブルーカラー地区に集住する傾向にあった。第Ⅱ-7表からは、東京府における中国人の製造業

41) 開業者の出身地別の内訳は、福建省福州府10名、浙江省温州府5名、江蘇省上海2名、広東省順徳県1名であり、営業地別の内訳は千葉市6名、千葉県印旛郡6名、同香取郡4名、同海上郡1名、埼玉県大里郡1名であった。「特高第3476、4112、4193、4660、5398、7058、10700号、高特親発第401号」(史料Ⅱ-⑥第2、3巻、史料Ⅱ-⑧所収、1925、26)。

42) 例えば、1924年5月に神戸港から入国し、横浜市で就業していた料理職の場合、入国当初は、横浜市内の中国人方や京浜華厨会所横浜支部で就業していたが、後に、日本人経営の中華料理店で雇用されている。「外秘収第1553号」(史料Ⅱ-⑥第1巻所収、1925)。

43) 「東京支那料理業組合に関する件」(史料Ⅱ-⑤第1巻所収、1924)。

従事者の居住地、従業地、及びそれらの労働者を雇用した企業名が分かる。この表から、中国人が就業している業種を見ると、製菓業、製麺業、ソーセージ製造業等の食品製造業や、畳製造業、ペンキ塗装業、製皮業、藤椅子・ピアノ等の家具製造業等が見られ、家具製造業を除くと、日本人経営の食品製造業者に雇用されている事例が多く、主に横浜中華街にある中国人経営企業に雇用されている神奈川県の製造業従事者の場合とは大きく異なっている⁴⁴⁾。これらの製造業者の中には、比較的大きな規模を有していると思われる工場もあるが、多くが、家族経営に近い中小零細な業者であり、居住地と従業地の関係も職住が一致、または近接している場合がほとんどである。つまり、1920年代に東京に流入してきた製造業従事者は、この時期に大幅な賃金水準の上昇を経験し、社会階層的に都市下層から階層分化を引き起こしつつあった大企業の工場労働者ではなく、家族経営に近い中小・零細な業種に就業していたという点が指摘できる。製造業従事者も、居住地と就業地の明瞭な近接が見られる。このような雇用基盤への近接居住の結果として、中国人の特定の地区への集住傾向が強化されていったと言える。

4. 政府の就業規制と就業・居住パターンへの影響

1) 就業規制とその地域的多様性

本章では、中国人の就業構造と居住パターンの形成に影響を与えたと予測される政府の就業規制の役割について検討する。前述のように中国人に対する就業規制の根拠となった法令は、1899年に制定された勅令352号であったが、この法令を根拠として、政府による中国人労働者に対する就業規制が活発になったのは、彼らの日本への著しい流入が始まった1921年の翌年頃からであった。政府は、旧居留地・雑居地外において不許可労働者を発見した場合は、勅令352号に基いて、①旧外国人居留地内で居住・従業、②労働許可業種に転業、③帰国のいずれかの手段を取るよう勧告していた。しかし、実際には労働禁止処分を受けた後も、隣接府県に転入し引き続き労働に従事する事例が多く見られ、中

44) 1925年12月末現在で、神奈川県には、中国人経営の藤椅子製造業者が21軒、家具製造業者が8軒、ピアノ製造業者が3軒存在し、各業種にそれぞれ130人、46人、16人の製造職が就業している。「在留外国人国籍別人員表」(史料⑥第1巻所収、1926)。

には氏名・年齢を改称したり、台湾人や朝鮮人であると詐称して労働に従事する者もいて、当局の懇諭に従って帰国する者は皆無であった⁴⁵⁾。そのため政府は、不許可業種に従業して警察当局の勧告を受けたにも関わらず、適切な措置を取らなかった中国人に対しては、漸次、強制帰国させるという方針を執り、これを各地方の官憲に徹底させようとした。

しかしながら、中国人労働者に対する就業規制については、府県ごとにかなり対応が異なっており、このことが規制を徹底させるための大きな障害となっていた。また、政府は中国人に対する処分の徹底を各地方長官に指示したが、それが実際に徹底されたかどうかについては、実際の各地方での取締りの実態を見ると、疑問を抱かざるを得ない点もある。

確かに、新たに入国を試みる者に対する政府の入国制限は、年々厳格に行われるようになっていったのだが、一旦入国した者に対しては、中国人側の事情を考慮した上で、帰国のための旅費を得るまでは、就業規制を緩和する動きもあった⁴⁶⁾。これは、政府内部における治安の悪化や衛生・風俗上の問題、日本人労働者との競合等を理由に厳格な取締りを求める内務省と、国際関係に配慮して穏便な処置を求める外務省との間での、意見の対立の結果であった。当時の外務省の内部文書では、勅令 352 号は外国人が労働に従事することを禁止したのではなく、許否権が地方官庁の裁量にあるとしたに過ぎないが、その許否基準が不明確であること、また一旦入国した中国人に退去を命ずることは、特別な場合を除き、まったく根拠を欠けることが指摘されており⁴⁷⁾、内務省の中国人に対する強硬な取締り方針に、外務省は反発を持っていたことが分かる⁴⁸⁾。

中国人労働者への対応についての、内務省と外務省の対立と政府部内での方針の「揺れ」は、地方レベルでの中国人の就業規制のあり方に影響を与えた。特に東京府の事例は、地方自治体の中国人労働者の対応としては、かなり独自の判断を取った事例である。東京府

45) 「支那人労働者取締情況」(史料①所収, 1924)。

46) 前掲 9) ②, 124 - 125 頁。

47) 前掲 9) ②, 128 - 129 頁。

48) 後掲の第Ⅱ-8 表 7 番の事例では、製造業に従事しているため、本来は労働不許可処分になるはずの中国人が、外務省からの指示で特別に労働を許可されている。この事例は、中国人に対して穏便な処置を求める外務省が、所轄警察署に就業許可を要請していた実例であると言える。

において、中国人労働者取締りの問題が顕在化したのは、1922年8月の中国人一斉検挙に端を発している。当時の報道によると、警視庁は、8月11日、東京市内の中国人労働者の中でも、「労働ブローカーの如き事をし、且風紀や衛生を害すること甚だしい」86名に帰国を命じたとされている⁴⁹⁾。これに対して、8月18日、中国人の代表4名が堀田警視総監を訪れ、取締りの緩和を陳情したところ、総監は「旅費を得る迄、行商及労働は差支ない」と返答したという⁵⁰⁾。この時期、中国人労働者に対する退去命令が、全国各地で出されていた⁵¹⁾。その中で東京府のみが一時的ながら労働を公認した状況は、中国人労働者がさらに一層、東京府下に集中し、労働力の供給過剰をもたらすという結果を招いた。

2) 就業規制の就業・居住パターンへの影響

以上のような就業規制の建前に対して、実際に政府が労働不許可業種に従事する中国人に対して、どのような就業規制を行っており、それが中国人の就業構造や居住行動にどのような影響を与えてきたのであろうか。この点に関して、個々の中国人に対する就業規制の運用の状況について検討していく。

その前に、本節で扱う労働不許可業種の範囲について、確認しておく必要がある。なぜなら、勅令352号では、料理・理髪業者等の自営業者に加えて、行商が労働許可業種に含まれていたのだが、政府は、行商から建設・運搬労働者に転業する者が多いことから、行商についても、勅令352号等の従来の法令を拡大解釈することによって、労働不許可業種に組み入れようとする方針であったからである。例えば、行商の場合、「鋸止業」を兼業している事例が多く見られたが、この種の労働は、製造業の一種であると解釈され、各地の所轄警察署から労働禁止処分を受ける例が多く見られた。また、夜間に旅館で針金製品、雨傘、石細工等の商品を作成し、それを行商によって販売していた事例や、屋台による蕎麦の営業を行っていた事例も、これらの営業活動は製造業に従事していると見なされ、営業を差し止められていた。よって、本節では、行商の一部も労働不許可業種従事者の中に入れて検討する。

49) 「東京朝日新聞」, 1922年8月12日。

50) 「東京朝日新聞」, 「東京日日新聞」, 「時事新報」, 1922年8月19日夕刊。

51) 前掲9) ②, 127頁, 131 - 132頁。

第Ⅱ-8表は、個々の中国人に対する取締りに際して、地方レベルでの取締方針の多様性や不徹底が見られた事例を集めたものである。第Ⅱ-8表1番は1922年4月の事例であるが、この時期は、まだ中国人への就業規制がそれほど厳密ではなかったため、製造業であるにも関わらず、中国人の雇用が認められている⁵²⁾。第Ⅱ-8表2, 3番の事例では、建設・運搬労働に従事している中国人を警察が発見し、労働を中止させたものの、当該府県の警察の権限では、他府県で再び従業することまでは禁止することができなかった。これらは、府県単位で行われる取締体制の弱点が表れた事例であると言える。同様の点が、針金製品の行商の事例にも当てはまる。これらの事例では、針金行商従事者に対して、各府県の警察は、発見後、労働不許可処分を行い、転業もしくは、帰京を誓わせている。しかし、彼らが隣接府県に転入した後も、針金製品行商に従事していなかったかどうかは、ほとんど確認していない。

さらには、転業もしくは旧居留地・雑居地内への退去を誓っておきながら、現住地である東京府に帰京しなかった例も見られた。例えば、宮城県で不許可処分を受けた中国人が岩手県方面に向かったり(第Ⅱ-8表8番)、同様に愛媛県→大分県方面(第Ⅱ-8表9番)、群馬県高崎市→長野県方面(第Ⅱ-8表12番)、石川県→福井市(第Ⅱ-8表13番)、長野市→名古屋市(第Ⅱ-8表15番)、甲府市→長野県上諏訪町(第Ⅱ-8表18番)、新潟県高田市→福島県(第Ⅱ-8表21番)、群馬県→長野県(第Ⅱ-8表23番)というように、東京府から遠ざかる方向に向けて出発する事例が見られた。これらの中国人の移動パターンから推察しても、不許可労働に従事しているのを発見された中国人が、当局の命令通りに転業や旧居留地・雑居地内への退去を行ったとは考えにくい。

第Ⅱ-8表11, 14, 16, 17番は、料理・理髪職に対する取締りの事例である。これらの事例からは、労働不許可処分は、その府県でしか効力を持たないということが分かる。そのため、不許可処分を受けた中国人は他府県に転出していく場合があった。他府県転出後、引き続き労働に従事した事例の中でも、特に興味深い事例が第Ⅱ-8表10番である。この事例では、警察当局は、横浜市で無許可労働のピアノ製造職2名を発見、帰国させる予定であったが、横浜市の李兄弟ピアノ工場より、この2名を大阪の工場で雇用したいという

52) 雇用の条件として山東地方出身者に限るとされたのは、上海方面、特に折江省出身者で、建設・運搬労働に転業する者が多いという点が考慮されたと考えられる。

申し出があったため、大阪府において再び不許可処分になれば即帰国させるという条件で処分を見送っている。このように、労働不許可処分の許否の基準が不明確であるため、ある府県で不許可処分を受けた者でも、他府県では労働を許可される可能性があった。

以上の点から、日本政府の中国人労働者取締政策を見ると、本章で検討した 1920 年代前半期の時点では、一旦入国した中国人を取締るための法制度の不備や、中央政府内部での中国人政策に関する意見の不一致、府県レベルでの対応の不統一や、府県単位での取締体制では広域的な取締りに限界があることなどが指摘できた。したがって、政府の中国人労働者取締政策は、1920 年代後半期以降、確立されていったことが推測できる。そこで次章では、本章の内容を要約した上で、今後の研究課題について検討していく。

5. 第 II 章の結論

本章では、1920 年代前半期の東京を対象として、中国人労働者集住地区の形成過程を明らかにすると同時に、このような集住地区形成に大きな影響を与えた要因を、都市労働市場の変化や、中国人の雇用構造や就業機会を獲得するメカニズム、さらには政府による就業規制の影響といったものとの関係から検討してきた。その結果、以下の点が明らかになった。

1920 年代前半期における中国人労働者集住地区の形成は、当時の都市労働市場の変化と大きく関わっていた。この時期は、日本経済の重化学工業化、インフラストラクチャーの整備の進行、日本人労働者の賃金水準の上昇といった現象が起こっており、低賃金な外国人労働力に対する需要が高まっていたと考えられる。

そのため、中国人労働者の居住パターンも、彼らを取り巻く、都市労働市場の状況によって大きな影響を受けていた。実際、中国人の建設・運搬労働者の多くは、隅田川・荒川流域の地区に集住していた。これらの地区には、当時、工場の集積が進行しつつあり、エネルギー資源や原材料が大量に陸揚げされており、そのための低賃金労働力が、建設・運搬労働者の最大の雇用基盤になっていた。そして、建設・運搬労働者が、これらの工場群に対して、近接して居住した結果として、これらの地区に建設・運搬労働者の集中居住地区が形成されていった。

また、中国人の集中居住は、東京以外の諸地域で土木建設事業に従事する労働者や行商従事者の場合にも見られた。彼らは、就業機会を獲得するために、土木建設事業の工事請

負業者や労働斡旋業者、行商の胴元、知人、といった人々に近接して居住する必要があった。そのため、当時の東京には、建設・運搬労働者や行商従事者等の中国人労働者の集住地区が形成されていた。また、行商従事者の中でも、山東省出身者の針金製品行商、浙江省出身者の雨傘・石細工品行商、福建省出身者の呉服行商が、それぞれ、異なる行商集団を形成し、異なる地区に集住していた。

一方、料理職や理髪職といった職種に従事する中国人の場合にも、より良い労働条件を求めて日本人経営者に雇用される事例も確認された。当時、東京府には、日本人の中華料理店経営者が500人程度存在しており、彼らの存在は、中国人にかなりの就業機会を提供していた。これらの日本人経営者の存在は、料理職従事者が、東京市とその周辺地域に幅広く分布する一因にもなっていた。

最後に、本章では、政府による就業規制が、中国人の居住パターンに与えた影響について検討した。1920年代前半期の時点では、政府による就業規制の実態を見ると、一旦入国した中国人を取締るための法制度の不備や、中央政府内部での中国人政策に関する意見の不一致、府県レベルでの対応の不統一や、府県単位での取締体制では広域的な取締りに限界があったことなどが指摘できる。つまり、この段階では、外国人労働者取締政策の枠組みは、完全には確立されてはいなかったと考えられる。

しかしながら、より長期的な視点から中国人の職業構成の推移を概観すると、政府による就業規制は、中国人労働者の就業構造に大きな影響を与えていたことが考えられる。なぜなら、中国人建設・運搬労働者の人口は、1930年代以降激減していき、第二次大戦期の強制連行を除くと、1980年代にニューカマーが来住する時期まで、ほとんど見られなくなったからである。また、行商・鋸止業者についても、針金製品、雨傘・石細工品の行商や鋸止業は、1930年代以後は在日中国人の業種として主流を占めることはなくなり、山東省や浙江省出身者の行商従事者もあまり見られなくなった。これらの事実を考慮すると、長期的な視点で見ると、政府の就業規制は、成功を収めたと言ってよいだろう。

これに対して、外務省所蔵の史料を見る限り、福建省出身者の呉服行商の場合、呉服を販売しているという理由で就業規制を受けた事例は見られなかった。呉服行商が政府の就業規制をあまり受けなかったという点は、日本で行商を行った中国人の中で、第二次大戦後まで日本に多く残ったのは福建省出身者であるということ、そして、彼らは1980年代以降にニューカマーの中国人が多く来日する時期が来るまで、戦後の在日中国人人口の中で、台湾出身者を除くと最も大きな人口を占めてきたという事実を考える際、重要な点で

あると考える。このことは、中国人のサブ・グループの中でも、就業規制を受けなかったグループのみが、日本に定着して居住できたということを示しているからである。

そのため、1920年代前半期においては不完全な状態であった外国人労働者取締政策の枠組みは、1920年代後半期以降、より強固なものへと確立されていったと考えられる。このような政府の外国人に対する政策の確立の過程を明らかにすることは、近代日本において、国家権力が、近代期の都市空間において特定の位置を占めていた外国人集団を排除していった政治的過程について明らかにすることにもつながっていくと考える。本章では、対象時期を1920年代前半期に絞り静態的な分析を行ってきたが、次章では1920年代後半期の経済的な条件の変化も併せながら、時系列的な分析を行い、近代期の都市形成における中国人労働者集住地区の衰退過程の一旦を明らかにする手がかりにしていきたいと考えている。

第三章 1920年代後半期と30年代前半期の東京における中国人労働者の労働市場からの排除と集住地区の衰退

1. はじめに

第II章では、1920年代前半期における中国人労働者の集住地区の形成過程について検討してきた。筆者は、その結果として1920年代前半期の時点では、不完全なものであった日本政府による中国人労働者取締政策が、1920年代後半期以降、どのように確立され、中国人労働者の集住地区が衰退していったのかという点を今後の研究課題として指摘した。その一方で、中国人労働者集住地区の衰退要因としては、昭和恐慌の影響による底辺労働市場の縮小や、それに伴う日本人労働者による中国人労働者排斥運動も無視し得ない要因であったことが推測される。第I章でも述べたように、従来の研究では、日本の都市において、中国人労働者集住地区が衰退していった要因については、日本政府の取締政策と都市労働市場の条件という2つの点が指摘されている。そこで、今後の研究課題としては、これらの両要因が、相互にどのような関係性を持ちながら作用していった結果として、中国人労働者集住地区の衰退に結びついていったのかという点について、実証的な検討を行っていく必要がある。

そこで本章では、1920年代後半期から1930年代前半期にかけての東京を対象地域として、中国人労働者の都市労働市場からの排除と彼らの集住地区の衰退過程を、①外国人管理政策の変化による中国人労働者の帰還状況、②昭和恐慌による都市労働市場の変化、③日本人労働者による中国人労働者の排斥運動、という3つの側面の相互関係を実証的に検討することを通して明らかにしていく。

2. 在日中国人人口の推移と入国の経緯

第二次大戦前の東京府（第III-1図）における在日中国人人口は、関東大震災による減少を除けば、1920年代には概ね増加する傾向を見せているが、この数値は満州事変の影響もあり、1930年をピークに大きく減少する（第III-2図）。しかしながら、逆に言えば、1930年までは、不況下にもかかわらず、年次により増減はあるものの、概して中国人人口は増加していたという点が指摘できる。

しかしながら、1917年に918人と、同年の在日中国人を下回っていた東京府の在日朝鮮人人口が、1925年に10,818人、1930年に33,742人、1935年に53,566人と急激な増加を示しているのに比べると、中国人口の増加の幅は小さい。この理由は、許淑真¹⁾や山脇啓造²⁾が指摘してきたように、1920年代において中国人労働者に対する出入国管理政策が厳格化されてきたことによるものであると考えられる。

日本政府は朝鮮人労働者の内地渡航に対しても、種々の制限を加えていたが、目的通りの成果を上げることはできなかった。1919年4月、日本政府は朝鮮人労働者に対して、同年の三・一独立運動への対応として、治安維持の名目から「旅行証明」制度を施行した。その後、管理制度は幾度かの改廃を経るが、結果的には1925年10月から、「内地」渡航管理制度が実施されている。この渡航管理制度は、当時の史料用語で言えば「漫然渡航」を阻止することが目的であったが、その「漫然渡航」すら十分に規制できなかつたとされている³⁾。このことは、中国人労働者に対する、入国管理政策の厳格さとは対照的である。

ただし、このような厳格な入国管理にもかかわらず、外務省史料で強制送還対象者の入国時期を見る限り、この時期にも、かなり多数の中国人労働者が流入していたことを確認することができる。そのため、在日中国人人口の増加には、労働者層の入国が大きく寄与していることが考えられる。

中国人労働者の入国経路を見ると、上海から直接、内地に上陸した事例が多かった。しかし、密入国者の場合、朝鮮や台湾等、内地に比べると入国取締が緩やかな植民地を経由してくる事例も多く見られた。例えば、1929年4月に密航によって入国した石炭荷揚労働者の場合、当初は上海から渡来を試みたものの、入国困難のため、知人の運営する密航組織の一行(48名)に加わり、大連経由で朝鮮に入っている。そして、一行のうち半数は、旅費の欠乏のため来日を断念し朝鮮で旅費を蓄えるために就業することとし、25名

1) 許淑真「労働移民禁止法の施行をめぐる」、神戸大学社会学雑誌7, 1990, 102-119頁。

2) 山脇啓造『近代日本と外国人労働者— 1890年代後半と1920年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題—』, 1994, 明石書店, 305頁。

3) 西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』, 1997, 東京大学出版会, 170-171頁。

が釜山から密入国したとされている⁴⁾。

このようにして、1920年代を通して、多くの中国人労働者が日本に入国していたが、日本人の彼らに対する偏見と差別や彼らと日本人労働者との労働市場における競合は、結果として、中国人労働者と日本人労働者との対立を引き起こし、日本人労働者による中国人労働者の排斥運動が生じた。

また、地域社会においても、衛生上・風俗・治安上の問題が起きたとされていた。例えば、『外国人送還（労働者関係）』所収の1930年6月6日付「外秘第1821号」には、中国人「自由労働者」について「教育程度低く同僚を糾合して常に賭博に耽り」、「自治的観念に乏しく彼等同国人間に闘争紛擾事件を惹起する等本邦の公安風俗を乱すこと外国人中最も其多きを占む」、「生活程度低く衛生概念に乏しく其の○住居は所謂豚小屋同然のものありて邦人に嫌悪せられること甚しきものあり（○は解読不能）」とあり、中国人労働者への偏見に根ざした差別的な見解が流布していた。

これらの点は、昭和恐慌の影響で都市労働市場が縮小し、中国人・日本人労働者双方の失業問題が深刻化した1929年以降、政府部内で、さらに問題にされるようになった。

3. 昭和初期における都市労働市場と中国人労働者の就業構造

1) 昭和初期における東京の都市労働市場

はじめに、この時期の東京の都市労働市場の状況を知る手がかりとして、大正期から昭和初期にかけての日本人の賃金水準の動向を見る。第一次大戦前の1913年に比べると、1921年には工業労働者の実質賃金は男子で2.0倍、女子で1.9倍に上昇し、それ以降は、1920年代を通じて、概して男子は漸増、女子は横這いという状況になっている⁵⁾。しかし

4) 「外秘第1302号」(史料Ⅲ-①所収, 1929)。ちなみに密入国者がブローカーに支払った手数料は、1927年1月～28年6月にかけて入国した石炭荷揚労働者4人の場合、18～55円、1924年2～3月にかけて入国した石炭荷揚労働者3人の場合、20～25円であり、おおよそ日本での賃金の半月から1ヶ月分に相当する金額であった。「外秘第679, 1488号」(史料Ⅲ-①所収, 1929)。

5) 中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』, 岩波書店, 1989, 290-293頁。

ながら、1929年に昭和恐慌が発生すると、企業は経営合理化と人員整理を行ったため、失業の問題が深刻化し、内務省調査による失業者数は、1929年の29.4万人から1931年には41.3万人、1932年には48.9万人に増加した⁶⁾。

失業の増大は、労働市場の底辺部において、とりわけ深刻な影響をもたらした。1929年以降の東京市（1932年に編入される新市域を含む）では、「日雇人夫」層が激減し、代わって無業者（「失業」を含む）と雑業型の職種に従事する者が増加した。この傾向は、大正末期にはその萌芽が見られてはいたが、日雇的職種の割合が決定的に後退したのは、昭和恐慌期においてであった。大正中期には3割、大正末期にも2割を越えていた日雇的職種は、この時期になると1割を下回った。その影響で、東京市の「要保護世帯」世帯主において無業者は1931年には22.2%（このうち「失業」は15.1%）となり、東京市全体の失業率に比べて、一年早くピークに達している⁷⁾。1929年から30年にかけての日本人建設・運搬労働者（日雇的労働者層を指す）の就業状況を見ても（第Ⅲ-1表）、1930年3月から4月にかけて就業者総数が減少しているにもかかわらず失業者数が急増しており、日雇的雇用が激減した影響を顕著に受けていることが分かる。この無業者の割合は、1933年には8.3%に低下しているが、これは都市下層民が「露天商」「紙芝居」「駄菓子屋」等の雑業型の職種に転業していったためである⁸⁾。

また、中国人労働者と同じく、低賃金労働力として見なされてきた朝鮮人労働者の場合も、昭和恐慌の影響による職業構成の変動は顕著なものであった。1929年と1935年の在日朝鮮人の職業構成を比較すると、東京府では土木建築業（日雇労働）従事者は、構成比で70.8%から29.2%に激減し、その代わり、露天商や行商人を中心とした商業と化学工業を中心とした工業（職工）従事者が増加している⁹⁾。

2) 中国人労働者の就業構造の変化

昭和恐慌による経済情勢の変化が、中国人労働者の就業構造に顕著な影響を与えるよう

6) 前掲5) 中村・尾高編、301-305頁。

7) 中川清『日本の都市下層』、勁草書房、1985、296-303頁。

8) 前掲7) 中川、303-311頁。

9) 前掲3) 西成田、121-124頁。

になったり、失業が理由で強制送還を受ける中国人が出始めたのは 1929 年頃からであった¹⁰⁾。

まず、中国人建設・運搬労働者の賃金水準の変化を見ると、1923 年の時点では、前章で見たように、日給は下限で 1.2 円、上限では 3.0 円に達しており、平均すると 2.0 円前後の場合が多かった。これに対して、1930 年 6 月の時点での調査¹¹⁾を集計したところ、主に建設・運搬職を中心とした中国人労働者 459 人の賃金水準（日給）は、下限で 1.3 円、上限でも 2.0 円止まりであり、平均すると 1.7 円程度に低下していることが明らかになった。

ただし、昭和恐慌期における消費者物価指数の低落を考慮すると、中国人労働者にとって、賃金水準の低下以上に深刻な問題は、恐慌の影響による就業日数の減少、さらには失業の問題であったと考えられる。例えば、1929 年 1 月から南葛飾郡砂町所在の日本人経営製板工場に日給 1.8 円で雇用されていた中国人 3 人の場合、製品の受注が一段落して賃金が低下したため、同工場の日本人労働者 10 人とともに、月給制の採用を求めてストライキを始めている¹²⁾。

また、1929 年には失業が理由で無許可労働に転業し、強制送還を受ける中国人も見ら

10) 昭和恐慌が本格化する以前の 1927～28 年では、景気の悪化による失業者の増大は、それほど顕著ではなかった。1927 年に強制送還処分を受けた中国人のうち、無職であった者は 24 人であるが、このうち 7 人は、懲役刑を受けて出所した直後の者であった。他の対象者で、無職である理由が記されているものは 3 例しかないが、そのうち 2 例は、僑日共済会（中国人労働者の支援団体）での活動に没頭していた（史料Ⅲ-①所収の 1927 年 8 月 17 日付「外秘第 2006 号」）、不正入国を行い潜伏中であった（同 1927 年 12 月 22 日付「外秘第 3168 号」）という理由であり、不況による失業のためであるとされていた事例は 1 例（同 1927 年 9 月 20 日付「外秘第 2326 号」）のみである。

11) 前掲「外秘第 1821 号」。

12) 「外秘第 1018 号」（史料Ⅲ-①所収、1929 年 4 月 1 日）。この事例は、中国人労働者と日本人労働者の「共闘」が見られた興味深い事例である。日本人労働者の中国人労働者に対する差別意識が、どの程度、普遍的なものであったのかという点については、当時の「中国人観」と絡む重要な問題であり、今後の課題となるだろう。

れはじめた。例えば、1924年7月に入国し、小間物行商に従事していた中国人の場合、商売の資金を失ったため、中国人経営料理店に無許可で従業するが、不景気のため解雇され、送還処分を受けている¹³⁾。1926年8月に入国した中国人の場合、中国人行商人に家事使用人として雇用されるが不景気のため解雇され、無許可で料理職に従事したため、送還処分を受けている¹⁴⁾。

1930年に入ると、中国人労働者の失業問題はさらに深刻なものとなる。1930年4月末日時点での東京府における、中国人建設・運搬労働者の労働人口は1,341人に上っていたが、この昭和恐慌の影響で同年5月2日の調査によれば、失業者数636人、失業者以外でも不況のため帰国を希望する者が58人いた¹⁵⁾。東京の都市下層民全般で見られた日雇的職種の激減と失業者の増大という傾向は、中国人労働者の場合も当てはまっていた。

さらに、中国人建設・運搬労働者の失業率を、前述の日本人建設・運搬労働者のそれと比較すると、日本人建設・運搬労働者の失業率が15%に満たないのに対して(第Ⅲ-1表)、半月程度のずれはあるものの中国人の失業率は50%近く、非常に高い水準に達している。また、この時期の中国人労働者の職業構成を見ると、1926年以前にはそれほど多くは見られなかった、皮革製造業や動物質原料取扱業といった職業に従事している者を多く確認することができる¹⁶⁾。

それに加えて、この時期には、主に路上で曲芸や手品を行い、「交通の妨げになる」、「年少者を用いた芸は風紀を乱す」、「将来救護を受ける恐れある」という理由で強制送還を受けた者もいた¹⁷⁾。これらの職種に従事する中国人が見られた要因として、この時期、職

13) 「外秘第2073号」(史料Ⅲ-①所収, 1929)。

14) 「外秘第2076号」(史料Ⅲ-①所収, 1929)。

15) 前掲「外秘第1821号」

16) 例えば、前述の「外秘第1821号」によると北豊島郡三河島町で中国人44人が動物質原料取扱業に従事している。また、史料Ⅲ-①(労働者関係)所収の1930年9月30日付「外秘第3400号」によると、南葛飾郡吾嬬町では中国人114人が皮革製造職に従事していたが、先頃失業し、そのうち旅費の蓄えがある28人が帰国する予定だとされている。

17) 「兵外発秘第625号」(史料Ⅲ-①所収, 1931年3月19日)、「外秘収第3820号」(史料Ⅲ-①所収, 1931年6月5日)等。

を持つ子供の数が減少していたため、曲芸師や手品師といった、子供たちに娯楽を提供する職種にニーズがあったことが挙げられる¹⁸⁾。

全体的に見れば、中国人労働者は雇用機会の減少によって、就業面において日本人労働者以上の影響を受けていたと考えられる。少なくとも、当時の史料に記述されている「賃金低廉なる支那人労働者に圧倒せられ」¹⁹⁾ というような状況ではなかったと言える。それにもかかわらず、日本人労働者によって、中国人労働者が彼らに与える脅威が、実態以上に強調される傾向が見られ、中国人労働者に対する敵対心が助長されていたと言える。

3) 日本人労働者による中国人労働者排斥運動

中国人労働者が日本の都市労働市場から排除されていった背景として、前章で検討した、政府による就業規制の他に、日本人労働者による排斥運動の影響が考えられる。中国人労働者に対する排斥運動は、1920年代初頭、中国人労働者の日本への大規模な流入が始まった時期に頻繁に行われ、日中両国の労働者間での騒擾事件や、関東大震災の折には在郷軍人と日本人日雇労働者層による中国人の大量虐殺事件が起こった²⁰⁾。これらの排斥運動は、昭和恐慌による失業が深刻化した1930年には再び見られるようになった。

例えば、1930年5月11日には、日本人の港湾労働者約100人が深川区元加賀町の小公園に集まり、「近時財界不況の結果就職難に陥り殊に賃銀低廉なる支那人労働者に圧倒せられ其影響少からざる」²¹⁾ ため、その緩和策として中国人労働者の使用を減少させるよう協議し、各倉庫会社との交渉を日本大衆党の浅沼稻次郎に依頼した。これを受け浅沼は、労働者たちに東京協働会を設立させ、彼らの代表を引き連れて各倉庫会社や人夫請負業者との交渉を行った。そして「日本人労働者が真面目に就労せば之を使用する」²²⁾ という約束を取り付けている。

また、同年5月27日には東京協働会員20～30人が深川区小松町の峯岸倉庫会社に行

18) 前掲 7) 中川, 306-307頁。

19) 前掲「外秘第1821号」

20) 仁木ふみ子『震災下の中国人虐殺』, 青木書店, 1993, 266頁。

21) 前掲「外秘第1821号」。

22) 前掲「外秘第1821号」。

き、中国人労働者の雇用の有無を質問した上、居合わせた中国人労働者1人を発見して殴打暴行を加えている²³⁾。

この時期、雇用不安から労働争議が頻発し、争議件数は、全国で1928年の1021件から、1931年には戦前最高の2456件に達し、関東地方でも1929年から1931年にかけて、東京市電・横浜ドック・鐘紡・東洋モスリン争議などの歴史的な大争議が激発していた²⁴⁾。当時の警視総監から外務大臣に宛てた書簡にも「今後邦人自由労働者の増加するに鑑み益々支那人労働者に対する排斥運動は具体化するならん」²⁵⁾とあり、中国人労働者が、雇用不安による日本人労働者の排斥運動の対象となる可能性が危惧されている。

しかしながら、中国人労働者の大量帰国が行われた1930年後半以降は、筆者が外務省所蔵の史料等で調べた限りでは、日本人労働者による中国人労働者の排斥運動が顕在化した事例は、確認することはできなかった。

4. 政府による中国人強制送還政策の厳格化

1) 中国人に対する政府の取締政策の変化

中国人に対する就業規制の根拠となった法令は、1899年に制定された勅令352号であった。しかし、外務省の見解では、この勅令352号は外国人が労働に従事することを禁止したものではなく、許否権が地方官庁の裁量にあるとしたに過ぎないこと、また、その許否基準が不明確であること、さらには、一旦入国した中国人に国外退去を命ずることは、特別な場合を除き、全く根拠に欠けるものであった²⁶⁾。そのため外務省の要請を受けた内務省は、1922年4月には、各道府県に対して「既に入国したるものに対しては、・・・事実斟酌の上、漸次退去せしむる」²⁷⁾ようにすべきとの通知を出し、無許可労働者に対して、帰国までの就業の猶予期間を与え、早急に日本からの退去を迫ることは控えるようにとい

23) 前掲「外秘第1821号」。

24) 中村政則『昭和の恐慌』、小学館、1982、245頁。

25) 前掲「外秘第1821号」。

26) 前掲2) 山脇、128-129頁。

27) 前掲2) 山脇、125頁。

う指示を出している。

1926年の時点でも、この取締方針は、形式上は変化していなかった。荻野編・解題²⁸⁾に所収の「外事警察事務要覧大正15年・昭和元年度」によると、「在留支那労働者中無許可労働に従事するもの多数なり。之が取締の徹底を期せんが為には、無許可労働者の発見と同時に退去を命ずるに如かずと雖、日華国交上並退去処分に要する費用の負担至難なる関係上、之を断行し得ざる状況に鑑み、現在に於いては是等の手段を避け、その発見したる場合は、従前の居留地又は雑居地に転居を命じ、或いは労働以外の業務に転化する様懇諭」するとしている。ただし、その一方で「若し之れ等の警告に応ぜざるものに対しては、旅費其他の費用は本人に負担せしめ、或は本人の知人に之を負担せしむる方針を執り居れる」と、当局の指示に従わない中国人に対しては強制送還処分も辞さないという方針も示しており、当局の方針が変化していることが確認できる。

また、この1925年から1926年にかけての時期は、治安維持法の公布・施行と、それに伴う警察機構の拡充が行われた時期でもあった。その中でも特に、1926年4月には、外国人を取り締まるために外事警察が拡充された。特高警察機構全体の拡充に先駆けて行われた、この外事警察の拡充によって、内務省では外事警察担当の内務属3人が、地方では警視1人（北海道）、警部22人（うち警視庁5人）が増員され、予算も、警察特別施設費は前年度の389,640円から580,190円へと大幅に増額されている²⁹⁾。

2) 強制送還対象者数の推移

全国的に見ると、1926年後半から1927年にかけて、強制送還の対象者数は増加しつつあった。第Ⅲ-2表は、1925年から1927年にかけての全国における中国人の検挙者数と送還者数を道府県別に示したものである。これによると、検挙者数については、東京府・全国合計ともに、3年間でそれほど顕著な増加を示してはいない。それにもかかわらず、強

28) 荻野富士夫編・解題『特高警察関係資料集成』第15巻，1992，不二出版，254頁。

29) 荻野富士夫『特高警察体制史—社会運動抑圧 取締の構造と実態—』せきた書房（増補版），1988，163,173頁。

制送還者は、東京府・全国合計とも顕著に増加している³⁰⁾。

また、送還者数を処分理由別に見ると、不正入国者が3年間で最も多く、不良行為、万引き・窃盗、賭博行為等がこれに続いている(第Ⅲ-3表)。この時期に不正入国が理由で強制送還処分を受けた者が多い理由として、入国審査中や国内に上陸した直後に発見されて送還された者が多く含まれているためであると考えられる³¹⁾。

外交史料館所蔵の個人データから、1926年以前における強制送還処分者数の推移を見ても、処分対象者が見られるようになった時期は1925年以降に集中しており、とりわけ1926年末から急増している。例えば、1926年の東京・神奈川両府県における送還者数を月別に集計すると、5月に2名、9月に1名、10月に3名、11月に3名、12月に11名となっており、ほとんどが10月以降、とりわけ12月に送還されている³²⁾。

そして、翌1927年に、史料から、南関東4府県在住の中国人で強制送還処分を受けた者は、83人確認できた。処分理由としては、万引き・窃盗22人、盗品売買6人、賭博行為5人、騒擾事件首謀者5人等となっており、特に万引き・窃盗と、それに関連して盗品売買を名目として処分を受けている者が多かった³³⁾。

さらに1927年には、従来は比較的軽い違反行為と見なされ、処分を免れることが多か

30) 道府県別に見ると、福岡県が全国で最多となっており、検挙者数に占める送還者数の割合も極めて高かった。これは同県が、中国人の入国地及び入国経由地の一つであった門司港を抱えていたことによると考えられる。

31) 例えば、1926年12月12日には、英国汽船に乗って神戸市内に密入国した直後に発見された中国人5人が即時に強制送還されている。「兵外発秘第3681号」(『外国人関係警察取締及処分雑件支那国人ノ部』第4巻所収、1926)。史料からは、この他にも入国禁止処分を受け、そのまま本国に送還された事例を多数確認することができる。

32) この数値は、史料Ⅱ-⑥、第2-4巻、及び史料Ⅱ-⑦(支那国人の部)、第3-4巻に記載されていた個人データを集計した。

33) 史料によると、この時期、大規模な万引きグループの摘発が進んでいた。「外秘第1649号」(史料Ⅲ-①所収、1927)。

った、不正入国・無許可労働者³⁴⁾や賭博行為による検挙者までもが処分の対象となる場合が見られるようになる。また労働者本人だけでなく、労働者を本国から呼び寄せ、就業させていた斡旋業者も処分の対象となるようになった³⁵⁾。翌1928年の、送還対象者数は、史料の欠落のため、38人に止まっているが、処分理由別の割合を前年と比較すると、やはり賭博行為(12人)と不正入国・無許可労働者(9人)が、その割合を増加させている。

そして、1929年には送還対象者は219人と1927年に比べて大幅に増加している。主な処分理由の内訳を見ると、不正入国・無許可労働者が72人で全送還理由の3分の1を占めるようになっている。他の処分理由を見ると、賭博行為によるものが58人、万引き・窃盗28人、阿片の密輸・吸引5人、処分理由不明14人等となっており、不正入国者・無許可労働者、賭博行為による送還者が益々増加していることが注目される。

翌年の1930年には、送還中国人数が314人に達し、最大になった。処分理由別の内訳を見ると、不正入国・無許可労働者176人、賭博行為34人、万引き・窃盗34人等となっており、不正入国・無許可労働者が送還者の過半数を占めるに至っている。

しかしながら、この年以降の強制送還対象者数の推移を見ると、翌1931年の対象者数は96人、1933年は63人となっており、1930年を境に対象者数は減少している。

次に送還対象者の職業構成別の推移を概観する(第Ⅲ-4表)。1927年の処分対象者では、無職者が最も多い。また、有職者では、理髪職、料理職、建設・運搬職、行商が多くなっており、ほぼ当時の中国人労働者の職業構成を反映している。

しかし、翌年の1928年の処分対象者では、建設・運搬職が最も多くなっており、処分対象者が無許可労働や日本人労働者との競合が問題となっていた、建設・運搬労働者に偏

34)「不正入国」と言っても、その内容は、入国時に申請した業種と違う業種に従事したというものが多く、実際には無許可労働従事者に近い事例が多かった。そのため、本稿では両者を一括して「不正入国・無許可労働者」として取り扱った。

35)例えば、深川区東扇橋町に居住していた斡旋業者の場合、「僑日共済会と中国国民党の東京支部執行委員として同国人に相当の勢力が」あり、「表面上は南葛飾郡大島町で理髪業を営業しているが、実は中国人労働者のブローカーをし、旅費を本国に送付して労働者を不正入国、無許可労働させており、当局の警告にも応じず、労働者をかくまっていたため」送還処分になっている。「外秘第2050号」(史料Ⅲ-①所収、1927)。

りつつある傾向が見られる。この傾向は、翌 1929 年にも見られたが、それと同時に、それまで比較的処分を免れていた料理職で送還処分を受ける者も増加している。

翌 1930 年になると、建設・運搬職で強制送還処分者数は減少したが、それに代わって料理職や理髪職で処分対象者が急増している。特に料理職では、処分対象者が 157 人と前年の 3 倍以上に急増しており、同年の全送還者数の半数を占めるようになっている。ただし、1931 年以降は、建設・運搬労働者の占める割合が再び増加する傾向が見られ、1931 年には 96 人のうち 14 人、1933 年には 63 人のうち 35 人となっている。

3) 強制送還政策の特色とその変遷

以上のような強制送還対象者数とその処分理由、職業別の推移から、以下の点が指摘できる。まず、政府による中国人労働者の強制送還政策は 1926 年末から 1927 年にかけて厳格化されはじめ、1930 年には送還対象者数が最大になり、それ以降は減少に転じている。

この 1930 年には、昭和恐慌の影響のため、日本政府が斡旋した船舶によって、多数の中国人建設・運搬労働者が帰国している。強制送還対象者数が 1931 年以降減少に転じるのは、大量帰国の実現により、強制送還の対象となる中国人数が減少したことによると推測される。

中国人労働者の取締りをめぐる問題については、日本政府の内部で、中国政府や中国世論に対する配慮から穏健な取締りを求める外務省³⁶⁾と治安維持のために厳格な取締りを求める内務省・警察庁の間で、意見の対立が存在しており³⁷⁾、このような対立は、1930 年の時期に至っても解消されていなかった。

例えば、1930 年 6 月 2 日には、警視庁の外事課長が外務省を訪れ、「警視庁としては目下の如きは支那労働者送還の好機会なる故出来得れば此際何等かの方法にて多数失業労働

36) 外務省の基本的な立場は、中国政府や中国世論への配慮の他に、アメリカ合衆国における日系人移民排斥運動に反対している以上、中国人労働者の日本への移民に表立って反対することはできないというものであった。前掲 2) 山脇、128-129 頁。そのため、この時期の中国人労働者の送還に対する消極的な態度も、この立場を反映したものであると考えられる。

37) 前掲 2) 山脇、128-129,158-159 頁。

者を送還したき意向」と、失業者の急増に乗じて、大量の中国人労働者を送還したいという警視庁の立場を伝えている³⁸⁾。これに対して、外務省の谷アジア局第一課長は「支那労働者送還は最近頃に物議を醸せる折柄にもあり斯る大規模の送還に付ては厳重注意の要あり」と、大量の送還は時期尚早で、中国側から送還の申し出がなされるまで待つべきであるという立場を示しており、両者の議論は物別れに終わっている³⁹⁾。

このような折り、6月3日、中国代理公使が外務省を訪れ「失業中の中国人労働者のうち300人が帰国の意志を表明している。彼らの帰国のための船賃は郵船会社の割引運賃(4割引)で1人当たり15円、300人で4,500円であるが、その費用は現在調達中である。そのため、先に帰国を行い、船賃の支払いは、費用の調達が済むまで待つて欲しい」という旨の要望を行っている⁴⁰⁾。このような中国政府側からの要請によって、従来、中国人労働者の送還に慎重な姿勢を示していた外務省を含めて、日本政府の各機関の間で、一定の意思統一がなされたことが指摘できる。

一方、送還者の職業構成別推移からは、強制送還の基準が年々厳格化されていったことがうかがえる。例えば、1927年の時点では、全送還者のうち無職者が24人を占め最も多かった。また、住所不定者で送還された者の人数も、絶対数では1927年が10人で5年間で最も多かった。これに対して1929年以降は、住所不定者が送還される比率は低下している。つまり、1927年における強制送還対象者では、無職者や住所不定者が占める割合が相対的に高かったが、1928年以降、その割合は低下し、有職者や定住者といったものに、その対象がシフトしていったことが指摘できる。

38) 「失業支那労働者送還に関する件」(史料Ⅲ-①(労働者関係)所収、1930年6月)。

39) 前掲「失業支那労働者送還に関する件」。また、1930年1月22日には、中国政府から日本政府に対して「強制送還処分にする中国人を、帰国させる前に領事館に連れていくように」という要請が出された。「非送還支那人帰国護照取得方に関する件」(史料Ⅲ-①所収、1930)。この要望に対しても、外務省は一定の理解を示したが、内務省は、中国人が自発的に公使館に赴くのを妨げることはないが、帰国する中国人を官憲が公使館に連れていくことはしないと拒否している。「垂一機密」及び「内務省外警第38号」(史料Ⅲ-①所収、1930)。

40) 前掲「失業支那労働者送還に関する件」。

また、1929年から30年にかけては、全送還者に占める建設・運搬労働者が占める割合が減少し、強制送還の対象が、料理職や理髪職に移っている。元来、これらの職種は、単純労働者と技術職的労働者の境界線上の職種とされており、日本人労働者と競合したり、排斥の対象となることもあまり見られなかった。この時期における、料理職や理髪職での送還者数の増加は、強制送還の対象が、これらの半技術職的な職種にまで拡大されていったことを示している。

その一方で、犯罪行為により強制送還処分が検討されながら、送還を猶予あるいは見送られた事例も、わずかながら見られた。例えば、1930年に阿片吸引のため検挙された呉服行商の場合、同時に検挙された他の2名の中国人が送還処分となったのに対して、同一住居に20年間居住し、内縁の日本人妻との間に3子があったため、送還を見送られている⁴¹⁾。また、1922年に来日した靴職人の場合、1932年、不正入国者として国外退去を命じられていたが、日本人女性と結婚し2子を儲けていたため、2年間の処分延期を許可され、当時は日本統治下にあった大連に就業先が決まった後、退去している⁴²⁾。これらの事例では、日本人女性と結婚し、子供を儲けていた点が考慮されており、日本人との婚姻・血縁関係の有無が、日本で居住・従業を認められる上での重要な条件になっていたと言える。

5. 中国人労働者の大量帰国と集住地区の衰退

東京府において、南葛飾郡や北豊島郡等の隅田川・荒川流域に中国人建設・運搬労働者の集住地区が形成されはじめたのは1920年代に入ってからである。これらの集住地区が形成された要因として次の点が挙げられる。

まず、経済的な要因として、当時、これらの地域では工場の集積が進行しつつあり、石炭等の資源の積卸し・運搬のための労働力需要が生まれていた。また、この時期、全国的に進行していたインフラ整備事業に従事するために、中国人建設・運搬労働者は、事業への斡旋業者が多く存在する、これらの地域に居住する必要がある。さらに、中国人集住

41) 「外秘第4021号」(史料Ⅲ-①所収、1930年11月15日)。

42) 「○機高支第14794号」(史料Ⅲ-①所収、1934年9月3日)。

地区が形成された政策的な要因として、前章でも述べたように、東京府では1922年8月の中国人代表者と警視総監との会談によって、帰国のための旅費を得るまでの間、一時的に労働を許可するという約束を取り付けたため、他府県からの建設・運搬労働者の転入者が増加したことも挙げられる⁴³⁾。これらの要因によって、隅田川・荒川流域では、中国人労働者の集住地区が形成されていった。

この時期以後、東京府における建設・運搬労働者の人口は、1923年の関東大震災の影響を受け一旦、大幅に減少したが、その後増加に転じ、1928年12月には1,246人、1930年4月末では1,341人に上っている⁴⁴⁾。この数値を他府県と比較できるデータを見つけることはできなかったが、前章で述べたように東京府の中国人労働者集住地区は、東日本各県への出稼ぎ者を多く送り出しており、中国人労働者の集住地区としては、東日本有数のものであった。

このような中国人労働者の急増に対して、政府・警察当局はどのようにして歯止めをかけようとしていたのであろうか。1920年代前半の政府の中国人労働者の取締政策では、概して、中国人労働者が新たに入国してくるのを水際でくい止めることに力点が置かれていた⁴⁵⁾。しかしながら、中国人に対する厳格な入国管理にもかかわらず、1930年までは、在日中国人人口は増加している(第Ⅲ-2図)。そのため、政府は既に入国している中国人労働者の強制送還政策を強化するようになる。

43) この時期、東京府において一時的に就業が許可された背景として、僑日共済会等の活動に負うところが大きかったと考えられる。前掲 20) 仁木。しかし、本章 4. の 1) で見たように、帰国のための旅費を得るまでは労働を許可するという東京府の方針は、内務省の指示の範囲内での譲歩であったとも言える。

44) 前掲「外秘第1821号」。

45) 全国で、1923年以降に渡来した中国人で入国禁止処分を受けた人数の推移を見ると、1923年から29年にかけて761人、1,257人、607人、755人、1,037人、867人、774人(ただし1929年は10月末までの数値である)となっている。「外事警察事務要覧昭和二年度」(荻野富士夫編・解題『特高警察関係資料集成』第15巻、1992、不二出版)、353頁。及び「外事警察関係」(荻野富士夫編・解題『特高警察関係資料集成』第15巻、1992、不二出版)、507頁。

ここで、1927年から1933年かけての送還処分対象者の居住地別人口の推移を概観する。第Ⅲ-5表は、1927年から31年にかけての送還対象者の居住地を示したものである。1929年以降、送還者に関する記録が簡略化される傾向があったため、居住地不明という事例が多くなっているが、中国人労働者の居住パターンを反映して、東京市内では京橋区、下谷区、浅草区、本所区、深川区が、東京市周辺部では北豊島郡、荏原郡、南葛飾郡から多くの送還者を出していることが分かる。

しかしながら、労働市場の条件と政府の外国人政策が中国人労働者の居住パターンに大きな変化を与えるようになったのは、1930年に入ってからであったと考えられる。この年になると、強制送還対象者が急増したことに加えて、失業等のために帰国を希望する中国人労働者が中国領事館に赴き、救済を願い出る事態が相次ぐようになった。

例えば、1930年3月28日、深川区で起きた火災によって罹災した、同区海邊町居住の浙江省出身中国人52人（労働者50人、飲食店営業者2人）の場合「火災による損害見積価格が830円に及んだ上、52人のうち44人が不景気のため就職口を失っており衣食に窮していた」ため、領事館を通じて本国政府から旅費の支給を受け、同年5月21日に帰国している⁴⁶⁾。

また、同年5月31日には、府下大島町で石細工・雨傘等の行商から建設労働者に転業した浙江省出身の中国人労働者43人が「最近失業続きのため生活に窮し帰国せんとするも旅費を調達すること能わずやむなく総領事館の保護を受けんとして・・・領事館に至り・・・救済を求め」ている。これに対して総領事館は取りあえず1人当たり25銭を給付した上で、中国公使と協議の上で「京浜在留有志より寄付金を募り之等労働者を漸次帰国」させようという方針を決めた⁴⁷⁾。

さらに同年6月には、本章4.の3)で述べたように、恐慌による失業者の急増のため、中国側から日本政府に対して、労働者の送還に協力するよう要請がなされた。そのため、1930年6月から12月にかけて、日本政府側が斡旋した船舶によって、合計765人に及ぶ中国人労働者の大量帰国が実施された。第Ⅲ-3図は、帰国者の帰国前の日本での居住地を示している。帰国前の居住地では、南葛飾郡大島町が最も多く226人、続いて北豊島郡

46) 「外秘第1665号」(史料Ⅲ-①所収、1930年5月21日)。

47) 「外秘収第4326号」(史料Ⅲ-①(労働者関係)所収、1930)。

南千住町 102 人，深川区千田町 85 人，南葛飾郡吾嬬町 70 人，荏原郡大森町 70 人，深川区石島町 67 人，北豊島郡三河島町 36 人等となっている。区・郡別に見ると，南葛飾郡から 315 人，深川区から 198 人，北豊島郡から 152 人，荏原郡から 70 人，京橋区から 3 人，本所区から 1 人が帰国しているが，1924 年から 1926 年にかけての東京府における中国人人口が，東京市 15 区とそれに隣接する荏原，豊多摩，北豊島，南葛飾の 4 郡に，ほぼまんべんなく分布していたのに比べると，帰国者の居住地が，建設・運搬労働者が多く居住している地区に，極めて偏って分布していることが分かる⁴⁸⁾。

これらの地区は，空間的に見ると東京市の東側にある地区や，1932 年以降東京市に編入された新市域で旧市域に隣接する地区であった。これらは，1920 年代以降，工場立地の変化に伴い，新たに形成された労働者街であり，中国人労働者だけでなく日本人の日雇的労働者や朝鮮人労働者も多く居住していた⁴⁹⁾。中国人建設・運搬労働者は，これらの地区で，労働者の元締的な親方が用意した借家に一部屋に 10 数人単位で雑居していた⁵⁰⁾。

これらの都市下層民の居住地区は，東京の市街地が大正中期から急速に拡がっていく中で，旧市域の外側に拡散する傾向にあった。この傾向は，特に関東大震災後に顕著になる。明治末期には下谷区や浅草区に見られた都市下層民の集住地区は，多くは震災によって消失し，これらの都市下層民居住地区は旧市域では深川区を中核として本所区，浅草区，京橋区月島地域等に，新市域では，荒川区，向島区，城東区といった地区に拡散していた⁵¹⁾。帰国した中国人労働者の居住地区も，概ね，これらの都市下層民居住地区と一致する傾向が見られた。これらの地区からの中国人労働者の大量帰国は，昭和恐慌期の都市下層民を襲った日雇的雇用の激減という現象を反映したものであると考えられるが，それと同時に，

48) また，東京府以外では，川崎市から 15 人，横浜市から 10 人，居住地不明者が 1 人いるが，伝統的な中国人商人の集住地区を抱えていた横浜市からの帰国者が川崎市を下回っており，神奈川県においても建設・運搬労働者を中心とした帰国であったことが推測できる。

49) 前掲 3) 西成田，66-67 頁。

50) 「東京市付近支那労働者調」(『支那労働者入国取締関係一件』第 1 巻所収，1923 年 1 月)。

51) 前掲 7) 中川，264-271 頁。

次節で述べる理由から、政策的要因も大きな役割を果たしていたと考えられる。

最後に、1930年の大量帰国以降の在日中国人人口の推移を概観する。1931年には、満州事変の勃発により、中国人労働者・行商人等で帰国を希望する者が相次ぎ、同年12月、中国政府の便宜で横浜・神戸両港から1,184人（うち東京府在住が467人）が帰国している⁵²⁾。全国的な統計からも、1930年から31年にかけて、在日中国人人口は激減していることが分かる（第Ⅲ-2図）。その後の在日中国人人口は、満州事変後の軍需景気が起こった1935～36年にかけて、ある程度は回復しているものの、中国人の職業構成には大きな変化が見られる。1936年の東京府における中国人6,816人の主な職業を見ると、学生が3,298人と半数近くを占めている。有職者では、料理飲食業経営者211人、理髪業経営者96人、仕立業経営者79人、行商247人、料理職700人、理髪職151人、仕立職73人、銀行・会社・店員86人であるのに対して、「その他職人・労働者」は235人と少なくなっており、金融恐慌や昭和恐慌の時期を経て、中国人の職業構成が変化していることが推測できる⁵³⁾。

6. 第Ⅲ章の結論

以上、昭和初期における中国人労働者の都市労働市場からの排除と彼らの集住地区の衰退過程を①政府による出入国管理政策と強制送還処分の厳格化、②不況による労働力需要の縮小、③日本人労働者による中国人労働者への差別と排斥運動、という3点に着目しながら検討してきた。

これらの3つの要因の関係性を検討する際、まず第一に、3つの要因による影響が現れた時期に、時間差が生じていることは注目すべき点であろう。①に関して言えば、中国人労働者に対する強制送還処分の厳格化は、1926年末から1927年にかけて始まり、1928年には早くも処分の主対象が建設・運搬労働者に偏りつつあったのに対して、②に関しては、昭和恐慌の発生に伴って日本の都市労働市場が縮小し、中国人労働者の失業問題が深刻化

52) 「昭和六年中に於ける外事警察概要」（荻野富士夫編・解題『特高警察関係資料集成』第16巻、不二出版、1992）、106-107頁。

53) 『在本邦外国人に関する統計調査関係雑件』第2巻。

したのは1929年後半から1930年にかけてであった。そして③に関しても、日本人労働者による排斥運動が、活発化する兆しをみせ始めた時期は1930年であった。つまり、時期的に見ると①の要因は②、③の要因よりも、かなり早い時期から現れていた。

また、②と③に関しては、東京の都市下層民や東京全体の労働市場において昭和恐慌の影響が最も深刻になった時期や、労働争議の発生件数が最高になった時期が1931年以降であることを考えると、結果として見ると、②と③の問題がさらに深刻化する以前に、中国人労働者の大量帰国が実現し、この問題がさらに深刻化する可能性が防止されたことが指摘できる。

もちろん、この点に関しては、1930年の時点ですでに中国人労働者の失業問題がのびきならない状況であった点や、中国人労働者送還の直接のきっかけとして、中国政府側からの申し出があり、それによって、中国人送還に消極的であった外務省が送還に同意したという点には留意する必要があるだろう。

しかしながら、その一方で前者に関しては、中国人労働者の失業問題自体が、政府による就業規制によって引き起こされたという側面が多分にあることも考慮しなければならない。また後者に関しては、中国人労働者を直接的に取り締まる警察機構を傘下に持つ、内務省・警視庁側が、かねてから中国人労働者の送還を強く求めていた点も重視するべきだろう。なぜなら、戦前期の警察機構は、司法警察としてだけでなく、「犯罪予防」の名目で、行政警察としての側面も持っていたため、政策決定にも大きな主導権を有していた⁵⁴⁾。そして、実際に1890年代後半の内地雑居論争以来、外務省の反対を受けながらも、結果的には内務省の意向通りに、外国人取締政策の厳格化は推し進められていったという経緯があるからである⁵⁵⁾。

さらに、②及び③の要因は、中国人労働者と同様のエスニック集団であった朝鮮人労働者においても見られた現象であった点と、それにもかかわらず、朝鮮人労働者が第二次大戦以前の日本の労働市場において、重要な位置を占めていた点にも注目する必要がある。

昭和恐慌期には、朝鮮人労働者の場合にも、土木建築業（日雇労働）における雇用の激減によって、失業問題が深刻化していた。また、日雇的職種の激減は、公共土木事業にお

54) 前掲 29) 荻野。

55) 前掲 2) 山脇, 33-196頁。

ける就労をめぐる日本人失業者との激しい競争を引き起こし、それによって日本人労働者の中には、朝鮮人労働者に対する敵意に満ちた差別意識が生まれていた⁵⁶⁾。しかしながら、在日朝鮮人が昭和恐慌の時期を経て、1930年代には、その職業分野を工業・商業の両分野に拡大していったのに対して、在日中国人の職業構成は、料理業や理髪業等の経営者と従業者、行商といった業種・職種に限られていた。

朝鮮人労働者と中国人労働者において、このような差異が見られた要因として、両者及び日本人労働者の3者間の経済的な競合関係の結果として、中国人労働者が競争に敗れたためであるとは考えにくい。少なくとも現時点では、中国人労働者が経済的な競合に敗れた要因を論理的に導き出せる根拠も史料も見出すことは困難だからである。

むしろ、中国人労働者が工業分野に進出できなかった主要な要因は、1920年代前半期以降の政府による入国規制や就業規制と、1920年代後半期以降の強制送還政策によるものであると考えた方が史料的に見て説得力があるだろう。これは朝鮮人労働者の場合、彼らに対する政府の「内地」渡航管理が比較的緩やかであった点や、政府の主導・支援で結成された融和団体によって、まがりなりにも公的に就業の支援を受けることができた点⁵⁷⁾と比較しても明らかだろう。

以上の点を考えると、現時点での結論として次の点を指摘できるだろう。中国人労働者の集住地区の衰退を考える上で、昭和恐慌による中国人労働者の失業問題と日本人労働者による中国人労働者排斥運動の存在は無視できない重要な要因であると言える。しかしながら、中国人労働者の集住地区の衰退を推し進めた要因としては、上記の2つの要因がさらに顕在化することへの過剰な懸念と、実際に顕在化しつつあった2つの要因に対する「迅速」な対応として推し進められた政策的な要因がより重要なものであった。

もちろん、本稿で行った考察には、いまだ不十分な点も多い。そのため、近代日本における中国人労働者集住地区の衰退要因や、中国人労働者と朝鮮人労働者の間での就業構造や集住形態の差異、あるいは朝鮮人労働者に対する政策の「寛大さ」がどの程度実態を伴ったものであったのかという点については、各地の事例を踏まえながら、より緻密な検討

56) 前掲3) 西成田, 116-119頁。

57) 前掲3) 西成田, 176-177頁。

を行っていく必要がある。さらに、考察の内容も小熊英二⁵⁸⁾の研究のように、近代日本の「日本人観」にまで踏み込んだ上での考察が必要になるだろう。次章では、これらの点について検討を加えていきたい。

58) 小熊英二『＜日本人＞の境界 ―沖繩・アイヌ・台湾・朝鮮植民地支配から復帰運動まで―』, 1998, 新曜社, 772頁。

第IV章 1920年代の樺太地域開発における中国人労働者政策と雇用状況

1. はじめに

第III章では、1920年代後半期から1930年代前半期にかけての東京を対象として、中国人労働者が都市労働市場から排除され、彼らの集住地区が衰退していった過程を検討した。その結果、この時期、日本政府は中国人労働者と朝鮮人労働者に対して、「朝鮮人労働者を許容し、中国人労働者を排除する」という異なる政策を執る傾向が顕著になっていたことが明らかになった。しかしながら、このような政府の方針が地域的にどれほどの普遍性を持っていたのかという点については、各地の事例を踏まえながら、より緻密な検討を行っていく必要があると考える。

そこで、本章では、地域開発のために中国人労働者が多く雇用された1920年代の樺太を対象地域として取り上げ、中国人労働者の雇用政策とその背景について検討していく。その際、地域住民の意向や、内地人労働者や朝鮮人労働者も含めた政府の労働者政策との関連についても検討し、政府の外国人・外地人労働者政策が、地域によってどのように恣意的に運用されていたのかという点を明らかにしていく。

2. 対象地域の概観

樺太は漁業、林業といった在来産業に加えて、第一次世界大戦後になるとパルプ生産地として脚光を浴びはじめた。1914年に三井が大泊に工場を建設したのを始めに（1915年に王子製紙に合併）、樺太工業が泊居、真岡、江須取に、王子製紙が豊原、野田に、そして日本化学紙料が落合に、工場を建設した（第IV-1図）。樺太に進出したこれらの企業は、樺太国有林野産物特別処分令等により木材の独占的・安定的供給を保障された¹⁾。このように製紙工業が発展した背景には、第一次世界大戦によって、欧米からの製紙用パルプの

1) 小林英夫「日本資本主義と植民地経営 植民地経営の特質」（大江志乃夫ほか編『近代日本と植民地 第3巻 植民地化と産業化』、1993、岩波書店）、16頁。

輸入が激減したことが大きな要因として存在している²⁾。

また、製紙工業の発展にともなって、鉄道・港湾等のインフラ整備も進んでいた。1906年に大泊と豊原間に鉄道が開通したのを契機に、野田、真岡といった西海岸に鉄道が伸び、1928年には豊原と真岡を結ぶ東西線が開通し、その後、島の東海岸沿いに知取にむけて鉄道が延長されていった。また、1923年に稚内と大泊間の航路が開設されるにおよび、樺太は、北海道との連携を強めていき、全体としての日本経済圏の一翼に包摂されていった³⁾。

このように樺太を開発していく際、最も問題となる点は、地域開発のための労働者が不足していたことであった。1925年の国勢調査によると、樺太の人口密度を1として見た場合、内地27.8（北海道5.0）：朝鮮15.7：台湾19.7となっており、1905年の領有当初に比べると、入植者の増加は進んでいたものの、依然として樺太の人口密度は極端に希薄であった⁴⁾。そのため、樺太では、1920年代にはすでにかんりの朝鮮人労働者が、土木工事や石炭採掘事業等に雇用されていた。

まず、1917年に三井鉱山株式会社川上鉱業所が、朝鮮本土から百十人の朝鮮人労働者を募集し、さらに1918年から19年にかけて二百数十人を募集して、炭山坑夫として雇用して以来、その数は増加し、1920年末には、樺太在留朝鮮人人口は500人を超えるようになった。朝鮮人人口の増加は、その後も顕著に続き、1923年末には1,464人、1925年末には3,533人、1926年末には4,387人に達している⁵⁾。とりわけ、1923年と1925年には朝鮮人人口の増加が著しい。これは、これらの年次が、1919年の三・一独立運動に際して、朝鮮人の渡航を管理するために設けられた渡航証明書制度が廃止された1922年12月と1924年6月（関東大震災により一時的に渡航証明書制度が復活したため）の翌年にあたるからであると考えられる。

このような朝鮮人人口の増加は、1925年10月から、新たな「内地」渡航阻止制度が実

2) 三木理史「樺太の産業化と本斗港の不凍港選定」、日本地理学会「近代日本の地域形成研究グループ」研究集会（於：法政大学）、2000。

3) 前掲1) 16頁。

4) 史料IV-③、82頁所載の数値から算出。

5) 史料IV-③、97-98頁。

施された後も続いた⁶⁾。また、この時期に樺太への朝鮮人労働者の転入が進んだ要因としては、開発事業のための労働力が不足していたこと、朝鮮半島から内地への渡航制限が解除されたことの他に、ロシア革命の影響によって、沿海州や北樺太に居住していた朝鮮人が樺太に転入してきたことや、シベリア出兵からの撤退の際、北樺太から多くの朝鮮人が転入してきたことが挙げられている⁷⁾。

そして、1930年の国勢調査によると、樺太在留の朝鮮人人口は、樺太の総人口の2.81%を占める8,301人に上っており、1920年の934人に比べて大幅な増加を示している。住民基本台帳を用いた登録者数の推移を見ても、朝鮮人人口は総人口の伸び率を上回るペースで増加していることが分かる（第IV-2図）。

さらに、住民基本台帳への登録者数では、1930年の朝鮮人人口は5,359人であることから、樺太の朝鮮人人口のうち、3,000人近くが住民登録をしていない短期滞在者であり、おそらく短期的な出稼ぎを目的として入島した人々であると考えられる。職業構成の上でも、1930年国勢調査によると、朝鮮人有職者6,165人の中で、最大の人口を占める職種は「土工」であり、1,119人、「日傭（と単に申告したるもの）」の1,052人、「仲仕、荷扱夫、運搬夫」の662人、「炭坑夫」156人と合わせると、2,989人となっており、これらの第二次産業に従事する非熟練労働者が、有職者数の半数近くを占めていた。後述するが、樺太庁は、このような朝鮮人人口の急増に危機感を感じており、このことが樺太において、中国人労働者が雇用されたことと大きく関連していた。

ただし、多数の朝鮮人労働者が存在したとは言え、樺太は他の日本の植民地に比べて、人口構成の上では、内地人人口の比率が極端に高かった⁸⁾。このような人口構成の上での「内地性の高さ」が存在するため、樺太庁の外国人労働者政策も、内地での政策から大きく逸脱することはできないという制約もあったと推測される。

ところが、このような条件下にも拘わらず、1923年以降、樺太庁は内地での方針に反して、地域開発事業への中国人労働者の雇用を公認するという政策決定を行っている。そ

6) 山脇啓造『近代日本と外国人労働者－1890年代後半と1920年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題－』、1994、明石書店、170-171頁。

7) 史料IV-③、97-98頁。

8) 三木理史「移住型植民地樺太と豊原の市街地形成」、人文地理 51、1999、223-225頁。

ここで次章では、中国人労働者導入の経緯について検討していく。

3. 中国人労働者導入までの経緯

1) 樺太の労働者不足と樺太庁の導入政策

樺太に中国人労働者が導入された要因として、植民地開発の必要性和そのための労働者が極端に不足していたという点が挙げられる。1923年の時点で、内地では、すでに多くの過剰労働力が存在し、彼らの失業問題が顕在化しつつあった。しかしながら、このような失業労働者には、情報量の乏しさから、樺太での就労を敬遠する者も多かった⁹⁾。そのため、樺太では慢性的な労働力不足が生じ、賃金水準も高騰していた。そして、これらの要因により、労働者の募集が困難であったため、開発計画が実施の時機を逸することや、高賃金のため費用倒れになることが懸念されていた¹⁰⁾。

また、日本人労働者の中には生活態度や勤勉さの面で問題がある者が多いと見なされていた。そのため、樺太庁では、低賃金な外国人や外地人の労働者を導入することにより、労働力不足を解消することが検討されるようになった。当初、樺太庁は、低賃金労働力の導入に際して、中国人、ロシア人、朝鮮人を雇用することを検討していたが、後述するように、共産主義思想の影響を比較的受けていないことと、急増する朝鮮人人口に歯止めをかけようとする目的から、中国人労働者を導入することにした¹¹⁾。

このように地方政府の許可で、地域開発に中国人労働者を導入するという政策は、全国的に見ても異例のことであったようである。例えば、1926年2月4日付『樺太日日新聞』

9) 樺太庁保安課のコメントによると、樺太において内地人労働者が不足している原因として「殊に大正 11 年豊真線工事請負者土工部屋問題起こって以来内地労働者は樺太に出稼ぎすることに危険を感じ多額の周旋料を払つても尚之が募集に困難なる時期があり、「内地人労働者を得ることの困難は本島に於ける請負制度の欠点より生ずる労働者の虐待を恐るる点から来た」と、この時期に社会問題となっていた労働者に対する「監獄部屋」の存在を指摘している。『樺太日日新聞』、1926年4月27日。

10) 史料Ⅳ-②、3107-3108頁。

11) 史料Ⅳ-②、1195-1197頁。史料Ⅳ-①、3060-3065頁。

では中国人労働者の雇用禁止に賛成する豊原商工会頭の談話を掲載しているが、この中には「日本として一般的に之が移入を禁止して居る苦力を樺太のみ従来之を当局が許したのは樺太労働界の事情が之を余儀なくさせたためであって・・・」という記述があり、樺太における中国人労働者の雇用は全国的に見ても特別な事例であったことが分かる。

導入に際して樺太庁では、中国人の無制限な移入と定住を制限するため、中国人労働者の雇用を希望する企業・請負業者に対して、許可人数を割り当て、その範囲内での雇用を義務づけた。また、樺太庁は、第IV-1表に記すような、詳細な取締要綱を作成し、雇用業者に対して遵守を求めた。

この要綱には、樺太庁の中国人労働者に対する管理政策の、いくつかの特色が表れている。第1の特色は、樺太庁は、中国人労働者を「専ら契約労働者・季節労働者として雇用し、降雪期には全員帰国させること」を義務づけ、中国人が定住化することを防止しようとしている点である。さらに「降雪期に送還する際には逃走もしくは不正入国した中国人も一緒に送還すること」、「使用者は逃走者を出した場合、自費で搜索すること」等の条項を設けており、定住化を防止するための政策を徹底させようとしている。

第2の特色は、「市街地や邦人居住地域以外の場所で雇用し、さらに集住させる」ことが定められており、彼らが日本人と接触することを極力避けようとしている点である。さらに「中国で募集した労働者は、一度大連に集合させ、内地を経由させずに直接樺太に連行し、決して内地を経由させないようにする」とされており、内地への中国人の流入を防止しようとしている点も注目すべき点である。

第3の特色として「中国の一地方または一村落から募集すること」が定められている点が挙げられる。この理由は、一地方・一村落から募集した場合、親戚・知人が多くいて、労働者達の間には相互扶助的な役割を持つ地縁・血縁的集団が作られるため、飯場から逃走する者があまり出なかったからである。実際に、1923年に中国人労働者を雇用した請負業者の堀内組と加藤組の事例でも、688人を雇用した堀内組では、一地方から労働者を募集したため、逃走者を1人しか出さず、この1人もすぐに戻ってきている。これに対して、759人を雇用した加藤組では、反対に親戚・知人が少なかったため50余人もの逃亡者を出している¹²⁾。

12) 史料IV-①, 1203頁。

2) 中国人労働者の雇用状況と年次的傾向

この時期、季節労働者として中国人労働者の雇用がなされた背景には、樺太でも 1920 年代には鉄道・港湾等のインフラ整備が進み、同時に新たに樺太の基幹産業となりつつあった製紙工場の建設も進んでいたことが指摘できる。これらの地域開発における中国人労働者の雇用は、筆者が調べた限りでは、1923 年から 1927 年の 5 年間にかけて行われていた（第IV-2表）。

まず、1923 年には、豊原-真岡間を結ぶ豊真鉄道の建設工事において、工事請負業者の加藤組と堀内組でそれぞれ 759 人、688 人の中国人労働者が雇用されている。豊真鉄道は、樺太の首都豊原と西海岸の要地真岡とをつなぐとともに、路線内には大森林地帯と留多加川流域の豊穡な植民地を擁しており、樺太開発の上で、重要な使命を持つ路線であった¹³⁾。この路線は 1921 年 10 月起工、1925 年 10 月、豊原-鈴谷間で一部開通し¹⁴⁾、1928 年には豊原-真岡間で全面開通した¹⁵⁾。中国人労働者は、工事請負業者である加藤組と堀内組によって、それぞれ直隸省（現在の河北省）と山東省で募集、雇用されている。彼らは取締要綱で定められた通り、同年の 11 月には送還されているが、この豊真鉄道建設工事では、翌年の 1924 年には 921 人の中国人が、さらに翌々年の 1925 年にも 590 人が雇用されている。

このようなインフラ整備事業に中国人労働者が雇用された事例として、他に 1923 年の、元泊での船瀬工事に 33 人が雇用された事例と、1926 年の落合-知取間での樺太鉄道新設工事に 1,500 人が雇用された事例、1927 年の野田-久春内間の野久線工事に 420 人の中国人労働者が雇用された事例が確認できる。

一方、第一次世界大戦後に発展した製紙工業とそれに関連する事業にも、多くの中国人労働者が雇用されていた。1923 年には、当時の代表的な製紙企業の一つであった樺太工業に雇用された中国人 85 人が、パルプ製造に必要な石炭を確保するために、採炭作業に従事している。さらに、1924 年には同社の工場建設工事に 342 人が雇用されている。ま

13) 樺太庁『樺太要覧大正十五年度』、1926、56 頁。

14) 前掲 13) 56 頁。

15) 樺太庁『樺太要覧昭和七年度』、1932、44 頁。

た、他の有力製紙企業である富士製紙会社の工場建設にも、1924年には614人が、1925年には600人が雇用されていた。

この5年間の雇用状況の傾向を見ると、1923年から1924年にかけては、比較的少人数の中国人を雇用する場合でも、その就労が許可されていたのに対して、1925年から1926年にかけては、多くの中国人労働者を雇用する大規模な工事に限定されるようになっている。これは、樺太庁が中国人労働者の雇用を、内地人労働者だけでは労働力の調達が難しいとされる大規模な工事に限定しようとする方針を執っていたからであった。例えば、1926年の場合、樺太鉄道施設工事を請け負った大倉組から、必要となる3,000人の労働者のうちの2,000人を中国人労働者によって確保しようとする計画が出され、樺太庁はそのうちの500人は内地人労働者を募集できると判断している。その一方で、西海岸線敷設工事を請け負った三ツ引商会からは、中国人労働者300人の雇用が出願されたが、樺太庁は、その事業規模が比較的大きくなく、所要労働者数も少数であるため、内地人労働者の募集がそれほど困難ではないと判断し、雇用を許可しないという方針を決定している¹⁶⁾。

このように中国人労働者の雇用は、徐々に縮小されていく傾向があり、1926年には、落合-知取間での樺太鉄道新設工事で、大倉組によって1,500人の雇用が許可されたのみであった(第IV-2表)。しかしながら、大倉組の雇用に対しても、樺太の地域住民から、大きな反対運動が引き起こされた。

4. 中国人労働者雇用政策の問題点と政策の変遷

1) 雇用政策への地域住民の反対運動

中国人労働者の雇用に反対する人々が最も多く存在していたのは豊原地区であり、主に商業会議所を中心とする商工業者が、活発な反対運動を展開していた。具体的には、新聞紙上での反対論の展開や、『支那苦力使用禁止期成同盟会』の開催、樺太庁長官の弾劾、中央関係各官庁への陳情等の反対運動が行われていた¹⁷⁾。

商業会議所が中国人労働者の雇用に反対する理由として中国人労働者は「殆ど露營的生

16) 史料IV-②, 3118-3123頁。

17) 史料IV-②, 3104頁。

活にあまじ労働の大部分に之を故国に送ると共に日曜生活の物資の多くは本国より供給を仰ぐの状態なるにより結局労働の殆ど全部を本島より持去らるることとなり本島経済界に大なる打撃あること」と「支那苦力に代るに邦人労働者を以てするときは労働の大部分は島内に於て費消せらるるを以て経済界に多大の好影響を○すべきは勿論邦人労働者中には自然移住者をも生ずべきを以て殖民政策上の見地に於て又好結果を得べきこと」を挙げている¹⁸⁾。この指摘から、中国人労働者の雇用は、豊原町の商工業者にとって、ほとんど経済的利益を与えず、樺太の商業活動に停滞をもたらすという認識が、彼らの反対の大きな理由であったことが分かる。

この他にも、樺太庁側の史料によると、「巷間での噂」としながらも、反対運動の背景として、樺太鉄道敷設工事の請負入札をめぐる、地元豊原町の請負業者と樺太庁、樺太鉄道株式会社、大倉組との間でトラブルが生じていたことが指摘されている¹⁹⁾。この史料によると、事業の落札と中国人労働者の雇用について、樺太庁、鉄道会社、大倉組の三者の間で密約が存在し、それを知った豊原町の請負業者が中心となって反対運動を組織したとされている。

大倉組は鉄道請負業協会（1915年発足）、協和倶楽部（1921年発足）、土木業協会（1925年発足）といった鉄道請負業者の協会に役員を送り出す程の大手業者で、植民地を含む日本全国の鉄道建設を請負っていた²⁰⁾。そのため、樺太庁側の史料では、豊原町の請負業者は、大倉組が樺太での諸事業に進出を図っていることに脅威を感じ、中国人労働者雇用反対運動をきっかけに大倉組を樺太から排除しようとしていたとも述べられている²¹⁾。

このような背景から、豊原町では中国人労働者の雇用に対する激しい反対運動が行われた。しかしながら、後に大倉組が労働者のための白米、酒等の日用品、諸雑貨を主として豊原町において購入、または購入の契約を行うことを決定したため、商店経営者を中心に

18) 『樺太日日新聞』、1926年4月27日。

19) 史料IV-②、3113-3115頁。

20) 日本鉄道建設業協会編『日本鉄道請負史 大正・昭和（前期）篇』、1978、非売品、722頁。

21) 史料IV-②、3115-3116頁。

反対運動から離脱する者が相次いだとされている²²⁾。そのため、豊原町では、反対派住民と樺太庁長官との会談で「今後にはできるだけ中国人の使用を許可しないようにする」という趣旨の言明を得たため、反対運動は沈静化していったという²³⁾。

また、地域的に見ると、豊原以外では、真岡、泊居といった樺太における商業の中心地区で反対意見が見られた²⁴⁾。これらの地区は、樺太鉄道が敷設される沿線外に位置していたこともあり、鉄道建設による経済的な利益を受けることが少なかった地区であったと考えられる。これに対して、樺太鉄道沿線上の地区では、あまり反対意見は見られなかった。これは、鉄道敷設によって交通の利便性が向上することに加えて、敷設工事に多くの労働者が雇用されるため、商業活動の好転が見込まれるからであったと考えられる。

一方、マスコミの論調を見ると、中国人労働者の雇用に否定的な記事を掲載することが比較的多く、『真岡時事』、『拓殖新報』の両新聞は、特に否定的な立場を明確にしているとされていた²⁵⁾。また、1. の 2) で述べたように、『樺太日日新聞』も中国人労働者の雇用に否定的な記事を掲載することが多かった。例えば、同紙は「苦力禁止の政策 労働問題と其国家的統制の必要」と題する社説を掲載し「庁警察部が内地府県と連絡をとり、善良なる労働者を輸入して労銀を緩和し、事業家側の著しい苦痛としない程度に於て、苦力使用方法に変更を試みんしたのは、御尤も至極の政策である。」と主張したり²⁶⁾、「苦力禁止に賛成 現時の世相から是は当然の事」という見出しで中国人労働者雇用反対派の代

22) 史料IV-②, 3113頁。

23) 史料IV-②, 3104, 3109-3116頁。『樺太日日新聞』, 1926年5月16日。

24) 真岡では「何等積極的な意見を見ざりしも大体に於いて禁止方針を希望したる模様」、泊居では「豊原の反対運動の宣伝に誘惑されたる観あり支那苦力の使用に関しては反対の意向を表せり」、その他の各地では「当局の方針に対して何等反対行動をとることなく、寧ろ之を歓迎するが如き感ありたり」という状況であったという。史料IV-②, 3105-3106頁。他の史料にも、豊原商業会議所が泊真の商業会議所と協同して、中国人労働者雇用禁止について当局に陳情する予定であると記されている。『樺太日日新聞』, 1926年4月25日。

25) 史料IV-②, 3117頁。

26) 『樺太日日新聞』, 1925年11月22日。

表である豊原商業会議所頭の談話を掲載したりしている²⁷⁾。

また、労働者団体も中国人労働者の雇用には、反対の立場を執っていた。大泊町では、小樽市に本部を置く労働者団体である「北海労働倶楽部」の支部が発会し、支部大会のため小樽市から会長他1名が樺太を訪れた際、樺太における中国人労働者問題への対応について検討している。その結果『大倉組は「邦人労働者は脚気症を発する虞あり」という理由で樺太庁に中国人労働者の使用を願い出て許可を得ているが、邦人が脚気症に罹りやすいのであれば中国人も同様のはずであり、これは大倉組が利益を独占するために低賃金の中国人労働者を使用するための論理である』として、日本人失業者の保護のために中国人労働者を雇用しないよう樺太庁に陳情する意向を示している²⁸⁾。

これらの反対運動は、樺太庁当局の方針に、少なからぬ影響を与えていたと考えられる。例えば、1925年11月21日付の地元紙『樺太日日新聞』には樺太庁当局の声明として「種々問題の種を蒔きつゝあつた苦力使用は禁止か 樺太庁当局が国内の労力過剰を慮って善良な土工招来に努力」と題する記事が掲載されている。この記事では「最近（中略）内地方面に於ては労働の供給過剰の状態にあり少くとも今日では（内地人）労働者の募集不可能などということは樺太にても伝ひ得ない筈であり」また「（中国人は）外国人である以上取締其の他に關し当局としての気苦勞少からず延いては種々の弊害を實際に認めるようになってきたので庁当局としては・・今後できるだけ支那苦力の使用を許可せざる方針をとることになつたらしい」とされている（括弧内は筆者が補足）。

また、翌1926年3月の同紙にも樺太庁警察部長の以下のような談話が掲載されている。すなわち、中国人労働者の雇用は「（中略）一時事業家の便宜のために許可せられた」ものである以上「内地人労働者を募集することが不可能であるという事情が消滅すると同時に苦力の使用を許可しなくなるのは当然のこと」であるとする。そして「之を行掛りとかが何とかいふ口実の下にダラダラと使用を許すことになった日には独樺太の労働界に打撃を与ふるのみならずひいては内地のそれにまで及ぼすの結果を見ないとも限らぬ。（中略）庁当局としては（中略）苟くも内地人労働者を招致し得る事情の下にある場合決して苦力の使用は許可しない筈である」と述べており、樺太における中国人労働者雇用政策の継続

27) 『樺太日日新聞』、1926年2月4日。

28) 「外乙秘第1397号」（『支那労働者入国取締關係一件第4巻』所収、1926）。

は、内地における中国人労働者政策にまで影響を及ぼしかねないという見解を表明している²⁹⁾。

さらに1926年4月にも、樺太庁は前年11月のものと同趣旨の声明を発表した上で、このような声明を繰り返した目的を「庁幹部連の該問題に対する意見まちまちにして不統一を極め居るものゝ如く伝へられてゐるが（中略）苦力問題に関する方針のグラつき居らざる旨明らかに」するためであると述べており³⁰⁾、中国人労働者雇用政策に対して、樺太庁内部での意見の不統一や動揺は存在しないことを強調している。

しかしながら、このような声明を取って行ったこと自体が、樺太庁内部での意見の不統一と動揺を象徴的に示していたと言えよう。なぜなら、実際に、この声明を発表した直後に、樺太庁は、大倉組に対して1,500人もの中国人労働者の雇用を許可したからである。しかも、その許可が決定された時期は5月の始め頃であり、例年、多くの場合5月中に実際に雇用が始まっていたことを考えると、異例の遅い決定であったと考えられる。そのため、請負業者側は短期間で1,500人もの労働者を集めねばならず³¹⁾、募集のために虚偽の労働条件を提示するという詐欺的手段を執らざるを得なかったと言える³²⁾。

2) 労働争議の発生とその要因

このように虚偽の条件を提示して、短期間で多くの労働者を集めたことは、後述するように、中国人労働者によって労働争議が頻発した原因の一つになったと考えられる。

このことについて述べる前に、まず樺太鉄道敷設工事における中国人労働者の雇用状況を見ておく。樺太鉄道の工事区間は、第IV-3表に示されているように、第1工区から第4工区に分かれており、中国人労働者は、大倉組が請け負った第2～第4工区で雇用されていた。

29) 『樺太日日新聞』、1926年3月24日。

30) 『樺太日日新聞』、1926年4月27日。

31) 声明から3週間と経たない同年5月15日には、早くも大倉組は中国人労働者の募集を完了し、同月18日には樺太に到着する予定であるという報道がなされている。『樺太日日新聞』、1926年5月15日。

32) 史料IV-②、3124頁。

中国人労働者の組織体系として、「大苦力頭」を頂点として、その下に「苦力頭」、さらにその下に「小苦力頭」がいて、「小苦力頭」は30～60人の同郷の一般労働者を組織して工事に従事させるという仕組みになっていた。また、「外帳場」または「帳場員」と呼ばれる、主として飯場内の庶務を掌握する者や「現場員」と呼ばれる現場を監督する者もいて、これらの苦力頭や帳場員の給与は、一般労働者の賃金から天引きされて、支払われていた。

彼らの雇用に際しては、いくつかの問題も発生した。なかでも最も頻繁に起こった問題は、労働争議の発生であった。労働争議は、1923年から1925年にかけても、年に1回程度のペースで起こっていたが、1926年になると、頻繁に発生するようになり(第IV-4表)、特に7月11日に賃金の支払い等を求めて発生した労働争議は、大倉組職員等10人の負傷者を出す騒擾事件に発展した。これらの労働争議の主な原因は、劣悪な労働条件、とりわけ賃金水準の低さ、賃金の不払い、苦力頭手数料等の徴収に由来するものであった。当時の樺太で建設・運搬業に従事する内地人労働者の賃金水準が日給で2.0～3.5円程度、朝鮮人労働者の場合も日給で1.8～3.0円程度とされていた³³⁾のに対して、中国人の賃金水準は、導入当初は1.0円、その後の労働争議によっても、1.2～1.3円に値上げした程度であった。1925年の労働争議の原因も、中国人労働者の賃金が1日1.0円であったのに対して、内地人労働者が1日2.5円の賃金を得ていることが判明したからであった。

この日本人と中国人の間の賃金格差は、以前、第II章で検討した東京府の事例と比べても大きなものであった。この時期の東京府において、中国人建設・運搬労働者の賃金(日給)は、平均して2.0円程度で、内地人建設・運搬労働者と比較して、3割程度割安であった。しかしながら、樺太の場合、大連から樺太までの往復の渡航費を請負業者の側で負担していることもあるが、内地人と比較して半額以下に押さえられている。さらに、多くの場合、労働者の日給からは、苦力頭や帳場員への手数料、食費・物品費等を差し引かれており、実際に支給される金額は、おおよそ日給で0.6～0.7円程度であり³⁴⁾、1926年の

33) 史料IV-③, 98頁。

34) 1926年の大倉組第3工区第1号飯場の場合、1.2円の賃金のうち飯場料(食費)40銭と手数料15銭が差し引かれていたが労働争議の結果、手数料の徴収は免除されるようになったという。史料IV-②, 3156-3158頁。

大倉組第3工区雇用労働者に至っては、1.2円の賃金のうち、手数料は約3割、食費は1日当たり0.4～0.5円も差し引かれていた場合すらあった³⁵⁾。

また、中国人労働者に対する賃金の不払いが、労働争議のきっかけになっていた事例も、数多く確認することができた。さらに、1926年に雇用された中国人労働者の場合、労働者の募集を依頼された斡旋業者が、大連で就業させるという虚偽の労働条件を提示して募集し、労働者を大連まで連れて行った後、実は樺太で就業させることを明らかにして、樺太へ送致している³⁶⁾。この他にも、樺太で鉄道建設事業に従事させる際にも、途中から賃金の算出方法を常備制（日給制）から請負制（歩合制）に変更し、しかも、それを決定時以前に遡って適用している。その結果、日給制の場合に比べて、中国人労働者の賃金が大幅に目減りし、それが騒擾事件の遠因の一つになったとされている³⁷⁾。これらの措置が、労働者達の間、大倉組に対する不信感を高めさせたことは十分考えられる。

また、1927年に雇用された中国人労働者の場合、降雪期に送還する際、雇用者側の賃金不払いのために送還が数十日間も遅れ、さらに雇用者側が送還のための汽船の滞船料も捻出できなかつたため、送還が翌1928年1月頃にまでずれ込み、多くの中国人労働者が厳寒の地において宿舎も食料もない状況下で飢えと寒さに苦しんでいる³⁸⁾。

3) 中国人労働者雇用政策の変遷

樺太庁では、1926年に雇用した中国人を送還した後、中国人労働者の雇用状況と労働争議の顛末に関する報告書をまとめている。この報告書では、中国人労働者導入の是非については、「苦力に依り、今日樺太の拓殖の事業の進展を幾分か促進し得たることは、疑う可くもあらず。(中略) 現在労働力の不足せる樺太に在りては、(中略) 苦力の使用を以て、適当なるものとなすものなり」という肯定的評価と「苦力の使用は警察及一般民衆に迷惑を及ぼし、一般公安風俗衛生上有害なる結果を生ずるを以て、今後苦力の使用を厳

35) 史料Ⅳ-②, 3160頁。

36) 「高秘第号3140号」(『支那労働者取締関係一件第4巻』所収, 1926)。

37) 史料Ⅳ-②, 3160-3161頁。この騒擾事件の後も、同年8月1日には、歩合制から日給制に戻すことを要求する労働争議が起きている(第Ⅳ-4表)。

38) 『樺太日日新聞』, 1927年12月29日及び1928年1月18日。

禁して邦人労働者を使用せしむ可し」という否定的評価の両論を併記した上で、今後の中国人雇用の是非について、早急に検討する必要があることを指摘している。

これを受けて、1927年には次に要約する13条の内規を定めた上で、今後5年間に限って中国人労働者の雇いを認めるという方針を決定した。この内規のなかでも、特に重要な箇所は以下の点であった³⁹⁾。

① 1927年に雇いを許可する中国人労働者の数は、過去4年間の中国人労働者雇用数の平均数とする。

② 1928年以降の許可人数は、特別な事情がある場合を除き、1927年の人数から逡減させていく。

③ 特別な事情がない場合、雇いを許可するのは1931年までとする。

④ 中国人労働者の雇いは、同一事業者か同一工事において、労働者を500人以上必要とし、かつ内地人労働者の募集が困難な場合に限る。

⑤ 雇用者は、中国人労働者だけを雇用して事業経営を行ってはならず、必ず内地人労働者も併せて雇用すること。中国人労働者の雇用者数は、内地人労働者のその2/3以内とする。ただし、中国人労働者の雇用者数は100人を下回ってはいけない。

⑥ 雇用者は、中国人労働者の雇用に当たり必要となる物資をなるべく樺太で購入すること。

『樺太日日新聞』の記事は、この決定を「支那苦力の使用は本年も許可さる 併し別に内規を定め 物資は成るべく地元から買わしむ」という見出しで伝えており⁴⁰⁾、中国人労働者雇用に反対する商工業者にとって、物資を地元で購入するという点が妥協の重要な条件になっていたことが分かる。

また、樺太庁では、この方針を決定すると同時に雇用反対派の樺太中央協会に伝え、了解を求めている。そのため「同会では(中略)幹事会を開き本問題に対する態度に付協議し⁴¹⁾、「支那クレー問題は先に協会より陳情せる意旨を大体尊重し使用禁止に近い制限使用であって殊に其内規は頗る厳格なものであるからこの内規通り実施さるゝものであれば

39) 『樺太日日新聞』、1927年2月27日より内容を整理・要約。

40) 『樺太日日新聞』、1927年2月26日。

41) 『樺太日日新聞』、1927年2月26日。

敢て血眼になって反対する必要もなからう」と評価した上で「本年一年だけは之を黙認して形勢を観望しやうと云ふことに決定した」という⁴²⁾。

このような方針の下で、1927年には野久線工事に420人の中国人労働者が雇用された。しかし、この年の事業では、請負業者の大正組が大幅な赤字を出して資金難に陥り、送還が翌1928年1月頃にまでずれ込むほどであった⁴³⁾。そのため、1928年1月30日付『樺太日日新聞』によると「昨年たまたま西海岸に連来つた大正組の支那クリーに関してゴダゴダが起」ったため「一般に請負業者をしてクリー必ずしも有利あらざることを痛感せしめるものあり（中略）本年からは本島の土工労働界から支那クリーの影を絶つものとみられている」とされており、樺太の各請負業者は、この年以降、地域開発事業に中国人労働者を雇用しない方針であることが記されている。

このように雇用者側が方針を転換した理由を、コスト面から明らかにするために、この年の野久線工事における、大正組の中国人労働者に対する支出状況を検討してみたい。

まず、中国人労働者420人を日給1.15円で90日雇用したため賃金の合計は43,470円となり、この内、天候等による休業を2割と見積もり、この金額を差し引くと34,776円となる。これに加えて、汽船チャーター料と輸送中の食費が約8,000円⁴⁴⁾であり、ここまでの支出は約42,776円となる⁴⁵⁾。しかし、この年の場合、降雪期の送還が遅れたため、数十日間の滞船料が約4,500円⁴⁶⁾かかり、その他にも具体的な金額は不明であるが、この間の宿泊・飲食費が相当な金額になったことが推測される⁴⁷⁾。仮に、同人数の朝鮮人労働者を、当時の彼らの最低限の賃金水準である1人1日1.8円で90日間（うち休業が2割）雇用していたと仮定すると54,432円となり、各請負業者が、降雪期の送還がスムーズに

42) 『樺太日日新聞』、1927年2月27日。

43) 『樺太日日新聞』、1927年12月29日。

44) この金額が往復料金か片道料金かは不明であるが、片道であった場合は、さらに約8,000円の支出が必要になる。

45) 『樺太日日新聞』、1927年12月15日。

46) 『樺太日日新聞』、1927年12月29日。

47) 仮に送還が遅れた期間の食費を、1人1日0.3円で30日間として計算すると、食費だけで3,780円となる。

行われなかった場合、中国人労働者の雇用が、彼らにとって必ずしも有利な選択肢とはなりえないという認識を持つ根拠となっていたと考えられる。

そのためか、外務省所蔵の史料と『樺太日日新聞』の記事を見る限り、1928年以降は、樺太において大人数の中国人労働者が雇用されたという記録は見られず、1927年をもって樺太地域開発における中国人労働者の雇用は終了したと考えられる。

このように、予定としていた1931年を待たずに、彼らの雇用が終了した背景には、樺太で低賃金な朝鮮人労働者が急増したことにより、彼らと比較して「中国人労働者の雇用は、雇用者側にとって必ずしも有利な選択肢ではない」という認識が各請負業者に広まったことも要因の一つとして推測することができる。

5. 樺太における外国人労働者政策の恣意性

1) 樺太庁の中国人労働者への「評価」とその両義性

以上、本章では樺太における中国人労働者の雇用状況とその導入政策について検討してきた。以下では、本章で明らかになった点を踏まえて、樺太庁の外国人労働者雇用政策の特徴とその政策決定の恣意性について考察していく。

この点を検討するに当たり、内地においては、ほとんど完全に雇用を禁止されていた中国人労働者が、樺太では厳しい制限付きながら、季節労働者という形で認められていたことは重要な点である。これは、新領土である樺太を日本資本主義の中に包摂するための地域開発の必要性和、樺太は「日本人」が住む空間であるという建前の妥協の結果として生まれた政策であったと言える。

そのため、樺太庁当局や内地人住民の中国人労働者に対する「評価」も、これらの対立する価値観の中で、両義性を帯びたものにならざるを得なかった。樺太庁では、中国人労働者を導入するに当たり「其の身体頑強なる、能く寒暑飢餓に堪え、困苦欠乏に辟易せず、労働耐久力に富み、性質従順にして貯蓄心亦旺盛なるのみならず、其の労銀の低廉なる〇〇、到底他の追従を許さず。苦力の長所短所を理解して巧みに之を使用するときは、彼等は勤勉にして善良なる労働者となり、労働能率に於て驚く可き好績を挙げ得べし」⁴⁸⁾と肯

48) 史料IV-②, 3063頁。

定的な評価を下しており、地元住民による雇用反対運動や、中国人労働者による労働争議が頻発した 1926 年の時点でも「苦力の代わりに邦人労働者を使用するとするも、性質の不良なる、却って苦力に増さる弊害を生じ、一層取締の困難を感ずるに至る可きを以て、寧ろ苦力の使用を以て、適当且つ無難と謂う可きなり」⁴⁹⁾とされており、低賃金で効率よく開発事業を進めることができるという観点からは、中国人労働者雇用の有効性を認める見解が存在していた。

その一方で、中国人労働者の生活程度や衛生状態についての樺太庁や内地人住民の一般的な評価として、「簡単なる掘立式の小屋に收容せられ、極めて素朴原始的の生活を営めり。彼等の中には尚一層簡易なる住居を欲し、天幕を張りて、其の中に寝食を共にするものあり。一般に汚穢にして文化的施設の見る可きものなく、亦改造施設を為すの意思なし」⁵⁰⁾、「苦力は概ね無知無教育なる結果、衛生観念に乏しく汚穢臭陋を敢て意とせず、外傷疾病に対しても格別留意する処なく、極めて不潔にして危険極まる生活を為すものなる」⁵¹⁾というもので、生活程度や衛生状態に関しては、概ね否定的な評価がなされていた。

しかしながら、このような一般的な見解とは矛盾する見解や実態報告も多く存在していた点は注目すべき点であろう。例えば、前述の報告書では中国人労働者の栄養・衛生状態の悪さを強調しながらも、その後に「栄養状態は渡航当時の不良に比し漸次改良せられ送還当時に於いては極めて良好となりたり」⁵²⁾と続けられている。また、他の箇所では、衛生状態が悪い「割合には疾病者を出すこと尠く伝染病者の発生亦皆無なり」⁵³⁾、「食物の粗悪なるにも拘らず、能く過劇（ママ）なる労働に堪へ得るは苦力の特徴と云ふ可き所なり」⁵⁴⁾と、学術調査を模した詳細な報告書という形式・体裁を取りながらも、内容的には論理構成に疑問が残る記述も見られる。

さらに、『樺太日日新聞』の取材記事では「苦力の生活程度は非常に低くそして不潔で

49) 史料IV-②, 3207頁。

50) 史料IV-②, 3088頁。

51) 史料IV-②, 3090頁。

52) 史料IV-②, 3090頁。

53) 史料IV-②, 3090頁。

54) 史料IV-②, 3088-89頁。

あるように聞いてみたが買物振から見るとさうでもないらしい。服装の如きも余りに見苦しいなりをしてゐなかつた。齒磨だの石鹼を求めたりする処を見ればそんなに不潔な生活をしてゐるとは思われぬ。殊に菓子だの巻煙草だのを買物する点から推しても食物もさうまづい物ばかり喰つてはゐないらしい」と記されており⁵⁵⁾、白浦の中国人労働者に関しては、一般に流布している「中国人労働者の生活程度は低く、衛生状態も悪い」という見解は、当てはまらないことが述べられている。

また、豊原町を中心とする商業会議所は、中国人労働者の雇用に反対する根拠として、中国人労働者は、生活程度が低く、賃金のほとんどを本国に送金するため、地元の商工業者にとって、ほとんど経済的利益をもたらさないことが挙げていた。しかし、同紙の取材記事によると、賃金支払日に「一雑貨店に於て苦力の買物振を見て居たが主にシャツ、股引、ゴム靴、高丈、石鹼、齒磨、茶等を買物し中には酒焼酎巻煙草等を求めてゐた者もあつた。そして買物高は少い者で五円多い者になると二十円も買った者があり而も皆現金であるから白浦の商人は苦力に依つて相当に儲けがあるらしい」とされている。さらに「商店主に就て聞くに苦力は（中略）買物振も悪くはなく却て邦人の土工等よりも好い」ため「我々商人としては来年度の工事も苦力の使用されんことを望んでゐる」と記されている⁵⁶⁾。つまり「中国人労働者は賃金の多くを本国に送金するため、地元の商工業者に経済的利益をもたらさない」、「商店主は中国人労働者の使用に反対している」等といった見解は、必ずしも当てはまらなかつたのである。これは、同紙が樺太庁の中国人労働者雇用政策に批判的な記事を掲載することが多かつた点を考えると、貴重な証言であると言える⁵⁷⁾。

また、中国人労働者に関して起こつた諸問題は、樺太庁当局にとって「中国人労働者が

55) 『樺太日日新聞』、1926年9月18日。

56) 『樺太日日新聞』、1926年9月18日。

57) ただし、このような中国人労働者に対する「肯定的」な評価も、「日本社会」あるいは「日本人」にとって「有益」かどうかということのみが彼らへの「評価」の基準になつていたという点には留意しておく必要がある。しかしながら、筆者は、このような中国人労働者の地域社会への「貢献」を明らかにすることは、日本人一般に流布していた中国人労働者への偏見を相対化するために、一定の意義を持つと考へた。

引き起こした問題」として認識されており、1927年以降、樺太庁が中国人労働者政策を転換し、中国人労働者の雇用を制限する際の根拠となっていた。例えば、1926年に樺太庁当局がまとめた騒擾事件に関する報告書では、騒擾事件の遠因の多くを「言語の不通」や中国人労働者の「性質の不良」⁵⁸⁾に求め、さらに事件の直接原因を「賃金問題の苦力の要求に存じ、この要求を貫徹すべく狂奔せる結果、遂に騒擾を勃発するに至れるものなり」とした上で「苦力の使用は警察及一般民衆に迷惑を及ぼし、一般公安風俗衛生上有害なる結果を生ずる」⁵⁹⁾と指摘している。また、1928年から中国人労働者の雇用が途絶えることを伝えた『樺太日日新聞』の記事にも「昨年たまたま西海岸に連来つた大正組の支那クリーに関してゴダゴダが起り」という記述がある⁶⁰⁾。しかし、これらの評価は、彼らを雇用した請負業者が、中国人労働者に対して行った不当な扱いを無視した一面的な見方であると言える。

実際に、中国人労働者雇用の実態を見ると、1926年の「騙し募集」による強制連行や、賃金の算出方法を一方的に変更したこと、1927年の降雪期における送還の不手際、頻繁に行われた賃金の不払い等、中国人労働者と請負業者との間で発生した問題の多くが、彼らの雇用者である請負業者側の責任によって引き起こされていた。それにも拘わらず、樺太庁は、労働争議や騒擾事件を「中国人労働者が引き起こした問題」として認識し、多くの報告書で、労働争議や騒擾事件での中国人労働者の行為を「詳細に」記述することによって、これらのトラブルの責任を中国人労働者に転嫁している。

58) 史料IV-②, 3159-3163頁。報告書では、騒擾事件の遠因として、この他に「苦力に対する大倉組の取扱」も指摘し、賃金の算出方法を変更し、中国人労働者の賃金を実質的に切り下げたことも問題にしている。しかし、ここでも報告書は「(算出方法を日給制から歩合制に変更すると)苦力は、従来の○惰なる態度より一変して勤勉とな」ったため、大倉組は「日給制時代の損失を填補せむとして」決定以前に遡って歩合制に変更したと指摘し、中国人労働者側の勤労態度も問題にしている。すなわち、日給制より歩合制の方が、勤労意欲が向上するのは当然であるにも拘わらず、ここでも樺太庁は、責任の一部を中国人労働者に転嫁するような表現をしている。

59) 史料IV-②, 3207頁。

60) 『樺太日日新聞』, 1928年1月30日。

このことは、樺太庁当局の持っていた偏見に満ちた「中国人労働者」観を検討する上で重要な点である。さらには、中央政府に対する報告書という文書の性質上当然のことであるが、前述したように樺太庁当局自身の政策決定の不明確さが、10人もの負傷者を出す騒擾事件の遠因の一つになっていたことについての内省的な考察は微塵もなく、ひたすら自己弁護のために、騒擾事件の責任を中国人労働者や請負業者にのみ転嫁しようとする姿勢だけが際だっている。

2) 中国人労働者雇用の背景—朝鮮人労働者政策との関連から—

それでは、なぜ樺太庁は、このようなネガティブな「中国人労働者」観が存在するにもかかわらず、5年間にも渡って中国人労働者の雇用に許可し続けてきたのだろうか。この課題を検討するためには、「外地人」である朝鮮人労働者も含めた樺太庁の労働者政策について考察する必要がある。

1. の 1) で前述したように、内地において日本政府は、「一視同仁」の建前から朝鮮人労働者の渡航を原則として認める方針を執っていた。しかしながら、樺太庁当局は、樺太における内地人労働者の不足と、朝鮮人労働者の急増という現象に対して「従来の状態の推移に委するときは朝鮮人は近き将来に於て南樺太に於ける人口の大部分を占むるに至り折角拓殖計画成り人口増殖事業を遂行せりとするも其の時は既に樺太は朝鮮人を以て充足せられ内地人を容るゝの余地なきに至る」⁶¹⁾ という危惧を持っていた。そして「朝鮮人は我同胞の一人なるが故に之が渡来を禁止すべきに非すと雖も例へは殖民地の区画の如き朝鮮人に対しても内地人と何等差別的待遇を為さずと云う理論に囚はれて朝鮮人の団体的渡来を認むるが如きは果して当を得たるもなるや」⁶²⁾ という疑問を呈していたのである。

このような樺太庁の危惧は、1923年に、樺太における内地人労働者の不足という現実の際して、「日本臣民」である朝鮮人ではなく、「外国人」である中国人労働者を導入するという政策決定に大きな影響を及ぼしていた。樺太庁は、低賃金労働力として中国人労働者を受け入れた根拠として ①勤勉で優秀な労働力であること、②共産主義思想の影響

61) 史料IV-③, 84-88頁。

62) これらの箇所は、桑原真人も資料の解説文の中で引用している。桑原真人「資料紹介 樺太在留朝鮮人一班」, 在日朝鮮人史研究 8, 1981, 75-78頁。

を比較的受けていないこと、を挙げている。

その一方で、当時、日本臣民であった朝鮮人労働者は、導入する労働者の候補から外している。このことは、中国人労働者雇用の意志決定がなされた 1923 年の時点で、すでに民間の工事において、朝鮮人労働者の雇用が行われており、彼らが地域開発において大きな役割は果たしつつあったことを考慮すると、意外な決定であると考えられる。

樺太庁の内部史料では、このような決定を行った理由が以下のように極めて率直に語られている。すなわち「朝鮮は現在我国の領有に属し、従て朝鮮人は邦人として取扱ふ可き〇〇勿論なり。然れ共従來の歴史的又は人種的關係上各般に互り総て内地人と同様に取扱ふに於ては、亦種々の弊害を生ずるの虞あり。殊に樺太の如き内地人の移住尚尠くして、社会の基礎未だ強固ならざる土地に於ては、殊に然る必要あると認む」とした上で「而も朝鮮人の邦人なる以上、全然他国人の如き特殊待遇を与ふるを得ざるを以て、朝鮮人の取締は行政上甚だ機微にして亦頗る困難」⁶³⁾ であると述べている。

つまり、樺太庁当局は、朝鮮人労働者を導入した場合、「日本臣民」であるという建前上、中国人労働者のように、一定期間のみの季節労働者として管理することが困難になり、彼らが雇用期間以後も定住することによって、樺太における朝鮮人人口の増加に拍車をかける結果になることを危惧していたのである。

このことは樺太庁当局が、中国人労働者を「(中略) 外国人なるが故に、前記朝鮮人と異り、全く特殊の取扱と為し得て、之が取締は比較的容易なりと称するを得べく、弊害の発生亦未然に之を予防するを得べき」⁶⁴⁾ あるいは「支那苦力の使用に付ては労働力の不足を補充する利益あると同時に彼等に樺太に滞在することなきを以て引揚後に於ては何等問題となることなきも反之朝鮮人に付ては我同胞の一人として内鮮間の融和全き得すと雖も之等に対して引揚せしむることを得す」⁶⁵⁾ と評価している点からも明らかであろう。

さらに、中国人労働者の雇用に対して、大きな反対運動が起こった 1926 年の時点でも、樺太庁の方針は「今後適當なる方法に依り、有利なる条件、保護の下に、内地各方面より

63) 史料Ⅳ-②, 3062 頁。

64) 史料Ⅳ-②, 3063 頁。

65) 史料Ⅳ-③, 84 頁。

善良なる労働者を招来する」⁶⁶⁾ というものであり、あくまで誘致する労働者は「内地人」とすべきというものであった。

このように、中国人労働者の入国を厳しく規制しようとする内地での方針に反して、樺太地域開発において中国人労働者が雇用された背景には、樺太庁が、内地人人口が相対的に少ない樺太で、朝鮮人人口が急増していることに、危機感を持っていたことが挙げられる。つまり、樺太庁は、朝鮮人人口の急増に歯止めをかけるために、中国人労働者の雇用を公認していたことが指摘できる。樺太庁は「朝鮮人労働者は受容し、中国人労働者を排除する」という建前を持ちつつも、実際には、外国人・外地人労働者への政策を地域の事情に合わせて恣意的に運用していたのである。

6. 第IV章の結論

以上、本章では、1920年代の樺太を対象として、地域開発における中国人労働者の雇用政策とその背景について明らかにしてきた。その際、内地人労働者や朝鮮人労働者も含めた政府の労働者政策と関連付けながら、これらの政策の地域的特性・恣意性についても検討してきた。その結果として、樺太庁は中国人労働者の入国を厳しく規制するという内地での方針に反して、中国人労働者を季節労働者として地域開発事業に雇用することを許可していたことや、このような政策が執られた背景には、内地人人口の少ない樺太において、朝鮮人人口の急増に歯止めをかけようとする目的があったこと等が明らかになった。

このような樺太庁の方針は、近代日本において「日本人」と「外国人」の「境界」上に位置づけられていた朝鮮人労働者に対して、日本政府がどのような政策を執っていたのかという点を検討する上で、重要な示唆を与えている。従来の研究では、近代日本の外国人管理政策として、内地においては朝鮮人労働者を受け入れ、中国人労働者を排除するという方針が執られたとされている⁶⁷⁾。その一方で、朝鮮半島、台湾、樺太といった植民地では、内地に比べると外国人労働者への入国規制が緩やかであった。

これらの植民地の中でも、樺太は人口構成の上では、内地人の比率が極端に高く、「内

66) 史料IV-②, 3207-3208頁。

67) 前掲6) 山脇 287頁。

地的性格」が強い地域であったとされている。また、植民地政府としての樺太庁の、中央政府に対する独立性も、他の植民地政府、とりわけ朝鮮総督府や台湾総督府と比べると、はるかに低かったと言われている⁶⁸⁾。実際に樺太庁内部でも、中国人労働者の雇用は、内地における中国人労働者政策にも影響を及ぼしかねないという見解も存在しており⁶⁹⁾、樺太庁内部でも、内地での方針に反して中国人雇用政策を推進することには、かなりの抵抗感があったと推測できる。また、豊原町を中心として起こった中国人労働者雇用反対運動も、樺太庁の方針に動揺を与えたと考えられる。

これらの制約があるにも関わらず、樺太庁は、朝鮮人人口の急増に歯止めをかけるために、中国人労働者雇用政策を貫徹しようとしたのであり、樺太庁は「朝鮮人労働者は受容し、中国人労働者を排除する」という建前を持ちつつも、実際には、外国人・外地人労働者への政策を地域の事情に合わせて恣意的に運用していたのである。

樺太庁が、このような建前を破ってまで、外国人・外地人労働者政策を恣意的に運用した背景には、人口希薄地域であるという樺太の特色が大きな要因として存在していたことが考えられる。内地において、朝鮮人労働者の渡航管理が比較的緩やかであった背景には、日本政府が、すでに内地人が圧倒的多数を占めている内地において、多少の朝鮮人が渡航してきたとしても、内地人の人口的・社会的マジョリティとしての地位は揺るがないであろうと判断していたことが推測できる。

このような、少人数の「他者」ならば「日本人」あるいは日本社会のなかに包摂するのが容易であるので、彼らに多少の権利を与えても、支配者側にとって問題は少ないという日本政府の思考は、植民地住民に対する参政権付与や徴兵制施行の際にも見られた。小熊英二は、近代日本の植民地のなかでも、沖縄のみは法制的にほぼ完全に「日本」に包摂された要因の一つとして、朝鮮等に比べて人口が少ないため、政府側にとって参政権付与や徴兵制施行の決断が容易であったことを指摘している⁷⁰⁾。また、朝鮮人の場合でも内地に

68) 前掲2)。

69) 『樺太日日新聞』、1926年3月24日。

70) 小熊英二『<日本人>の境界 - 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮植民地支配から復帰運動まで -』、1998、新曜社、631-632頁。

在住していれば、まがりなりにも参政権が認められていたこと⁷¹⁾を考えると、マイノリティ住民の人口的少なさは、日本社会への包摂を進めることを容易にするための条件の一つであったと考えられる。

これに対して、内地に比べて人口密度が希薄な樺太において、樺太庁は、朝鮮人人口が急増することが、朝鮮人が人口的にマジョリティを占めることにつながるという危機感を持っていた。そのため、彼らの人口増加を抑制するために中国人労働者の雇用を公認するという政策を執るに至ったと考える⁷²⁾。

もちろん、本章で検討してきたような、日本政府による外国人・外地人政策の恣意的な運用は、あくまで樺太という一地域の事例に過ぎず、過度に一般化することは危険であることは言うまでもない。さらに、樺太において中国人労働者の雇用が許可されたのは、あくまで内地人労働者の募集政策が十分に達成されるまでの過渡的な措置であり、しかも厳格な管理の下で季節労働者としてのみ雇用が認められていたに過ぎない。また、中国人労働者の雇用が認められた期間も、1923年から1931年までの9年間に限られていた。そして、実際に中国人労働者の雇用が行われたのは、1923年から1927年までの5年間のみであり、それ以降は、雇用者側に「中国人労働者の雇用は、雇用者側にとって必ずしも有利な選択肢ではない」という認識が広まったため、雇用は行われなかった。

そのため、日本政府による外国人・外地人政策の恣意性・多様性については、今後も地域レベルでの実証研究を積み重ねていく必要がある。とりわけ、このような外国人・外地人労働者政策の恣意的な運用は、朝鮮や台湾、「満州国」といった植民地政府の独立性の強い地域では、より顕著なものになっていたことが予想される。そして、このような地域によって異なり矛盾する政策を、日本政府がどのような「論理」によって正当化し、秩序

71) 前掲 70) 367-373 頁。

72) ただし、いかに樺太が人口希薄な地域であるといっても、1905年の領有直後から、その人口の90%以上は、内地人によって占められており、朝鮮人人口は総人口の3%を超えることはなかったことには留意しておく必要がある。なぜなら、樺太庁が、この程度の朝鮮人人口の増加に対してすら、危機感を持っていたという点は、日本政府のいう「一視同仁」という建前が、いかに建前に過ぎなかったのかということを示す実例の一つであると考えられるからである。『樺太庁統計書』、1924-1935年。『国勢調査』、1925年及び1930年。

付けていったのかという点を検討することは、近代日本の植民地支配を地理学的側面から明らかにしていく際、重要な視点の一つとなり得ると考える。よって、他の植民地諸地域の事例については、今後も検討していく必要があるだろう。この点に関しては、今後の課題としたい⁷³⁾。

73) 最後に、本稿の目的とは直接は関係しないが、樺太における中国人強制連行についても、触れておきたい。従来、中国人労働者の強制連行については、第二次世界大戦期を対象とした実態調査が多くなされてきた。しかしながら、このような強制連行の原型にあたる行為が、内地に先がけて、1920年代の樺太や満州事変・日中戦争期の「満州国」といった植民地においても行われ、彼らが地域開発事業に従事させられていたことは、指摘しておくべきであろう。そのため、「満州国」の地域開発における中国人（漢人）労働者の雇用政策について、今後、稿を改めて論じたい。①田中宏・内海愛子・石飛仁編『資料 中国人強制連行』、1987、明石書店、782頁。②田中宏・内海愛子・新美隆編『資料 中国人強制連行の記録』、1990、明石書店、668頁。③林えいだい・白戸仁康・武松輝男編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅳ 中国人・朝鮮人・オランダ人・イギリス人』、1991、明石書店、1628頁。④戦争犠牲者を心に刻む会編『中国人強制連行』、1995、東方出版、164頁。

第V章 長崎における中国人の就業構造の変化と居住地区の拡散

1. はじめに

第II章では、1920年代以降における政府の就業規制のあり方について、中国人労働者の中でも、福建省出身の呉服行商従事者は、就業規制を受けることが比較的少なかったことを指摘し、このことは福建省福州地方出身者が、日本で行商を行った中国人集団の中で、第二次大戦後まで日本に多く残り、1980年代以降にニューカマーの中国人が多く来日する時期が来るまで、第二次世界大戦後の在日中国人の中で、台湾出身者を除くと最も大きな人口を占めていたことの大きな要因であるという可能性を指摘した。しかしながら、なぜ福州地方出身者が、就業規制を受けることが比較的少なかったのかという点については、検討が不十分であった。そこで本章では、江戸期から現在に至るまで福州地方出身者の集住地区が存在している長崎を事例に取り上げ、彼らの集住地区の存続要因を明らかにしていきたいと考える。

また、第IV章では、樺太庁が外国人・外地人労働者政策を地域の事情に合わせて恣意的に運用していたことが明らかになったが、このような政策の恣意的な運用は、地方政府の独立性が高い植民地の事例だけでなく、内地諸地域においても見られたか否かが重要な課題になると考える。

そこで本章では、在日中国人の集住地区が第二次世界大戦後まで残存した長崎を事例として、このような行商従事者を中心とする福建省出身者が、日本において、どのように地域的に展開していったのかという点について、彼らの就業構造の変化、世代交代による意識の変化、そして、政策的条件の変化に焦点を当てながら、検討していきたい。

2. 研究対象と地域

1) 長崎と中国人

長崎は江戸時代、幕府によって日本で唯一の海外貿易都市に指定されたため、鎖国下においても中国船の来航は多く、長崎の唐人屋敷は江戸時代を通じて日本で唯一の中国人の集中居住地区であった。また明治期においても、長崎には外国人居留地が設置され、中国

人の居住地区となっていた¹⁾。

そうした歴史的経緯により、現在でも長崎市においては、中国人は中華街がある新地町とその周辺の町に、ある程度集住している。この新地町を中心に、長崎市には中国関係の建造物として、江戸時代の中国人居住地の跡である唐人屋敷跡や、中国人が宗教的行事を行う唐寺²⁾や孔子廟、中国人子弟の民族教育を行う「華僑学校」である時中小学校（1987年に休校し、現在その跡地は、中国人による日本人を対象とした中国語学校の運営が行われている）などが存在している。長崎市の市街地は、地形的な条件により南北に伸びているが、これらの建造物はすべて市の南部に位置しており、北部には1985年に開設された中国領事館があるのみである。中国人が関わっている祭祀や行事として、祖先を祭る伝統的な祭祀である中国盆や、中華街の発展のために1987年からはじめられたランタンフェスティバルなどがある。経済的な側面からも、これらの建造物や行事は長崎市の観光資源の一つとなっており、中国人は地域社会において大きな役割を果たしている。

2) 在日中国人人口の推移

第V-1図は、幕末の開港直前である1862年から日中戦争期に至るまでの長崎県在住の中国人人口の推移である。この間の人口の増減の経過を見ると、中国人の人口は幕末から明治初期にかけて100人台から500~700人前後に急増している。これは1858年の開港以降、欧米の貿易商とともに多くの中国人が来日したことによる。1894年には日清戦争による帰国の結果大きく減少したが、翌年には回復している。さらに1899年から1905年までは1,000人を越え、その後1936年までの間は、800~1,100人台の間を推移している。このような中国人人口の増加は、後述する1899年の外国人居留地制度の廃止によるもので

1) 居留地内での中国人の居住が正式に認められたのは、1871年の日清修好条規の締結からであった。居留地制度の下では、外国人の居住地は居留地内部に制限されたが、外国人が市内を出歩くことは認められていた。菱谷武平『長崎外国人居留地の研究』九州大学出版会、1988、1-43頁。

2) 長崎市には、崇福寺、興福寺、福濟寺、聖福寺という4つの唐寺が現存し、それぞれ福建省北部、三江地方、福建省南部、広東省出身者の菩提寺であったが、現在でも中国人の檀家を多く抱えているのは崇福寺のみである。

あると考えられる。その後、一旦減少した中国人人口は、1910年代後半から再び増加し始め、1920年代後半には、1,200人台に達している。これは、日本が産業化にともない、周辺の労働力を多く受け入れるようになっていったことによると考えられる。ただし、長崎においては、建設・運搬業に従事する労働者は皆無であり³⁾、料理職、理髪職、裁縫職、呉服行商従事者等が大部分を占めていた。

在日中国人人口は、1931年に勃発した満州事変の影響によって、1932年には人口は減少しているが、その後、1936年までに回復している。日中戦争が勃発した1937年以降の統計は未詳であるが、後述するように帰国者の増加によって中国人人口の減少は顕著なものであった。

第二次世界大戦以降においては、長崎県の中国人人口は減少する傾向にある。全国的な傾向では、第二次世界大戦後の中国人人口は、日中国交正常化前後の時期を除けば増加する傾向にあったが⁴⁾、長崎県では80年代前半まで減少し続けていた。この間の長崎県における中国人人口は1948年の1037人から、1981年には725人に減少し、全国の中国人人口に占める割合も2.81%から1.35%に減少している。これは、三大都市圏への転出者が多かったことによる。

次に時中小学校の卒業生名簿をもとに、中国人の出身地別の人口の推移と彼らの転出先について見てみる。時中小学校は1905年に広東、福建、三江の三幫の公有で設立された。そして、1987年に最後の卒業生を送り出すまでに、600名余りの卒業生を出している。長崎市の中中国人人口に占める時中小学校出身者の割合は、正確には把握できないが、聞き取り調査の結果から、2世に関してはほとんどが時中小学校出身者であると考えられる。また、卒業生数は1960年代後半以降減少していることから、3世以降では時中小学校へ就学する者は少数であったと考えられる。

第V-1表には、時中小学校の本籍地別の卒業生の推移が示されている。卒業生数を出身地別に見ると、彼らの多くが福建省北部の福州地方の出身者によって占められており、その他の地域の出身者は、時代を経るにつれて減少していったことが分かる。特に長崎市

3) 「高秘第3722号」(『支那労働者入国取締関係一件』第3巻、1924年7月16日)。

4) 国交正常化直後の中国人の減少は、帰化によって中国籍を離脱する者が増えたためである。

においては、福建省出身者の中でも東南アジアに多く見られる福建省南部の出身者は少なく、多くが北部の福州地方出身者であることが大きな特色となっている。長崎市で福州地方出身者が多い背景としては、江戸期における日中貿易以来の歴史的な要因が挙げられる。許⁵⁾によれば、江戸期に長崎港に來港した中国船の下級船員の大多数は、福州地方出身者であった。また、明治期以降も他の地域の出身者が長崎市から転出していったのに対して、福州地方出身者の長崎市への転入は続き、長崎市の在日中国人人口のほとんどを福州地方出身者が占めるようになった。

ところで、名簿に記載されている卒業生のうち、178名については併せて現住地も記載されているので、彼らの本籍地と現住地の関係を検討することができる。第V-2表によると、長崎市には福州地方出身者が多く在住しており、長崎市以外の九州地方在住者も福州地方出身者が多い。さらに、卒業年代別に現住地を検討してみると、福州地方出身者の場合、特に第二次世界大戦後の卒業生では長崎市を中心とした九州地方に在住している者が多い。また、東京都に転出している者も比較的目立っている。これに対し、戦前までの卒業生については、本籍地である福建省をはじめ中国本国への帰国者が多い。

一方、広東省や三江地方、福建省南部出身者といった福州地方出身者以外の卒業生は、1920年代後半以降減少していった（第V-1表）。彼らの転出の背景には次のことが考えられる。彼らの多くは貿易業に従事していたため、主に行商や雜貨商に従事していた福州地方出身者に比べて、明治期以降長崎港の貿易港としての地位が低下していったことや、満州事変や日中戦争による日中貿易の不振の影響は大きく働いた。そのため、彼らは明治期から日本の主要貿易港として成長した神戸や横浜に移住したり、中国本国に帰国していったと考えられる。実際に日本の対外貿易において、長崎港の貿易額の全国に占める割合は、幕末の開港を境に年々低下の一途をたどっており⁶⁾、長崎貿易が中国人貿易商にとって魅力の乏しいものになっていったことが推測できる。

以上のように、現在の長崎市の在日中国人の出身地別の構成は、福州地方出身者とその子孫によって占められており、それ以外の地域の出身者は、長崎港の貿易港としての地位が低下していったことや、満州事変や日中戦争による日中貿易の不振の影響によって、第

5) 許淑真「日本における福州幫の消長」、撰南學術 Ser.B.No7, 1989, 59—77頁。

6) 市川信愛『華僑社会經濟論序説』、九州大学出版会、1987, 237—240頁。

二次世界大戦期までに長崎市から転出していった。また、福州地方出身者についても、戦後は三大都市圏への転出が目立っている。

3. 就業状況の変化と居住地移動の世代間比較

本節では、中国人の居住パターンの変化の過程とその要因を具体的に明らかにするために、長崎市の在日中国人（主に2世）から、本人とその前後の世代の家族の職業・居住地の推移などについて調査をした。筆者は、1982年の旅日福建同郷会の住所録をもとに、1995年7～8月の時点で住所が変更されていない人を中心に、24人の在日中国人に聞き取りを行い、このうち21人から回答を得ることができた。調査対象を選定する際にはサンプルの居住地に偏りが出ないように配慮したが、職業構成については中華料理店の経営者が多くなっており、同じ1982年の住所録から作成した第V-5表の職業構成とは多少比率が異なっている。この調査に加え、サンプル数を増やすために、深潟久、水野智恵、茅原・森栗、官文秀、日本経済新聞社編といった既存の文献⁷⁾から情報を補充し、在日中国人の職業・学歴・居住地等の推移を世代別にまとめたものが第V-3, 4, 6表である。本章では、以上のデータと併せ、前述した1962年と82年の旅日福建同郷会の住所録を用いて、中国人の就業状況や社会経済的地位の変化と、それに伴う居住地の変化について、世代間比較を行う。また、1世と2世に関しては、それぞれ第二次世界大戦と日中国交正常化という歴史的に大きな出来事の前後で節を分けて検討した。

1) 1世の職業構成と居住地移動

a. 居留地の廃止から第二次世界大戦期まで

7) ①深潟久、『四海樓物語』、1979年、西日本新聞社、26 - 30頁。②水野智恵、「福清華僑の日本での定着」、1992年、大阪教育大学卒業論文、48頁。③茅原圭子・森栗 茂一「福清華僑の日本での呉服行商について」、地理学報 27, 1989, 34 - 35頁。④官文秀、「実録 在日華僑の軌跡 16 - 戦時から戦後の今日まで-」、1985, 潮流, 92 - 98頁。⑤日本経済新聞社編、『華僑 - 商才民族の素顔と実力-』、1981年、日本経済新聞社、188 - 189頁。

本節では第V-3表をもとに、1世が来日してから第二次世界大戦期に至るまでの職業や居住地の推移とその要因について検討する。長崎の在日中国人の出身地に関しては、福建省出身が圧倒的に多く、その中でも北部の福州地方出身者が大多数を占めていることはすでに述べた。そのため、第3表に示した1世も、そのほとんどが福州地方出身者であった。彼らの来日年代は1899年の外国人居留地制度の廃止以降が多く、その中でも特に1920年代に入国した者が多数を占めている。これは、前述の長崎県の在日中国人人口の推移と一致している。このような点から、彼らの日本への移住のプル要因として、1899年の外国人居留地制度の廃止や1920年代の産業化と労働力不足といったものを挙げる事ができる。

また、彼らの来日に際して大きな役割を果たした存在として、先住している家族や親類、同郷者といった身元引き受け人の存在が挙げられる。このような先住者を頼って来日し、現地で成功をおさめると、さらに家族や親類や同郷者を呼び寄せるというチェーン・マイグレーションは、長崎の中国人社会においても確認することができる。

ところで、1899年以降、居留地外での営業が認められたとはいえ、営業できる職種は、料理業、理髪業などの手職的な職業や行商などの雑業のみに制限されていた。これらの職種のうち、福州地方出身者の多くが選択した職業は呉服行商であった。第V-3表の1世の場合、来日後の最初の職業として、呉服や衣料品などの行商に従事した者が8名おり、特に来日年代の古い者ほど、その傾向は顕著である。このように福州地方出身者に行商従事者が多かった要因としては、福建省北部という中国沿岸部の中でも貧困な地域から来日していたため、他の地方出身の中国人が多く従事している料理業や理髪業といった業種に比べて、少ない資金でも始められる事業である行商を選択せざるを得なかったことが挙げられる。さらに、史料によると、料理職従事者で夏季の閑散期に一時的に行商に転業する者や、雑役、ベンキ職、ブリキ細工職から行商に転ずる者もいたという⁸⁾。

第V-3表から、福州地方出身者の行商先の範囲は、農山村や離島を中心とした、呉服店や衣料品店が立地するのに困難な地域が中心であった。具体的な行商先を挙げると、第V-3表115番、122番のように佐賀県や五島地方など県や郡レベルの一定のテリトリーの中で商業を展開したケースや、第3表112番、117番のように九州や四国、関西地方、遠

8) 前掲3)。

くは奄美大島など、広く西日本一帯をまわり、商売を展開したケースがあった。これは、新規に商売に参入した者には、他の行商のテリトリーを避け、新しいテリトリーを開拓していくという慣習が存在していたからであると考えられる。

当時の史料によると彼らの商売振りは、日本人裁縫業者に「邦人同業組合規定より遙かに安価にして薄利多売主義を採り其の営業振りの如き彼れに一日の長あり」⁹⁾と言われる程であった。そのため、日本人洋服商の間では「多少商敵として彼等を禁忌する傾向なきにあらざる」とされていたが、「支那服並に西洋婦人服の如き彼等の特技にして現在に於いては左迄問題視し居らざる」¹⁰⁾という状況であり、呉服行商が中国人の得意分野として確立されつつあったことが分かる。

また、このように福州地方出身者の職業構成が行商に偏っていたことは、彼らの全国的なレベルでの居住パターンに大きな影響を与えた。彼らの中には、行商先で日本人と結婚し、その地域に定着する者も多かった¹¹⁾。そのため、現在でも福州地方出身者の全国的な分布を見ると、他の地方出身者と比べ、全国に広範に分布している。その一方で、行商によってある程度経済的な成功をおさめると長崎に戻り、その利益をもとに料理店、理髪店、雑貨店といった商売を新地町やその近辺で開業していった者も多かった。このような事例としては、第V-3表102～105番、112、115、117、122番を挙げることができる。

1931年に勃発した満州事変と1937年に勃発した日中戦争は、在日中国人の生活に大きな影響を与えた。戦時中、行商に従事する中国人は出かける前に届け出が義務づけられ、行商先においても特高による尾行、監視を常に受けた。長崎でも中華街に住む中国人は一

9) 前掲3)。

10) 前掲3)。

11) 男性の場合、1世では15名のうち5名が、2世では16名のうち6名が日本人を配偶者としている。例えば、第V-3表114番の場合、行商先の旅館で日本人女性と知り合い、1960年代までその地で定着し、呉服店を営んでいる。

時的に全員逮捕され、訊問を受けたという¹²⁾。経済的にも日中の貿易が途絶えたため、中国人貿易商は経済的に大きな打撃を受けた。そのため、1937年から38年にかけて多くの中国人が本国に帰国した¹³⁾。中国人の中でも、貿易商の場合は本国に経済的な基盤を持つ者が多く、帰国しやすかった。しかし、主に料理業や理髪業、料理職・理髪職、行商に従事していた福州地方出身者は、本国に帰っても生活の基盤を持たない者が多く、帰国するのは困難であったため、長崎に残らざるを得なかったとされている。

b. 第二次世界大戦以降

第二次世界大戦後、中国人の法的・政治的地位には変化が見られた。日本は敗戦により占領下におかれ、戦勝国民であった中国人は、日本人にはない特別な配給を受けるなど、GHQの指導のもとで、短期間ながら特別な地位を与えられた¹⁴⁾。中国人の中には、このような条件を利用して大きな利益を得た者も少なくなかったと言われている。しかし、戦後においても中国人の職業は、飲食業や小売業といった業種に限られ、中華菓子製造業や製麺業を除くと、製造業や加工業への進出は、ほとんど見られなかった。1962年版旅日

12) また、戦中期においては中国人が受けた社会的差別も苛酷なものだった。時中小学校では1934年、生徒が日本人中学生に刺殺されるという事件が起こった。また、時中小学校では、日本人からのいじめなどから身を守るために、生徒の集団登校が行われていた。時中小学校校史編集委員会編、『時中小学校80年史』、1991年、62頁。

13) 1937年8月29日には九州各県在住の中国人141人（うち長崎在住者20人）が、9月19日には長崎在住中国人約300人が、翌年1月には福建省出身者約30人が、それぞれ本国へ引き揚げたという。このため、時中小学校の児童数の減少も激しく、1934年から36年には118名から145名へと増加していたが、日中戦争の勃発によって1937年には79名、翌38年には60名と半数以下に減少した。前掲12) 57頁。

14) 「戦勝国の国民である華僑には、日本人にはない特別の配給が」あり、「米をはじめとする穀類、小麦粉、砂糖、砂糖、干しぶどう、乾燥リンゴ、牛ロース缶詰、天竺木綿といった（中略）生活物資が配給された。（中略）長崎では、この特配は時中小学校児童のいる家庭に限られたため、戦時中日本に帰化した人が再び中国国籍を取得して子供を時中小学校に通わせるケースもあったといわれる」。前掲12) 66頁。

福建同郷会住所録から、1961年当時の長崎県在住の中国人の世帯主の職業を見ても、彼らの職業は料理飲食業6、中華菓子製造業・製麺業4、衣料品店2、雑貨商2、貿易業1などである。このように、中国人の職業が小規模な飲食業や小売業に限られた要因として、日本の銀行などの金融機関が、中国人への資金融資の面で厳しい態度を取ってきたことが挙げられる。

1962年版旅日福建同郷会住所録によって1961年における長崎県在住の福建省出身者の現住所をみると、長崎県在留の89世帯のうち70世帯が長崎市に在住している。さらに、第V-2図により長崎市内における中国人世帯の分布をみると、長崎市在住の70世帯は、市街地の範囲の中で、中華街のある新地町とその周辺に集中して居住しており、1899年の居留地の廃止以降も、彼らの居住地は旧居留地内に限定されていることが分かる。

このような集中居住をもたらした日本社会の側の要因（外的要因）としては、就業規制に代表される中国人に対する日本政府の中国人管理政策の存在が考えられる。2.の2)で述べたように、長崎においては、建設・運搬業に従事する労働者は皆無であったため、日本人労働者と中国人労働者が労働市場において競合するという状況は見られなかった。しかしながら、料理職、理髪職、裁縫職、呉服行商従事者といった日本人との競合が少ない業種に従事する中国人の場合でも、日本人の同業者を中心に、これ以上の中国人労働者の増加を抑制することを要望する意見が出されていた¹⁵⁾。1960年代に入るまで、在日中国人の居住地区が、旧外国人居留地の範囲内に限定されていた要因として、これらの点が指摘できるであろう。

ただし、長崎の日本人実業家からは、既に入国している中国人労働者に対して、厳格な取締りを行うことには否定的な意見も多かった。例えば、日本人実業家の中には、中国の対日感情への配慮や日本政府が米国の排日移民法に反対している以上、中国人労働者自身を取締まるよりも、土木建設事業に中国人労働者を雇用している日本人請負業者に対して、彼らを雇用しないように取締りを行うべきであると主張する者もあった。また、中国人料理職を雇用する日本人料理業者からは、中国人労働者の取締りそのものを撤廃すべきという意見も出されていた¹⁶⁾。

15) 前掲3)。

16) 前掲3)。

これらの点に加えて、長崎において福州地方出身者が、居住地の制限を受けながらも、一定程度の人口を維持することができ、さらに、ある程度は新規入国者の居住も認められてきた要因として、長崎の中国人社会が、すでに 1920 年代以前から、日本社会に根を下ろし、その経済基盤を確立していたことが推測できる。このことは、第Ⅱ章で検討した東京の事例との比較からも、容易に推測することができる。東京においては、同じ行商従事者の間でも、山東省や折江省出身者の行商従事者は、当局によって未熟練労働に転業するおそれがあると見なされ、就業規制や強制送還の対象となっていたのに対して、福建省出身者については、行商に従事しているという理由だけで、就業規制や強制送還処分を受けた事例は見られず、彼らに対する当局の取締りは、比較的寛容なものであったと考えられる。このように、福建省出身者が比較的寛容な政策を受けた要因として、福建省出身者が、幕末（長崎においては江戸初期）から日本に居住していた中国人集団であり、行商活動を始めとする経済基盤が確立されていたこと、これらの先住者が身元保証人となることによって、新規移民者も入国を比較的容易に認められ、安定した就業機会を得ることができたことを指摘してもよいだろう。

また、長崎に居住する中国人有力者の多くは貿易商を営んでおり、商売の関係上、日中親善主義を執り常に中国本国での日貨排斥運動の防止に努めていた。彼らは、日本人は何の制限もなく中国に入国できるにも拘わらず、日本政府は、中国人に対して理髪業者、料理人、商店雇人等は言うに及ばず、呉服、傘、等の行商についても、小資本者は入国を禁止しつつある現状では、両国の親善は到底望むべくもないとして、日本政府に対して労働者入国取締の撤廃を求めていた¹⁷⁾。このような日中親善主義を執る中国人有力者の存在が、長崎において中国人集住地区が存続した要因の一つになっていたという推測を行うことも可能であろう。

一方、長崎において、中国人集住地区が存続した内的な要因も存在した。このような内的要因として、中国文化の保持や同郷団体や同職団体による相互扶助の役割が考えられる。例えば、中華街の近辺には、民族教育を行う場としての時中小学校や、宗教的な行事を行う場としての唐寺が存在し、このような組織を通じて、中国人はその文化を再生産していた。また、中華街には同郷団体である華僑総会と、同職団体である中華商総務会や中華料

17) 前掲 3)。

理業組合が存在し、会員間の親睦・相互扶助や中国本国との関係維持が計られていた。華僑総会は 1949 年の中華人民共和国の成立以降、大陸系と台湾系に分裂し、両者は表面上は対立するようになったが、宗教的行事を共同で行うなどの交流は行っていた。これらの同郷団体や同職団体の存在は、中国人社会の結束を保ち、集住を維持させる要因となっていたと考えられる。

2) 2世の職業構成と居住地移動

a. 第二次世界大戦期から日中国交正常化まで

本節では、第 4 表から、2 世及び 1955 年以前に生まれた 3 世の学歴、職業、居住地等の推移を考察する。まず彼らの出身校を見ると、高等学校や大学への進学者が多いことが分かる。聴き取りを行った 25 名のうち、確認できただけでも、大学へ進学した者が 9 名おり、彼らの大学進学率が非常に高かったことが分かる。進学先の大学も、地元の国立大学に限らず、首都圏や近畿地方の大学に進学した者が多い。これは、中国人の 1 世には低学歴の者が多く、日本語や文字の使用をはじめ日本社会において様々な困難に直面してきたため、子弟の教育のための費用を惜しまない教育熱心な者が多かった結果であるといえる。

しかしながら、彼らの職業を見ると、依然として中華料理店をはじめとした自営業や、中国人経営の企業や財団法人に就職している者が多く、高学歴に見合う専門的職業への就職が閉ざされていた¹⁸⁾。このように、2 世の世代において、中国人は高学歴であったにも関わらず、労働市場から排除され、就業面で不利な扱いを受けて来た。従来、日本の企業の中には外国人を雇用することを避けるところが多く、中国人の中にも日本の大企業、銀行などへの就職を拒否された人も多い。中国人が経済的に成功する道は、医師などの一部の専門的な職業を除けば、自営業を営む他にはなかった。このような、日本社会の中国人に対する厳しい態度は、1972 年の日中国交正常化以前、特に顕著であった。

18) 1962 年版旅日福建同郷会住所録に「世帯主の子弟」として記載されている 2 世・3 世の中国人 33 名(男性 20 名、女性 13 名)の職業構成からも、同様な点を指摘できる。彼らの職業は、家事手伝 7(うち女性 2)、無職 2(1)、主婦 2(2)、料理人 1(0)、会社員 7(0)、大学生 3(1)、高校生 10(6)、専門学校 1(1)、となっており、家事手伝などの定職を持たない者が多い。

b. 日中国交正常化以降

第V-5表は、1982年の旅日福建同郷会の住所録から長崎県在住の会員の職業を居住地別に分類したものである。住所録に記載されている中国人の多くは、1世・2世であるため、その職業構成には大きな変化は見られず、1961年当時と同じく、中華料理業を始めとした自営業に特化している。この中には会社員が2名いるが、このうち1名の勤め先は中国人有志によって運営されている財団法人であり、日本の企業に勤めている者は、運輸会社に務めている1名だけであった。後述するように、1960年代以降、中国人の居住地は長崎市の既成市街地全体に拡散する傾向にあったが、このような中国人の居住地の拡散は、彼らの職業構成の変化をともなっていなかった。この時期の中国人の居住地移動の傾向として、新たに世帯を持った2世が、1世の経営する店から独立して中華街から離れた地区に支店を開設するケースや、高学歴の2世が1世から事業を引き継ぎ、事業を拡大するために中華街から転出するケースが多く見られた。

前者の事例としては、第V-4表210番、215番、218番が当てはまる。210番の場合1960年頃、結婚により世帯を持ち、長崎市内に中華料理店を開き独立した。新地町の近辺にあった本店は後に弟(216番)が跡を継いでいる。215番と218番は、中華街の本店を継いだ兄(212番)の店からそれぞれ独立し、長崎市内で中華料理業を営んでいる。このように1960年代から80年代にかけて、多くの2世が就職・結婚によって経済的・社会的に独立し、世帯を形成していった。日本で生まれ育った2世は、居住地の選定にあたって新地町やその近辺にこだわることはなく、条件の良い地区の店舗や住宅を選択していった¹⁹⁾。また、第V-3表119番、123番などの世帯のように、世帯単位で新地町から転出した事例も確認できた。119番の場合、終戦を契機に新地町で飲食店を始め、1960年に新地町から長崎市内に転出し中華料理店を開いている。123番の場合も、衣料品の出店を営んでいたが、1959年に長崎市内に転出して中華料理店を開業し、現在に至っている。貿易商から

19) 例えば、1975年に中華街近辺で中華料理店を開業したある中国人(第4表208番)から、「(新地町の近くで開業した理由は) たまたまここに条件の良い店があったからで、新地の近くにこだわったわけではない。近所の人達は私が中国人であることも知らないのではないか。」とのコメントを受けた。

中華料理業に転業し、長崎市内に転出した第V-4表203番、205番も同様な事例である。

事業の拡大による居住地移動の例として、第V-4表211番、214番が挙げられる。214番の場合、1974年頃から中華料理店のイメージチェンジを図り、経営の拡大に乗り出している。そして、1980年には2号店を開店するために、家族で長崎市に隣接する諫早市に転居した。現在では長崎市を中心に5つの店舗を経営しており、長崎を代表する中華料理店の一つに成長している。同様な事例として、1973年には、211番が経営する長崎で最も伝統のある大手中華料理店が移転され、1,500人が収容できる中国宮殿風の店舗にリニューアルされている。一方、新地町から転出しなかった事例としては、第V-4表220番、221番などが挙げられる。これらの事例の場合、1972年の日中国交正常化とそれに伴う中国ブームによって、中華街に観光資源としての価値が生じたことを利用して、中華街から移転せずに経営の拡大を行っている。

このように中国人企業の経営の拡大の要因としては、1世から2世への世代交代の他に、1972年以降に起こった中国ブームの影響が挙げられる²⁰⁾。また、近年では金融機関も中国人への融資を行うようになり、中国人経営企業の事業の拡大が容易になってきている。

次に、1960年代以降の中国人の長崎市内での居住パターンの変化を集計レベルで見つめる。第V-3図は、1982年版旅日福建同郷会住所録から作成した日中国交正常化以後の1981年における長崎市在住中国人93世帯の町目別の居住地である。これを第V-2図と比較すると、新地町在住者が47世帯から28世帯に減少し、新地町に隣接する籠町、銅座町、本石灰町を加えても長崎市全体の世帯数の半数程度にとどまっており、中国人世帯の居住地は旧居留地の範囲以外にも広く拡大している。つまり、1960年代以降、長崎市内での中国人世帯の居住地の拡散が、急速に進んでいることを指摘することができる。

第V-2図及び第V-3図には、それぞれ国勢調査をもとにした1960年と1980年の長崎市のD I Dの範囲が示されているが、これらの図から、長崎市の市街地の範囲は1960年代以降、北側に拡大しているのに対し、中国人の居住地の多くは、1960年のD I Dの範囲にとどまっていることを指摘することができる。新地町から転出した中国人の移動先は、戦後に開発された郊外の住宅地ではなく、古くからの商業地区である場合が多く、一般の日本人の場合に見られる、いわゆる「住み替え」現象としての居住地の郊外化とは異なっ

20) 国交正常化は、日本社会の中国人に対する態度の変化をもたらす大きな転機となった。

ている。つまり、中国人の居住地の拡散の特徴として、新地町とその周辺地域から、既成市街地内への移動という傾向が顕著に見られる。また、第V-3図では新地町以外にも、中国人が数世帯居住している地区がいくつか形成されているようにも見えるが、この原因としては、これらの地区が事業を行うために良好な立地条件を有していたため、そこに中国人が経営する店が集積したからであり、これらの地区での中国人の強い社会的関係は見られなかった。

3) 3世・4世の職業構成と居住地移動

本節では第V-6表から、16歳以上の3世・4世の中国人の学歴、職業、居住地等について分析する。3世（及び4世）の世代では高等教育機関への進学者の割合はさらに高くなり、筆者が確認できた範囲では、18歳以上の3世29名のうち少なくとも14名が大学・短大に進学している。3世の世代では、概して2世と比較すると就職時の差別も緩和されている傾向があり、彼らの中には教育機関を修了後に、技術職や専門的職業に従事する者も多い²¹⁾。

その結果、彼らの職業の種類は多岐にわたっている。具体的には、医師、薬剤師、鍼灸師といった専門的職業や、民間企業では電気や造船系の企業、銀行、ホテルといった業種に就職している例が確認できた。このような職業の多様化にともなって、彼らの現住地は全国に拡散しつつある。彼らの中には、進学や就職によって長崎市外へ転出していくケースも多い。18歳以上の3世で、現住地が分かる28名のうち12名が長崎市外に居住している。進学による転出例として、第V-6表323、325、326、329番が、就職による転出例として第V-6表306、308、312、317、321番が挙げられる。一方、家業である中華料理業を継いだ中国人も2名（307、314番）おり、この他にも料理の修行中の者も1名（328番）いた。また彼らの中には、日本国籍を取得する者も多く、国籍が分かった32名のうち10名が既に帰化している²²⁾。このように3世の世代においては、社会階層や職業の面で日本

21) しかし、現在でも企業によっては国籍を理由に採用を断られるケースや、帰化を採用の条件とするケースもあり、就職における差別が完全に解消されたわけではない。

22) 3世の配偶者の国籍については、未婚の者が多いため日本人を配偶者としている例を2件確認できたのみであった。

社会への同化が進行しつつあり、それにともない、彼らの居住地は全国に拡散しつつある。

4. 第V章の結論

以上、本章では長崎を事例として、20世紀初頭から1990年代に至るまでの、彼らの就業構造の変化と居住地移動について、政策的要因や彼らの世代交替による意識の変化といった要因との関連から検討してきた。

中国人の居住地は、1899年に外国人居留地の制度が廃止された後も、中華街のある新地町とその周辺に限られていた。彼らの居住地の拡散が進んだのは1960年代以降であり、また、その転出先は、新しく開発された郊外の住宅地ではなく古くからの商業地区であり、一般の日本人の居住地の郊外化と比べ、質的に大きな違いが見られた。このように、中国人の集中居住が1961年の時点まで維持された第一の要因として、外国人が居留地以外で居住することを認めた1899年の勅令352号制定以後も、実質的には、第二次世界大戦期まで、中国人が旧外国人居留地外で居住・従業することを制限する政策が執られていたからであると考えられる。これに対して、1960年代以降は、2世の世代の独立や事業の拡大にともなう居住地移動が多く見られ、居住地の拡散が進んだ。

このように居住地の拡散の過程が明確になった背景として、彼らの出身地が、福建省北部の福州地方という同一の地域にほぼ限定されており、また彼らの来日時期も、外国人居留地が廃止された1899年前後から、1949年の中華人民共和国の成立にともなって、日本政府によって中国人の新たな入国がほとんど停止するまでの時期に限られていたという点が挙げられる。また、来日後も彼らは、その居住地を、事実上、旧外国人居留地内に制限されるとともに、職業的にも、行商や料理飲食業といった均質的な職業に経済的な位置を占め、生計を立ててきた。

そして、彼らは、第二次世界大戦後においても、世代交代による高学歴化や戦勝国民としての地位の獲得、日中国交正常化などを契機として社会的・経済的な地位の上昇を遂げていったと考えられる。このことは、逆に言えば、1960年代以降の彼らの急速な居住地の拡散は、それ以前の時期における日本政府による外国人管理政策が、いかに厳格であったかを物語っていたとも言える。

ただし、3.の1)でも指摘したように、長崎において福州地方出身者が、居住地の制限を受けながらも、一定程度の人口を維持することができ、さらに、ある程度は新規入国

者の居住も認められてきた要因としては、長崎の中国人社会が、すでに 1920 年代以前から、日本社会に根を下ろし、その経済的基盤と社会的信用を確立していたことが考えられる。すなわち、福建省出身者が、1920 年代以降に來日した他地域出身の中国人集団に比べると、日本政府から、比較的寛容な政策を受けた要因として、福建省出身者が、幕末（長崎においては江戸初期）から日本に居住していた中国人集団であり、行商活動を始めとする経済基盤が確立されていたこと、これらの先住者が身元保証人となることによって、新規移民者も入国を比較的容易に認められ、安定した就業機会を得ることができたことを指摘できるだろう。日本の都市のなかでも、神戸や横浜、長崎といった地域では、一定程度の中国人集住地区が存続してきた要因として、これらの地域において、中国人社会が幕末期から培ってきた経済的基盤と社会的信用によって、新規に入国する同郷の中国人も、日本政府からの入国・居住の許可と就業の機会を得ることができたという点が指摘できるのではないだろうか。

第VI章 結論と今後の課題

本章では、前章までの実証研究の結論をごく簡潔にまとめた上で、今後の研究の方向性と課題について、述べていく。

本研究では、まず第II章で、1920年代前半期における中国人労働者集住地区の形成過程を、都市労働市場との関係から検討した。その結果、この時期、日本経済の重化学工業化、インフラストラクチャーの整備の進行、日本人労働者の賃金水準の上昇といった現象に対応して、低賃金な外国人労働力への需要が高まり、隅田川・荒川流域の諸地域に中国人建設・運搬労働者の集住地区が形成されていたことが明らかになった。また、この時期には、山東省出身者の針金製品行商、浙江省出身者の雨傘・石細工品行商、福建省出身者の呉服行商の集住地区も、それぞれ形成されていた。

しかしながら、この時期に形成された中国人労働者の集住地区は、1920年代後半期以降の日本政府による強制送還政策や、昭和恐慌の影響によって、衰退していった。本稿の第III章では、このような、中国人労働者に対する強制送還政策の厳格化と彼らの労働市場からの排除、その集住地区の衰退過程を検討した。その結果、東京では、中国人労働者の強制送還対象者数は、昭和恐慌による失業問題が深刻になった1930年に最大になり、この年には、それ以外にも、多くの中国人労働者が日本政府の方針の下に帰国したことが明らかになった。帰国者の居住地を見ても、1920年代前半期に形成された建設・運搬労働者の帰国者が多くを占めており、この時期、彼らの集住地区の衰退が顕著になったことが推測できる。

また、昭和恐慌の発生と強制送還政策の厳格化との時期的関係を検討すると、中国人労働者に対する強制送還政策は、昭和恐慌が発生する以前の、1926年末頃から厳格化され始めていたことが分かった。すなわち、昭和恐慌の影響によって底辺労働市場が縮小したことによって、日本人労働者・中国人労働者双方の失業者が急増し、日本人労働者による中国人労働者排斥運動が顕在化するよりも早い時期から、日本政府は、中国人労働者への強制送還政策を厳格化する政策を執っていたことも明らかになった。

さらに、日本政府が、中国人労働者と朝鮮人労働者に対して執った政策を比較し、都市労働市場から中国人労働者を排除し、朝鮮人労働者を受容するという日本政府の政策が、1920年代後半期に、ますます確立されていったということも明らかになった。

筆者は、このような分析を通じて、従来の都市地理学が提示してきた、日本の都市が相

対的に有している民族的な均質性という特徴が、極めて政策的につくり出されてきたものであることを示そうとしてきた。このような試みは、従来の分布論的なエスニック集団の研究に対して、近代日本の都市形成過程において、政府がエスニック集団を排除あるいは受け入れる過程を検討するという、新しい研究の一例を提示しえるものであると考える。

例えば、本稿では東京の中国人労働者を中心に検討してきたが、日本の都市におけるエスニック集団の集住地区の衰退を考える上では、朝鮮人集住地区とのさらなる比較が必要になる。そして、日本政府が、中国人労働者と朝鮮人労働者に対して異なる政策を執った結果、朝鮮人労働者が昭和恐慌以後、工業・商業の分野へ進出していった過程や、その集住形態への影響といった点については、今後の都市地理学において、重要な研究対象となりえるだろう。また、朝鮮人労働者の場合にも、第二次大戦後は日本国籍を剥奪されたことを契機に、労働市場からの排除という現象が起こっている¹⁾。このような朝鮮人労働者の労働市場からの排除の過程とそのメカニズム、さらには、その集住形態への影響についても研究することが可能である。

さらに、近代期における被差別部落民や在日朝鮮人を含む都市下層民に関する研究成果を見ると²⁾、大まかに言って、大阪をはじめとする西日本の諸都市では、都市下層民の集住地区が根強く残存していったのに対して、東京では、1920年代以降、都市下層民地区は拡散していく傾向があった。この要因として、中川³⁾は、関東大震災の影響によって都市下層民地区の多くが消失・拡散したことを挙げているが、その一方で、このような拡散は、第一次大戦期から徐々に進行していたことも指摘している。この点を考えると、都市下層社会を内包しながら発達していった西日本諸都市の底辺労働市場と東京のそれとの間には、性質の上で大きな差異があったことが推測される。このようなエスニック集団や都市下層民の集住形態についての都市間での差異やその要因についても、今後研究していく必要があるだろう。

また、第IV章では、1920年代の樺太を対象として、地域開発における中国人労働者の

1) 西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』、東京大学出版会、1997、348頁。

2) ①杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』、新評論、1996（初版1986）、321頁。

②中川清『日本の都市下層』、勁草書房、1985、404頁。

3) 前掲2)②中川、146-151頁。

雇用政策とその背景について、内地人労働者や朝鮮人労働者も含めた政府の労働者政策と関連付けながら検討した。その結果、樺太庁が、地元の商工業者の強い反対を受けながらも、内地での方針に反して、中国人労働者を季節労働者として雇用することを公認した背景には、樺太庁が、内地人人口が希薄な樺太において、朝鮮人人口が急増していることに危機感を持っており、彼らの急増に歯止めをかける目的があったことが明らかになった。つまり、樺太庁は従来の研究で指摘されてきた「朝鮮人労働者は受容し、中国人労働者を排除する」という建前を持ちつつも、実際には、外地人・外国人労働者への政策を地域の事情に合わせて恣意的に運用していたのであり、日本政府が掲げていた「一視同仁」のスローガンが、いかに「建前」に過ぎなかったのかを知ることができる。

さらに、第VI章では、長崎を対象として、20世紀初頭から現在に至るまでの、在日中国人の居住地移動について検討した。そして、在日中国人の居住地は、日本政府の政策によって、1899年に外国人居留地制度が廃止され、旧居留地外での居住が法的に認められるようになった後も、1960年代まで、事実上、旧外国人居留地の範囲内に限られていたことが明らかになった。

以上のような日本政府による中国人労働者政策の恣意的な運用は、他の地域でも行われていたことが推測できる。この傾向は、朝鮮半島、台湾、「満州国」といった地域では、さらに顕著であったことが予想できる。

なぜなら、近代日本の植民地の中でも、第V章で取り上げた長崎はもちろん、第IV章で取り上げた樺太の場合も、人口構成の上では、内地人の比率が極端に高く、「内地的性格」が強い地域であったとされているからである。そして、植民地政府としての樺太庁の、中央政府に対する独立性も、他の植民地政府、とりわけ朝鮮総督府や台湾総督府と比べると、はるかに低かったと言われている⁴⁾。実際に樺太庁内部でも、中国人労働者の雇用は、内地における中国人労働者政策にも影響を及ぼしかねないという見解も存在しており⁵⁾、樺太庁内部でも、内地での方針に反して中国人雇用政策を推進することには、かなりの抵抗感があった。これに比べると、朝鮮や台湾、「満州国」といった植民地政府の独立性の強

4) 三木理史「樺太の産業化と本斗港の不凍港選定」、日本地理学会「近代日本の地域形成研究グループ」研究集会（於：法政大学）、2000。

5) 『樺太日日新聞』、1926年3月24日。

い地域においては、外地人・外国人労働者政策の恣意的な運用は、より顕著なものになっていたことが予想される。よって、これらの諸地域における外地人・外国人労働者政策の実状について、今後も検討していく必要がある⁶⁾。

また、本稿で取り上げた東京や長崎以外の内地諸地域の事例についても、検討していく必要があるだろう。第V章では、長崎において中国人集住地区が存続した要因として、外国人居留地制度が廃止された後も、日本政府は、在日中国人の居住地区を旧居留地の範囲内に制限しようとしていたことを指摘した。その一方で、居住地の制限を受けながらも、長崎の福建省出身中国人が、一定程度の人口を維持することができ、さらに、ある程度は新規入国者の居住も認められてきた要因として、長崎の中国人社会が、すでに1920年代以前から、日本社会に根を下ろし、その経済基盤と社会的信用を確立していた点も指摘した。

これらの指摘は、1980年代に至るまで、日本の多くの都市において、中国人集住地区は大きな位置を占めてこなかったのに対して、横浜、神戸、長崎といった一部の都市では中国人集住地区が存続してきた要因を検討する際に、重要な視点を提示していると考えられる。

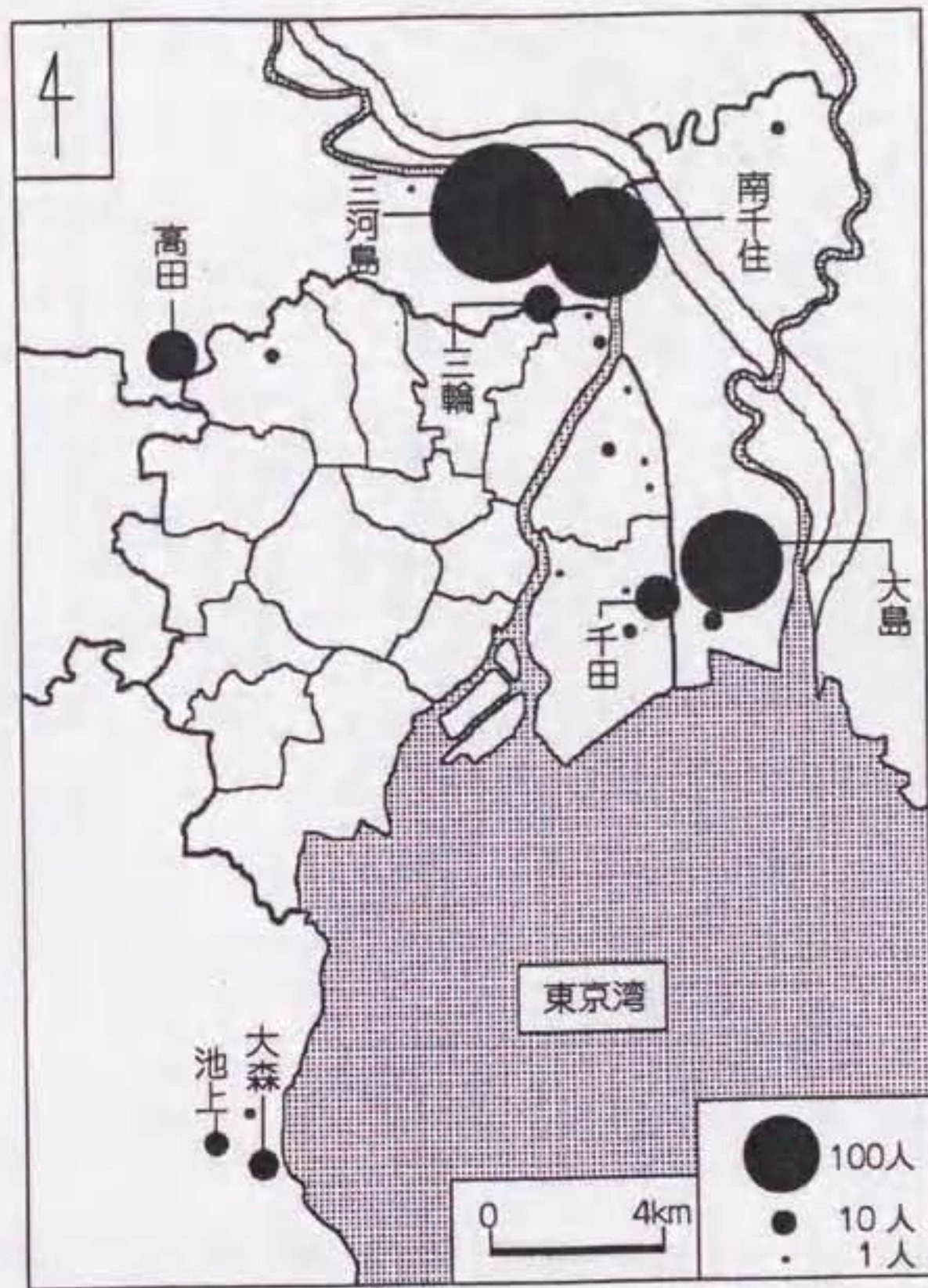
6) 最後に、本稿の目的とは直接は関係しないが、樺太における中国人強制連行についても、触れておきたい。従来、中国人労働者の強制連行については、第二次世界大戦期を対象とした実態調査が多くなされてきた。しかしながら、このような強制連行の原型にあたる行為が、内地に先がけて、1920年代の樺太や満州事変・日中戦争期の「満州国」といった植民地においても行われ、彼らが地域開発事業に従事させられていたことは、指摘しておくべきであろう。強制連行の定義は、研究者によって多様であるが、本稿で扱った中国人労働者の一部は、虚偽の雇用条件を提示して労働者を募集する「騙し募集」によって、樺太に連行されており、広義での「強制連行」の一種と見なされる行為である。そのため、「満州国」の地域開発における中国人（漢人）労働者の雇用政策について、今後、稿を改めて論じたい。①田中宏・内海愛子・石飛仁編『資料 中国人強制連行』、1987、明石書店、782頁。②田中宏・内海愛子・新美隆編『資料 中国人強制連行の記録』、1990、明石書店、668頁。③林えいだい・白戸仁康・武松輝男編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅳ 中国人・朝鮮人・オランダ人・イギリス人』、1991、明石書店、1628頁。④戦争犠牲者を心に刻む会編『中国人強制連行』、1995、東方出版、164頁。

そのため、横浜や神戸といった中国人集住地区が存在する他の日本の都市において、本稿で検討した長崎と同様な状況が見られたのかという点も今後の研究課題となりえる。これらの課題については、今後、さらなる検討を行っていきたい。

付記：本稿の作成に際し、数多くの在日中国人の皆様方と諸先生方・院生諸氏から多大なご教示を頂くとともに、多くの研究機関・史料館を使用させて頂きました。ここでは、すべての方々のお名前を記すことはできませんが、関係諸兄のご教示なしには、本研究は成り立たなかったということを肝に銘じ、謝意を表するとともに、今後とも研究活動に精進していきたいと思います。



第II-1図、東京の地域概観



第Ⅱ-2図 東京府における建設・運搬労働者の居住地（1922～26年の合計値）
 史料Ⅱ-①から史料Ⅱ-⑧内の該当個所を抜き出して集計。



第II-3図 東京府における料理職の居住地（1922～26年の合計値）

史料II-①から史料II-⑧内の該当個所を抜き出して集計。



第II-4図 東京府における理髪職の居住地（1922～26年の合計値）

史料II-①から史料II-⑧内の該当個所を抜き出して集計。

第Ⅱ-1表 東京府の地区別総人口（1920～1925年）

	1920年	1925年
東京市計	2,173,201	1,995,567
（麹町区）	65,692	56,379
（神田区）	151,990	128,529
（日本橋区）	126,415	105,002
（京橋区）	143,397	120,363
（芝区）	179,214	171,590
（麻生区）	88,558	87,906
（赤坂区）	62,232	61,045
（四谷区）	70,217	74,974
（牛込区）	126,282	129,887
（小石川区）	146,507	152,620
（本郷区）	135,573	135,079
（下谷区）	183,186	172,678
（浅草区）	256,410	232,076
（本所区）	256,269	207,142
（深川区）	181,259	160,297
八王子市	38,955	45,288
荏原郡	253,871	525,741
豊多摩郡	278,403	476,548
北豊島郡	379,426	664,842
南足立郡	60,780	89,226
南葛飾郡	204,538	347,494
西多摩郡	88,156	93,922
南多摩郡	79,593	83,278
北多摩郡	109,399	129,826
大島	18,713	18,505
八丈島	8,968	9,127
小笠原諸島	5,425	5,780
合計	3,699,428	4,485,144

『国勢調査』をもとに作成。

第II-2表 東京府の地区別中国人人口

	1919年	1921年	1924年	1925年	1926年
東京市計	1,114	1,549	2,695	3,069	2,850
(麴町区)	134	66	155	173	195
(神田区)	263	168	201	208	210
(日本橋区)	44	59	90	95	81
(京橋区)	102	118	254	309	285
(芝区)	43	142	234	239	215
(麻生区)	25	33	104	135	102
(赤坂区)	30	46	122	134	104
(四谷区)	15	19	73	55	57
(牛込区)	82	386	306	369	498
(小石川区)	206	207	231	236	264
(本郷区)	23	23	197	242	247
(下谷区)	39	38	229	207	192
(浅草区)	65	134	169	204	149
(本所区)	42	104	83	110	115
(深川区)	1	6	247	353	136
八王子市	1	3	26	1	2
荏原郡	18	44	211	392	564
豊多摩郡	252	367	425	382	439
北豊島郡	160	253	629	699	510
南足立郡	0	0	18	23	18
南葛飾郡	3	7	254	338	158
西多摩郡	0	0	0	0	0
南多摩郡	0	0	0	3	1
北多摩郡	0	0	2	7	10
大島	0	0	0	0	0
八丈島	0	0	2	5	0
小笠原諸島	0	0	0	0	0
合計	1,548	2,223	4,262	4,919	4,552

『東京府統計書』をもとに作成。

第II-3表 中国人建設・運搬労働者の雇用者・従業地・労働内容等

番号	雇用者	雇用人数	従業地	居住地	労働の内容
1	日本人請負業者	27	深川区上大島町	深川区千田町	石炭陸揚作業
2	日本人請負業者	5	深川区海辺町	不明	建設・運搬作業
3	渋川硝子工場	2	深川区本村町	不明	雑役作業
4	人造肥料会社(日本人請負業者)	47	北豊島郡王子町	不明	石炭運搬作業
5	不明	1	北豊島郡三河島町	北豊島郡三河島町	建設作業
6	不明	3	北豊島郡南千住町	浅草区橋場町	コークス運搬作業
7	不明	2	荏原郡牛込村	荏原郡牛込村	建設作業
8	日本人請負業者	1	西多摩郡多摩村	西多摩郡多摩村	多摩南鉄道工事
9	スタンダード石油会社	30	横浜市神奈川町	横浜市神奈川町	石油貯庫内で石油の荷揚作業
10	不明	20	横浜市神奈川町	北豊島郡三河島町	雑役作業
11	不明	43	横浜市本牧町・神奈川町	北豊島郡三河島町(林合記方)	海岸埋立地で建設・運搬作業
12	スタンダード石油会社	12	横浜市浅間町	北豊島郡三河島町	石油運搬・石炭積卸作業
13	日本人請負業者	2	横浜市根岸町	千葉県館山	女子師範学校建築工事
14	東海運株式会社	30	横浜市相生町	横浜市橋本町	石炭運搬作業
15	日本人請負業者	30	川崎市	東京市	土木作業
16	日本人請負業者	6	神奈川県橘樹郡生田村	南葛飾郡大島町	道路工事
17	日本人請負業者	10	神奈川県橘樹郡幸村	東京府	多摩川沿岸河川工事
18	日本人請負業者	10	神奈川県高座郡寒川村	北豊島郡南千住町	久尻川改修工事
19	日本人請負業者	17	神奈川県箱根町	南葛飾郡大島町	土木作業
20	日本人請負業者	10	神奈川県久良岐郡	荏原郡池上村(日本人請負業者方)	海岸埋立工事
21	日本人請負業者	29	神奈川県足柄下郡宮城野村	北豊島郡三河島(傘製造業陳方)	道路工事
22	日本人請負業者	13	神奈川県鎌倉郡本郷村	北豊島郡三河島町	土木作業
23	九十九里軌道株式会社請負業大澤組	31	千葉県山武郡東金町	東京・川崎方面	軌道工事
24	日本人請負業者	66	千葉県千葉郡都林	北豊島郡三河島町	志津航空学校建築工事
25	土木建築株式会社下請人竹田組	25	埼玉県北足立郡鳩ヶ谷町	北豊島郡南千住町(中華民国労働組合)	変電所工事
26	中国人請負業者	13	群馬県多野郡上野村	東京府	材木運搬
27	群馬水力電気株式会社請負業石井組	24	群馬県群馬郡金島村	下谷区三ノ輪(瀧白石方)	土木工事
28	東京電燈上久屋水力電気工事請負業佐藤	42	群馬県利根郡利南村	北豊島郡高田町	水力電気工事
29	福田合名会社(日本人請負業者)	15	群馬県多野郡上野村	北豊島郡三河島町	電柱用材搬出作業
30	日本人請負業者	49	茨城県北相馬郡井野村	北豊島郡三河島町・南千住町	取手一藤代間常磐線複線工事
31	朝鮮人請負業者	14	茨城県稲敷郡阿見村	南葛飾郡大島町	霞ヶ浦海軍飛行場で土木作業
32	常磐線請負業大丸組	16	茨城県	南葛飾郡大島町(日本人方)	常磐線複線工事
33	請負業勝呂組	29	茨城県那珂郡山方村	北豊島郡三河島町	大郡線鉄道工事
34	日本人請負業者	9	栃木県都賀郡菱岡町	北豊島郡三河島町	河川工事
35	日本人請負業者	23	栃木県河内郡古里村	南葛飾郡大島町	鬼怒川で砂利採取
36	日本人請負業者	11	栃木県足利市旭町	東京市	耕地整備工事
37	日本人請負業者	6	福島県	横浜市山下町	土木作業
38	雇用者読みとれず	24	福島県磐梯村	南葛飾郡大島町(王希天方)	鉄道変更線工事
39	日本人請負業者	24	新潟県刈羽郡中鱈石村	北豊島郡三河島町	鱈石川改修工事
40	日本人請負業者	13	山形県東設楽郡高畑町	不明	高島線追線工事
41	日本人請負業者	23	仙台市外長町郡山	北豊島郡三河島町	鉄道操車場工事
42	花輪鉄鉄請負業大丸組	65	岩手県岩手郡平館村	北豊島郡南千住町	花輪線鉄道工事
43	不明	7	長野県埴科郡寺尾村	南葛飾郡大島町	千曲川改修工事
44	日本人請負業者	17	静岡県田方郡錦田村	南葛飾郡大島町	国道工事
45	日本人請負業者	3	岐阜市室津町	東京市	付近の農家・工事場等で日雇い

史料II-①から史料II-⑧内の該当箇所を抜き出して集計。

第Ⅱ-4表 日本人・中国人労働者の賃金比較表（1924年）

職 種	国 籍	賃金(円, 月給)		
		最 高	最 低	平 均
運 搬 職	日 本 人	98	56	70
	中 国 人	70	45	50
建 設 職	日 本 人	100	50	62
	中 国 人	70	45	50
裁 縫 職	日 本 人	84	70	70
	中 国 人	120	30	55

『外事警察報』第28号をもとに作成。

第II-5表 東京府における行商・鋸止業従事者の地区別・出身地別人口（1922～1926年の合計値）

	山東省	浙江省	福建省	江蘇省	その他	不明	計
東京市計	113	7	61	25	5	29	240
(麴町区)	1	0	0	0	0	0	1
(神田区)	20	0	1	0	0	9	30
(京橋区)	1	1	41	0	0	0	43
(赤坂区)	0	0	1	0	0	0	1
(四谷区)	1	0	0	0	0	0	1
(牛込区)	6	0	1	0	0	3	10
(本郷区)	20	0	0	0	0	0	20
(下谷区)	61	2	10	17	5	13	108
(浅草区)	3	0	4	0	0	0	7
(本所区)	0	3	0	4	0	0	7
(深川区)	0	1	3	4	0	4	12
荏原郡	8	0	2	0	0	7	17
豊多摩郡	6	2	1	0	0	3	12
北豊島郡	0	52	7	6	0	49	114
南足立郡	3	0	1	0	0	2	6
南葛飾郡	0	28	1	2	0	0	31
不明	12	9	0	0	0	0	21
不定	0	2	4	2	0	0	8
計	142	100	77	35	5	90	449

史料II-①から史料II-⑧内の該当個所を抜き出して作成。

第II-6表 行商従事者の出身地別の行商品（1922～26年の合計値）

	雨傘	薬	金網製品	石細工	呉服	鋸止業	雑貨	蕎麦	袋物	小間物	翡翠	その他	不明	計
山東省	0	18	84	8	3	37	2	0	7	17	10	4	7	142
浙江省	31	28	1	16	2	0	39	4	13	1	0	3	0	100
福建省	0	2	0	0	52	0	2	20	0	1	0	0	0	77
江蘇省	22	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	35
その他	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	5
不明	0	2	8	2	0	14	1	0	2	3	0	2	56	90
計	53	51	99	26	57	53	44	24	22	22	11	11	69	449

史料II-①から史料II-⑧内の該当個所を抜き出して作成。

注) 行商品には重複があるので、各欄の合計は一致しない。

第Ⅱ-7表 中国人製造業従事者の従業地・雇用者・労働内容等

番号	雇用者	雇用 人数	従業地	居住地	労働の内容
1	日本人	3	麴町区平河町	麴町区平河町	菓子製造
2	日本人	1	京橋区尾張町	京橋区尾張町	製麺
3	中国人	1	不明	京橋区南小田原町	製麺
4	日本人	4	不明	神田区三崎町	ペンキ塗装
5	晩翠軒	1	芝区琴平町	芝区琴平町	家具製造
6	森永製菓株式会社 森永太郎	2	牛込区鶴巻町	牛込区鶴巻町	製麺
7	廣畑鉄工場	4	小石川区氷川下町	小石川区氷川下町	製鉄作業
8	共同印刷会社	1	小石川区久野町	下谷区谷中真島町	印刷業務
9	日本人畳業者	1	不明	浅草区山谷町	畳製造
10	不明	1	不明	浅草区田中町	畳製造
11	不明	1	不明	深川区千田町	家具製造
12	不明	1	不明	荏原郡世田谷町	畳製造
13	日本人畳業者	2	不明	荏原郡渋谷町	畳製造
14	渡邊忠太郎畳工場	4	北豊島郡南千住町	北豊島郡南千住町	畳製造
15	豚腸業協和公司	1	北豊島郡三河島町	北豊島郡三河島町	ソーセージ製造
16	不明	1		北豊島郡三河島町	製紙
17	小菅恭太郎工場	2	北豊島郡瀧野川町	北豊島郡瀧野川町	藤椅子製造
18	不明	1		北豊島郡尾久町	畳製造
19	東京輪業株式会社	1	南葛飾郡大島町	南葛飾郡大島町	油類の火入作業
20	澱粉製造業高橋市太郎	3	千葉市五田保	南葛飾郡大島町	澱粉製造
21	日本人製皮業者	1	A郡B町	A郡B町	皮革製造
22	日本人製皮業者	2	A郡B町	A郡B町	皮革製造
23	日本人製皮業者	2	不明	A郡B町	皮革製造
24	三国商会(代表者谷村氏)	13	芝区金杉川町	不明	パン焼き作業
25	稲荷セメント瓦工業所	4	荏原郡羽田町	不明	日本型製瓦法の研究

資料Ⅱ-①から史料Ⅱ-⑧内の該当個所を抜き出して作成。

第 II-8表 地方警察署の中国人労働者取締の不徹底

番号	取締警察署の所在地	中国人職業	就業時の状況	取締の内容
1	芝区 <small>神奈川県</small>	パン焼き職工	金杉川町の三國商会が13名の雇用を打診。	山東地方出身者に限るといふ条件で許可。
27	横浜市 <small>神奈川県</small>	理髮職	各地で無許可で理髮職に従事してきた中国人を発見。一旦帰国し、再入国した中国人を発見。	労働者許可処分をさぐるが、 <small>藤原郡喜妻町の中国人経営理髮店</small> に転出。
28	横浜市	料理職		すでに前の店を解雇されていたにも関わらず、入国を認める。

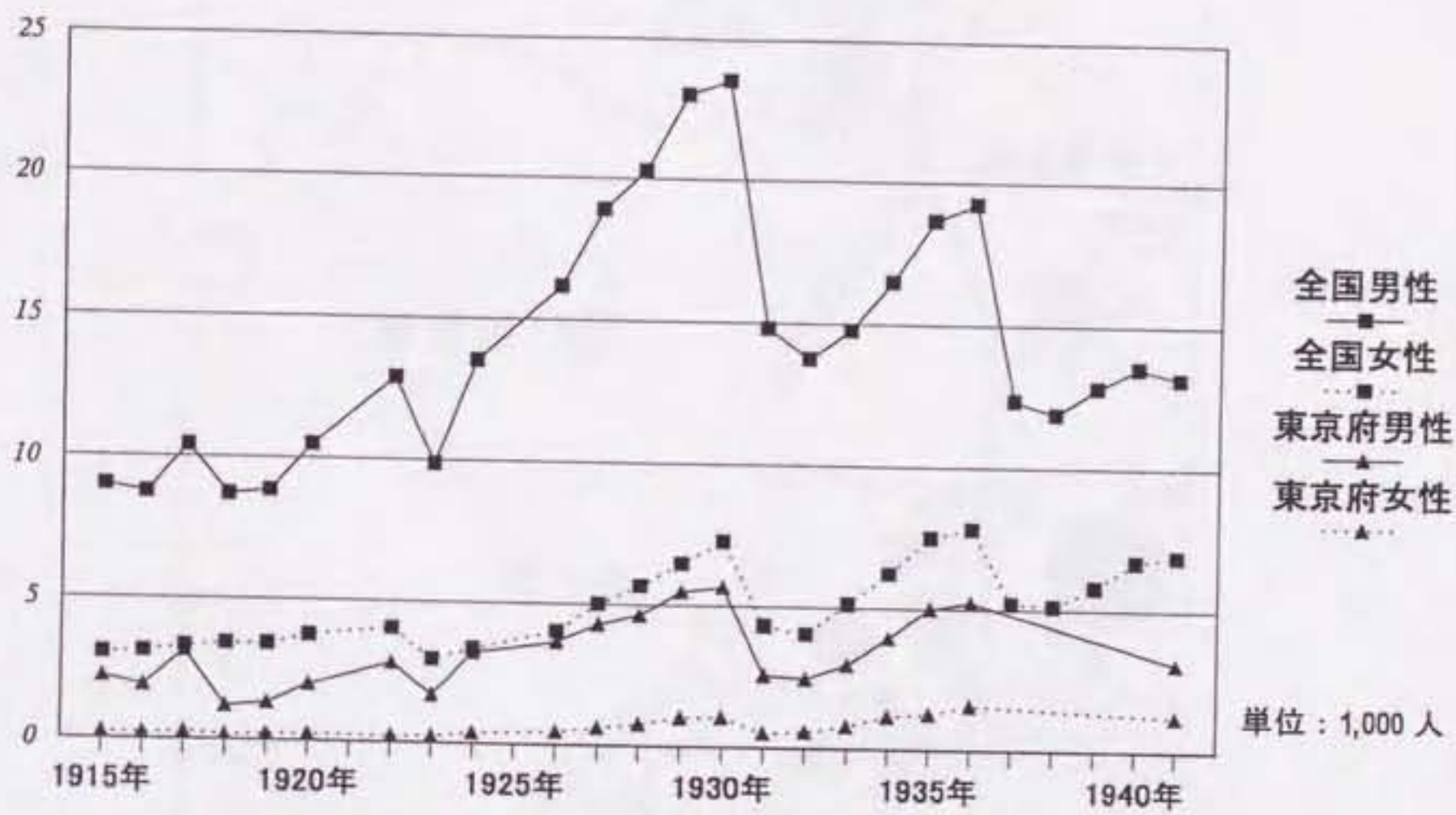
史料 II-①から史料 II-⑧内の該当箇所を抜き出して作成。

11	横浜市	理髮職	各地で無許可で理髮職に従事した後、横浜で従業。	させるという条件で、処分見送る。不許可処分にするが、1925年4月に北豊島郡西巢鴨町の中国人経営理髮店に転出。
12	群馬県高崎	金網製品行商	6名で宿舍で製品を製作、販売。	転業を誓わせるも、当人は帰京せず長野県に向かう。
13	石川県鳳至	金網製品行商	2名で宿舍で製品を製作、販売。	呉服行商への転業を誓わせるが、帰京せず福井市に向かう。
14	神奈川県中	料理職	当局に対して居住・従業願いが出る。	賭博癖、酒癖、盗癖あるため不許可とするが、当人は翌月、北豊島郡南千住町の日本人経営理髮店に転出。
15	長野市	金網製品行商	針金製品を製作、販売。	転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに名古屋市に向かう。
16	横浜市太田	料理職	神戸市から横浜市に來住した中国人を発見。	偽名を用いて不正入国したため、居住不許可処分にする。当人は、1925年3月、本所区小泉町中華料理店兼々亭方に転出。
17	横浜市	理髮職	他地域で就業不許可処分を受けた中国人から、従業許可願いが出る。	素行不良の風評あるため、再び不許可処分とする。当人は、その後、北海道に赴く。
18	甲府市	金網製品行商	宿舍で製品を製作。	転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに長野県上諏訪町に向かう。
19	長野県上諏	金網製品行商	宿舍で製品を製作。	転業を誓わせるが、再び製品を作成しており、説諭したところ帰国するとして現住地に向かう。
20	長野県松本	金網製品行商	2名で宿舍で製品を製作。	転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに上田市に向かう。
21	新潟県高田	金網製品行商	宿舍で製品を製作。	針金製品の製作、販売を行っている中国人1名を発見、転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに福島県方面に向かう。
22	福井県今立	金網製品行商	4名で宿舍で製品を製作。	転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに富山市方面に向かう。
23	群馬県左波	金網製品行商	2名で宿舍で製品を製作。	転業か旧居留地内に退去かを求め、今後は袋物行商を行うと誓い、長野県に向かう。
24	横浜市山下	料理職	家事使用人として入国許可を受けられたにも関わらず、芝区で料理職として従業。	横浜に戻るよう説諭するが、その後も数力所の料理店で従業。小間物行商への転業を誓わせたが、当人は新潟県南蒲原郡に向かう。
25	新潟県中蒲	縫止業	無許可労働に従事。	不正入国の疑いがあるため、不許可処分にし、帰国命令を出す。当人は帰国の旅費を調達するとして、横浜市山下町に転出。
26	浅草区	理髮職	従業許可願が出される。	労働不許可処分にするが、南越前郡吾妻町の中国人経営理髮店に転出。
27	横浜市	理髮職	各地で無許可で理髮職に従事してきた中国人を発見。	すでに前の店を解雇されていたにも関わらず、入国を認める。
28	横浜市	料理職	一旦帰国し、再入国した中国人を発見。	

史料Ⅱ-①から史料Ⅱ-⑧内の該当個所を抜き出して作成。

第II-8表 地方警察署の中国人労働者取締の不徹底

番号	取締警察署の所在地	中国人職業	就業時の状況	取締の内容
1	芝区	パン焼き職工	金杉川町の三国商會が13名の雇用を打診。	山東地方出身者に限るという条件で許可。
2	神奈川県箱根町	土木作業	従業中の17名を発見。	労働を差し止めるが、その後、静岡県三島町で道路工事に従事することを知りながら労働禁止処分にはせず。
3	岩手県岩手郡	鉄道工事	就業中の65名を発見。	労働を差し止めるが、その後、茨城県で建設労働に従事する可能性を知りながら、労働禁止処分にはせず。
4	横浜市	料理職	無許可労働者7名(内5名は不正入国)を発見。	処分を行ったか不明。
5	横浜市	料理職	不正入国し従業する中国人を発見。	処分を行ったか不明。
6	福井県敦賀郡	縫止業	以前、煉瓦工場で不許可労働を行ったことが判明。	転業を誓わせたのみで強制送還処分にはせず。
7	芝区琴平町	家具製造職	家具製造職に従事している中国人を発見。	労働不許可処分にするはずが、外務省の指示で特別に許可。
8	宮城県本吉郡	金網製品行商	宿舍で製品を製作、販売。	携帯した金網を付近の雑貨店に15円で売却させ転業を求め、帰京せず岩手県釜石方面に向かう。
9	愛媛県西宇和郡	金網製品行商	2名で宿舍で製品を製作、販売。	転業を求め、帰国するために長崎に行くとして、大分方面に向かう。
10	横浜市	ピアノ製造職	無許可労働のピアノ製造職名を発見。	帰国場での雇用の申し出があり、大阪で不許可処分になれば即帰国させるという条件で、処分見送る。
11	横浜市	理髪職	各地で無許可で理髪職に従事した後、横浜で従業。	不許可処分にしているが、1925年4月に北豊島郡西栗鴨町の中国人経営理髪店に転出。
12	群馬県高崎	金網製品行商	6名で宿舍で製品を製作、販売。	転業を誓わせるも、当人は帰京せず長野県に向かう。
13	石川県鳳至郡	金網製品行商	2名で宿舍で製品を製作、販売。	呉服行商への転業を誓わせるが、帰京せず福井市に向かう。
14	神奈川県中郡	料理職	当局に対して居住・従業願いが出る。	賭博癖、酒癖、盗癖あるため不許可とするが、当人は翌月、北豊島郡南千住町の日本人経営理髪店に転出。



第Ⅲ-1 図 在日中国人人口の推移（1915-1941年）

『内務省統計書』をもとに作成。



第Ⅲ-2 図 中国人帰国者の居住地区 (1930 年)

『本邦在留外国人送還関係雑纂中国人之部』をもとに該当個所を集計し作成。

注) 台湾出身者は含まない。1937 年以降はいわゆる「満州国」人を含む。

第Ⅲ-1表 東京府における日本人建設・運搬労働者の就業状況

年 月	雇い主 一定の者	雇い主不定の者			合 計
		就業人口	失業人口	小 計	
1929年7月	14,938	4,086	1,984	6,070	21,008
1929年9月	16,970	3,190	780	3,970	20,940
1929年10月	17,096	6,038	1,481	7,559	24,655
1929年11月	17,039	6,540	1,710	8,250	25,289
1929年12月	16,366	5,403	1,725	7,128	23,494
1930年1月	18,528	8,563	2,147	10,683	29,211
1930年2月	16,878	8,814	1,651	10,465	27,343
1930年3月	16,775	8,899	2,461	11,360	28,135
1930年4月	12,929	6,653	3,086	9,739	22,668

『本邦在留外国人送還関係雑纂中国人之部』所収の警視庁労働係調査
「邦人自由労働者就業状況調」をもとに作成。

注) 調査は毎月15日現在の数値。

第Ⅲ-2表 南関東4府県と全国における中国人検挙者数と送還者数の推移

	1925年		1926年		1927年	
	検挙者数	送還者数	検挙者数	送還者数	検挙者数	送還者数
東京府	213	12	215	32	174	70
神奈川県	98	6	43	3	73	7
千葉県	4	0	4	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0
全国合計	952	93	1,058	235	1,014	338

荻野編・解題『特高警察関係資料集成第15巻』所収の「外事警察事務要覧 昭和二年度」をもとに作成。

注) 1927年は10月末現在の数値。

第Ⅲ-3表 全国における中国人検挙数と送還者数の推移（犯罪別）

	1925年		1926年		1927年	
	検挙者数	送還者数	検挙者数	送還者数	検挙者数	送還者数
賭博	402	12	411	12	288	8
万引き・窃盗	182	4	232	45	165	36
不正入国	42	44	145	143	259	224
阿片販売・吸引	80	0	66	0	59	9
傷害	58	2	31	2	72	3
不良行為	68	26	37	24	56	48
詐欺	33	1	18	0	22	3
恐喝	3	1	27	0	3	0
横領	9	1	8	2	11	2
盗品売買	5	1	13	0	5	2
治安警察法違反	0	0	6	0	14	0
騒擾	0	0	0	0	20	0
その他	70	1	64	7	40	3
合計	952	93	1,058	235	1,014	338

荻野編・解題『特高警察関係資料集成第15巻』所収の「外事警察事務要覧 昭和二年度」をもとに作成。

注) 1927年は10月末現在の数値。送還者数が検挙者数を上回る場合があるのは、前年以前の検挙者を送還したため。

第Ⅲ-4表 強制送還対象者の職業別人口の推移

	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1933年	合計
料理職	11	5	51	157	29	4	257
建設・運搬職	10	13	61	30	14	35	163
理髪職	17	4	10	52	9	10	102
製造職	2	2	7	14	10	1	36
行商	9	3	19	32	7	6	76
料理業	2	1	5	3	3	0	14
理髪業	3	0	2	1	0	0	6
人夫請負・入国 斡旋業	2	1	2	0	0	0	5
洋服商	1	0	0	2	1	0	4
雑貨商	0	1	3	1	0	0	5
曲芸・手品師	0	0	29	0	13	0	42
学生	0	0	4	4	0	1	9
無職	24	7	11	12	3	3	60
その他	0	1	6	2	2	1	12
不明	2	0	9	4	5	2	22
合計	83	38	219	314	96	63	813

『本邦在留外国人送還関係雑纂中国人之部』をもとに該当個所を集計し作成。

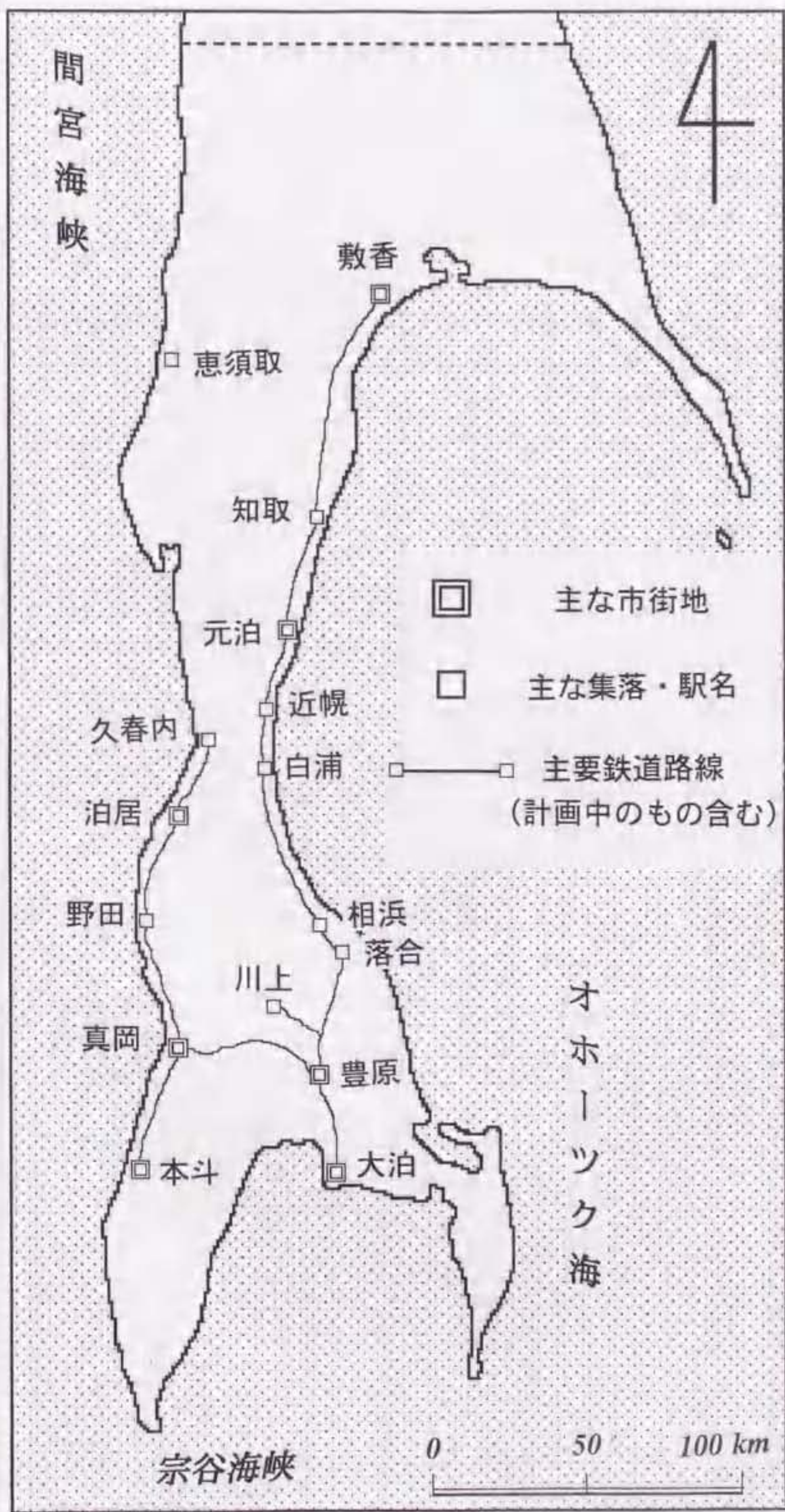
注) 東京, 神奈川, 千葉, 埼玉の4府県の合計値。

第Ⅲ-5表 居住地別に見た東京市とその周辺からの強制送還者数の推移

	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1933年	合計
東京市計	39	20	52	34	9	1	155
麹町区	2	0	1	1	1	0	5
神田区	1	0	3	3	1	0	8
日本橋区	0	0	5	3	0	0	8
京橋区	6	10	11	3	1	0	31
芝区	1	0	1	2	0	1	5
麻布区	1	1	2	0	0	0	4
赤坂区	0	0	0	10	0	0	10
四谷区	0	0	2	1	0	0	3
牛込区	3	1	1	1	0	0	6
小石川区	0	1	0	0	0	0	1
本郷区	2	1	0	2	0	0	5
下谷区	4	0	4	3	4	0	15
浅草区	4	2	5	2	0	0	13
本所区	8	1	5	0	1	0	15
深川区	7	3	12	3	1	0	26
荏原郡	13	2	18	4	0	0	37
豊多摩郡	3	1	3	0	0	0	7
北豊島郡	7	4	19	1	1	1	33
南足立郡	1	0	0	0	0	0	1
南葛飾郡	5	2	9	1	0	0	17
西多摩郡	0	1	0	0	0	0	1
東京府計	68	30	183	289	90	50	710
横浜市	3	3	22	12	0	9	49
川崎市	1	0	0	0	0	0	1
神奈川県郡部	0	0	2	2	0	0	4
神奈川県計	4	3	28	22	4	12	73
埼玉県計	1	0	0	1	1	0	3
千葉県計	0	0	0	2	0	0	2
不定	10	5	8	0	1	1	25
合計	83	38	219	314	96	63	813

『本邦在留外国人送還関係雑纂中国人之部』をもとに該当個所を集計し作成。

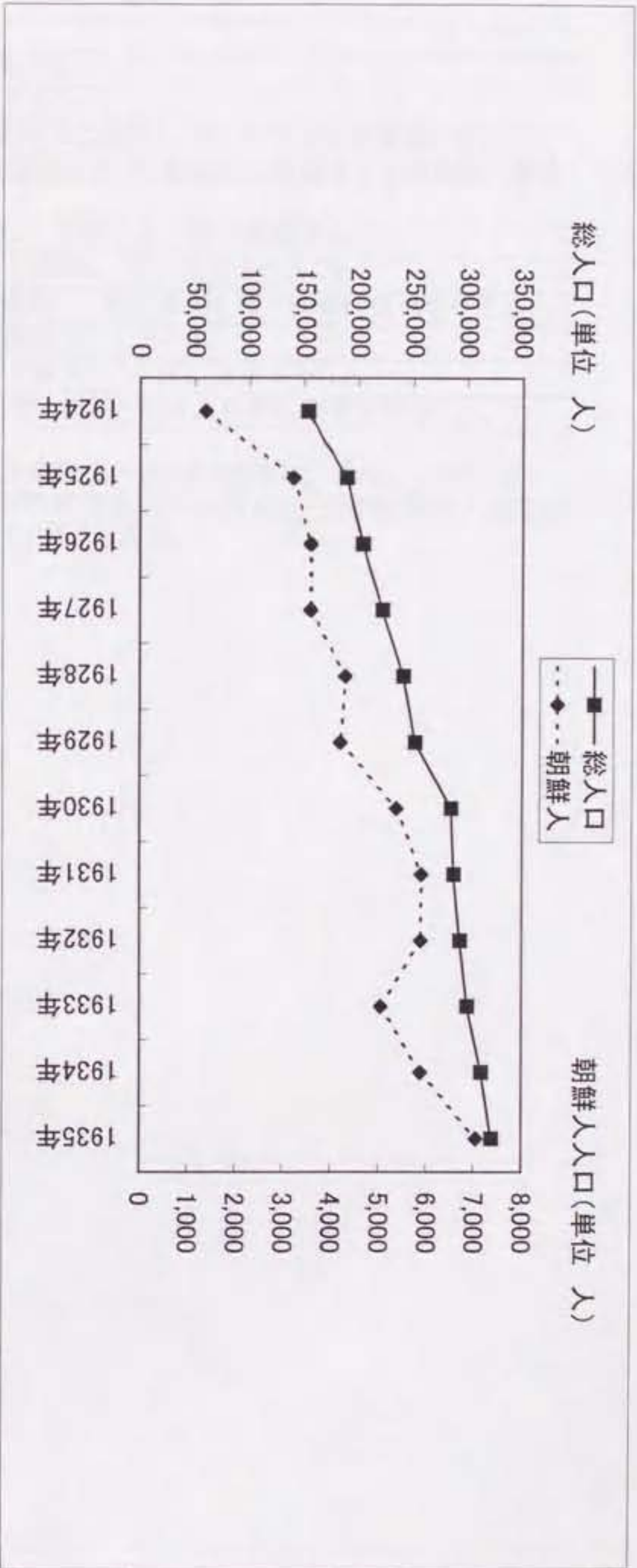
注) 居住地不明部分があるため各欄の合計は一致しない。



第IV-1図 樺太の地域概観

樺太庁『大正14年国勢調査結果報告』, 1927より作成。

注) 地名・鉄道路線は当時の名称を表記。



第IV-2図 権太における総人口と朝鮮人口の推移

『権太庁統計書』により作成

第IV-1表 中国人労働者取締要綱(主な内容を整理・要約)

	指示内容
N0,1	中国の一地方または一村落から募集すること。
N0,2	契約労働者・季節労働者として使用すること。
N0,3	労働者は一度大連に集合させ、直接樺太に輸送し、決して内地を経由させないこと。
N0,4	渡航後は居住・労働の許可を与えて労働させ、降雪期には労働者を全員集め、直接大連に送還すること。
N0,5	なお、この際、逃走もしくは不正入国した中国人も一緒に送還すること。
N0,6	市街地や邦人居住地域以外の場所で使用し、かつ集住させること。
N0,7	検疫種痘を施すこと。傷病者治療所を設け、専属医師を置き診療に従事させること。
N0,8	労働者100人に対して巡査を1人請願し配置してもらうこと。
N0,9	逃走者を出した場合、使用者は自費で捜索し、本国に送還すること。
N0,10	その他、随時樺太庁の指示に従い公安、風俗、衛生上必要な処置をすること。

「高秘第3129号」(『支那労働者入国取締関係一件』第2巻所収, 1923), 1205-1207頁, 及び「樺太に於ける支那人労働者の状況及騒擾の顛末」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収, 1926) 3096-3100頁より作成。

第IV-2表 中国人労働者の雇い主と雇用人数、雇用目的、時期等

	雇い主	出願された雇 用者数	許可された雇 用者数	労働者の 主な募集 地	工事種類(従業地)	雇用開始年月日	送還年月日
No.1	加藤組		759	直隸省塩 山県	豊真鉄道新設工事	1923年5月11日	1923年11月2日
No.2	堀内組		688	山東省博 山65人、 天津20人	豊真鉄道新設工事	1923年4月18日	1923年11月11日
No.3	樺太工業株式会 社		85	北樺太か らの南下 者	大栄炭山探炭事業	1923/5/4(2年契 約で雇用)	1925年
No.4	庄内組		33		船澗工事(元泊)	1923年	1923年10月
No.5	堀内組		921	直隸省	豊真鉄道敷設工事	1924年5月3日	1924年10月28日
No.6	大庭組		614		富士製紙工場建設 工事(知取)	1924年6月28日	1924年11月16日
No.7	樺太工業株式会 社		342		製紙工場建設工事 (恵須取)	1924年7月2日	1924年11月9日
No.8	大平炭山		52		大平炭山探炭事業 (恵須取)	1924年	1925年
No.9	堀内組	1,000	590	山東・直 隸省	豊真鉄道敷設工事	1925年5月13日	1925年11月24日
No.10	大庭組	1,000	600	関東州管 内	富士製紙工場建設 工事(知取)	1925年6月7日	1925年11月25日
No.11	大倉組	2,000	1,500	山東省・ 天津	樺太鉄道敷設工事	1926年5月27日	1926年11月19日
No.12	三ツ引商会	300	雇用不 許可		野久線敷設工事		
No.13	大正組	500	420		野久線敷設工事	1927年	1928年1月初頭頃

No.1~12は「樺太に於ける支那人労働者の状況及騒擾の顛末」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収, 1926)
No.13は「樺太在留朝鮮人一班」, 83頁及び1926年12月29日付『樺太日日新聞』より作成。

注)不明部分は空欄とした。

第IV-3表 樺太鉄道工事の概要

工事区分	工事区間	請負者	工事予算	雇用労働者数(日本人含)
第一工区	落合-相浜	遠藤組	157,500円	235人
第二工区	相浜-近幌	大倉組	584,512円	1,163人
第三工区	近幌-元泊	大倉組	621,763.2円	1,156人
第四工区	元泊-知取	大倉組	294,477.75円	687人

「樺太に於ける支那人労働者の状況及騒擾の顛末」
 (『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収, 1926), 3141頁より作成

第IV-4表 中国人労働者による労働争議の内容とその結末

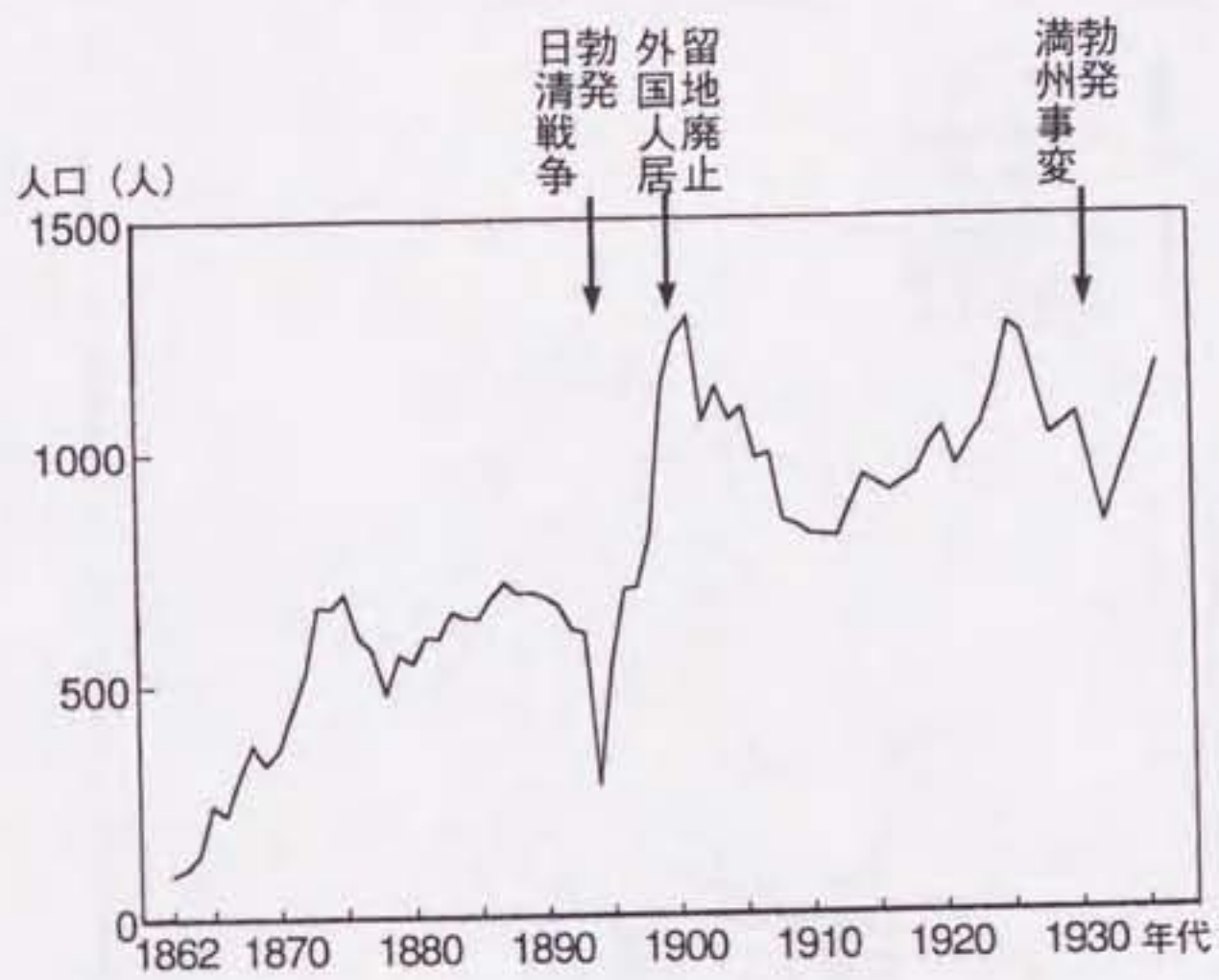
発生時期	参加者数	争議の目的・要求内容	要求の成果	中国人への処分内容	史料
1923/5/17~18	加藤組労働者約300人	賃金値上げ	なし	14人が拘留処分	1)
1924/7/22~25	大庭組労働者	賃金値上げ(1日14時間で日給1.5円)	日給1.3円	なし	1)
1925/10/27~11/3	堀内組労働者280余人	①賃金値上げ(日給1.5円), ②苦力頭・事務員に支払う手数料免除, ③物品の供給価格の値下げ 労働者募集の際, 大連で日給0.8円で就労させるという虚偽の雇用条件で募集したため	日給1.27円	なし	1)
1926年	大倉組労働者900人	大連からの移動中, 予定日数から10日間余り遅れたことに対して, 1人15円の賃金を要求	なし	なし	2)
1926年	大倉組労働者1,502人	大連からの移動中, 予定日数から10日間余り遅れたことに対して, 1人15円の賃金を要求	食費及び1人3.0円を支給	なし	2)
1926/5/25~6/5	大倉組第3工区労働者660人	賃金値上げ(日給制1.2円か月給制35円)	日給制1.2円	14人が送還処分	2)
1926/6/23	大倉組東礼文收容労働者8人	飯場監督への不満から暴動に発展	なし	なし	3)
1926/6/24	大倉組第1工区第2号飯場労働者96人	飯場監督への不満から暴動に発展	なし	なし	3)
1926/7/7~9	大倉組第3工区第1号飯場労働者	①賃金の支払い②飯場手数料・苦力頭手数料免除	要求認められる	なし	3)
1926/7/11~13	大倉組第3工区第2号飯場労働者80人, 第3号飯場労働者96人	①賃金の支払い②疾病・雨天休業者への賃金の支払い③6月22日までの賃金は日給制で支払うこと	なし	5人が懲役4ヶ月, 17人が懲役3ヶ月	1)
1926/8/1	大倉組第2工区第5号飯場労働者86人	①賃金の支払い②歩合制から日給制への変更	なし	なし	1)
1926/11/14~17	大倉組労働者	最後の精算で賃金が予想外に少ないため, 賃金計算のやり直しを求め	全労働者に合計4,000円を支給 旅費の差額を支給	なし	1)
1926/11/26~30	大倉組労働者800人	大連から募集地までの旅費を支給するように要求	5人が別に乗船切符を支給	5人が別室監禁	1)
1927/12/14	大正組労働者420人	賃金の支払い	要求認められる	なし	4)

1)「樺太に於ける支那人労働者の状況及騒擾の顛末」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収)

2)「高秘第3140号」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収)

3)「高秘第3457号」(『支那労働者入国取締関係一件』第4巻所収)

4)1927年12月15日付『樺太日日新聞』より作成



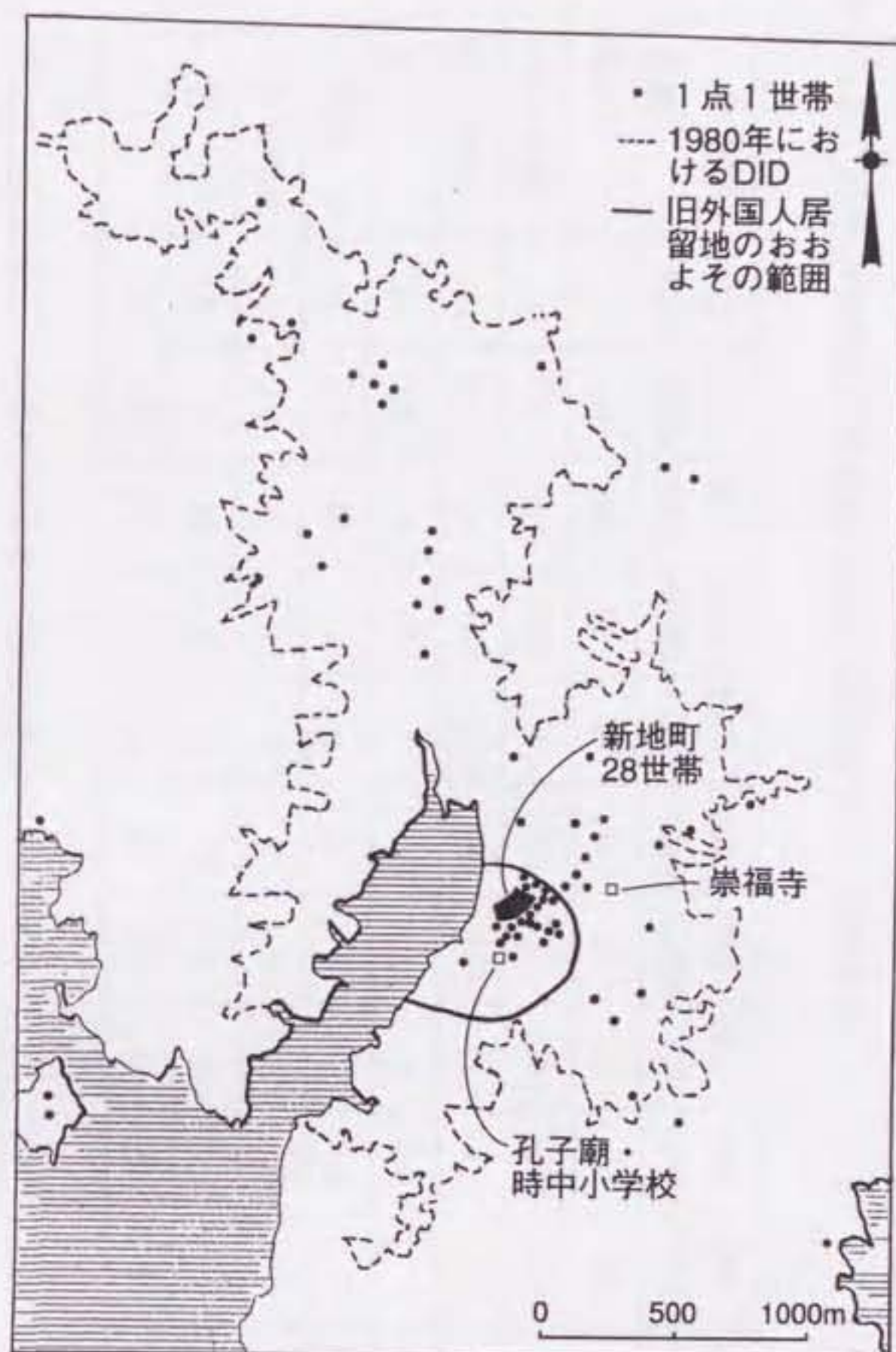
第V-1図 長崎県在住中国人人口の推移

市川信愛『華僑社会経済論序説』をもとに作成



第V-2図 長崎市における福建省出身中国人の居住地（1961年）

『旅日本福建同郷名簿』をもとに作成。



第V-3図 長崎市における福建省出身中国人の居住地（1981年）

『旅日福建同郷会二十年の歩み』をもとに作成。

第V-1表 時中小学校の本籍地別卒業生(退学者含む)数の推移

卒業年代	1915	1920	1925	1931	1936	1941	1946	1951	1956	1961	1966	1971	1976	1981	計
本籍地	-1919	-1924	-1930	-1935	-1940	-1945	-1950	-1955	-1960	-1965	-1970	-1975	-1980	-1987	
福建省計	2	39	24	35	48	44	57	38	53	34	6	9	8	10	407
(福建省北部)	(2)	(29)	(20)	(30)	(39)	(35)	(50)	(33)	(50)	(32)	(4)	(6)	(7)	(9)	(346)
(福建省南部)	(0)	(10)	(4)	(5)	(9)	(8)	(4)	(3)	(3)	(2)	(2)	(3)	(1)	(1)	(55)
広東省	28	27	8	7	7	5	1	2	0	0	0	0	2	0	87
三江地方	11	15	10	5	2	3	1	1	3	0	0	0	1	0	52
その他の地域	0	1	1	0	2	1	6	7	6	4	6	1	3	0	38
不明	0	0	12	0	9	8	3	1	0	0	0	0	0	0	33
計	41	82	55	47	68	61	68	49	62	38	12	10	14	10	617

『公立長崎華僑時中小学校卒業生名簿』をもとに作成。

注) 括弧内は内数。福建省出身者については、本籍地が北部か南部か特定できないケースがあったため、北部と南部の合計が福建省計に合わない場合がある。

第V-2表 時中小学校卒業生の本籍別現住地

現住地	日 本				中 国								アメリ カ合衆 国	カナダ	インド ネシア	合 計	
	長崎市 を除く 長崎県	長崎県 を除く 九州地 方	中国・ 四国地 方	関西地 方	関東地 方	北京市	上海市	福建省	江蘇省	四川省	台 湾	香 港					
本籍地																	
福建省北部	54	1	22	1	5	14	2	9	10	1	0	4	0	0	0	1	124
福建省南部	5	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0	13
広東省	4	0	0	1	5	0	0	1	0	1	1	1	1	2	1	0	18
三江地方	3	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	2	0	0	0	0	10
その他の地域	4	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	12
不 明	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	70	1	25	2	11	19	2	14	10	3	1	10	3	5	1	1	178

『公立長崎華僑時中小学校卒業生名簿』をもとに作成。

注) 現住地は1988年12月現在のものである。

第V-3表 長崎における在日中国人(1世)の職業・居住地等の推移

番号	性	出身	来日年	来日年齢	来日につて	来日後職業(場所)	その後の職業(年代, 場所)	配偶者
101	男	福建省北部	1890		なし	貿易商	中華料理業(1955, 長崎市)	
102	男	福建省北部	1892	19	親類	行商	中華料理業(1899, 新地町)	日本人
103	男	福建省	1898	26		行商	貿易商(1935以前, 新地町)	
104	男	福建省北部	1910	25	父	行商	貿易商(新地町)→中華料理業(1945, 新地町)	
105	男	福建省	1912			行商	菓子販売業(1941, 長崎市)	
106	男	広東省	1915	20	同郷者	料理人(横浜市)		
107	男	福建省	1920以前	10	父	—	貿易商(1935以前, 新地町)	日本人
108	男	福建省南部	1921	6	—	—	貿易商(1930, 上海)→時中小学校講師(1981)	中国人
109	男	福建省北部	1923	18	叔父	理髪業(新地町)	中華料理業(1945, 新地町)	中国人[No. 129]
110	女	江蘇省	1926	10代	養父	家事手伝	中華料理業(1946, 新地町)	中国人[No. 116]
111	男	福建省北部	1926	18	姉	料理人	衣料店経営	中国人
112	男	福建省	1926	20	親類	行商(西日本一帯)	料理人(福岡県)	
113	男	福建省	1926	15	同郷者	料理人(佐世保市→新地町)	中華料理業(1945, 長崎市)	中国人
114	男	福建省北部	1927	18	同郷者	理髪業(新地町)	中華料理業(1945, 新地町)	日本人
115	男	福建省	1927	14		行商(佐賀県)	衣料店経営(1945, 佐賀県)→中華料理業(1965, 長崎市)	日本人
116	男	福建省北部	1929	30代	知人	料理人	中華料理業(1946, 新地町)	中国人[No. 110]
117	男	福建省北部	1929	18		行商(西日本一帯)	中華料理業(1951, 新地町)	中国人
118	男	福建省	1930	16	親類	料理人(長崎市・福岡県)	行商(五島地方)→中華菓子業(1950, 長崎市)	
119	女	福建省	1931	24		洋裁業(新地町)	飲食業(1945, 新地町)→中華料理業(1960, 長崎市)	中国人
120	男	福建省北部	1932以前	10代			中華料理業(1932, 新地町)	日本人
121	男	福建省北部	1932	13	叔父	料理人見習(新地町)	中華料理業(新地町)	
122	女	福建省北部	1932	18	親類	行商(五島地方)	民宿経営(1955, 長崎市)	中国人
123	男	福建省北部	1935	22	義兄	衣料品露店(新地町)	中華料理業(1959, 長崎市)	中国人[No. 128]
124	男	福建省北部	1936以前		同郷者		中華料理業(長崎市)	中国人
125	男	福建省北部	1936	16	叔母	料理人(新地町)	スーパー経営(1964, 熊本県)	
126	男	福建省北部	1936	26	父	料理人(長崎市)	飲食業(1945, 新地町)→中華料理業(1948, 新地町)	中国人[No. 127]
127	女	福建省北部	1936	19	義父	料理人(長崎市)	衣料店経営(1945, 新地町)→中華料理業(1948, 新地町)	中国人[No. 126]
128	女	福建省北部	1937	17	義兄	衣料品露店(新地町)	中華料理業(1959, 長崎市)	中国人[No. 123]
129	女	福建省北部	1940	17	夫			中国人[No. 109]
130	男	福建省				貿易商香頭(新地町)	中華料理業(1947, 新地町)	中国人

聞き取り調査をもとに作成。一部を次の文献により補足。①深淵久『四海楼物語』, ②水野智恵「福清華僑の日本での定着」, ③茅原・森栗「福清華僑の日本での呉服行商について」, ④官文秀「実録 在日華僑の軌跡 16」

注) 中国で生まれた者はすべて1世とした。新地町にはその周辺の町も含む。不明部分は空欄とした。

第V-4表 長崎における在日中国人（2世及び1955年以前生まれの3世）の職業・居住地等の推移

番号	性	出身年代	親または祖父(番号)	学歴(所在地)	職業(場所, 年代)	現住地	配偶者(出身地)
201	男	1910	104		貿易商→中華料理業(1945, 新地町)	新地町	日本人
202	男	1920	105	大学(東京都)	菓子販売業→運輸会社勤務(1976, 長崎市)	長崎市	日本人
203	男	1930	103	旧制中学(長崎市)	中華料理業(1950, 長崎市)	長崎市	日本人
204	男	1930	103	大学(福岡県)	医師(1955, 福岡県)	福岡県	中国人
205	男	1930	101		中華料理業(長崎市)	長崎市	中国人(大分県)
206	男	1930	119		中華料理業(長崎市)	長崎市	中国人
207	男	1930	111	大学(東京都)	喫茶店経営(新地町)	新地町	日本人
208	男	1930	112		料理人(全国各地)→中華料理業(1975, 新地町)	新地町	
209	男	1930	115	大学(東京都)	土産品店勤務(長崎市)	長崎市	
210	男	1930	126	大学(東京都)	中華料理業(新地町→1960, 長崎市)	長崎市	中国人(京都府)
211	男	1940	102	大学(東京都)	財団法人役員・中華料理業(長崎市)	長崎市	中国人(大分県)
212	男	1940	117		中華料理業(新地町)	新地町	中国人(福岡県)
213	男	1940	109	大学(東京都)	中華料理業(新地町)→財団法人役員(長崎市)	長崎市	
214	男	1940	116	高校(長崎市)	中華料理業(新地町→1980, 諫早市)	諫早市	
215	男	1940	117		中華料理業(新地町→長崎市)	長崎市	日本人
216	男	1940	126	大学院(大阪府)	中華料理業(新地町)	新地町	中国人(佐賀県)
217	男	1940	122		民宿経営(長崎市)	長崎市	
218	男	1940	117		中華料理業(新地町→長崎市)	長崎市	中国人
219	男	1940	123		中華料理業(長崎市)	長崎市	
220	男	1940	120		中華料理業(新地町)	新地町	
221	男	1940	114	高校(長崎市)	中華料理業(新地町)	新地町	日本人
222	男	1940	121		中華料理業(新地町)	新地町	中国人(福岡県)
223	男	1940	106		中華料理業(横浜市→1976, 長崎市)	長崎市	中国人[No. 224]
224	女	1950	125		中華料理業(1976, 長崎市)	長崎市	中国人[No. 223]
225	男	1950	113	大学(長崎市)	中華料理業(長崎市)	長崎市	日本人

聴き取り調査をもとに作成。一部を次の文献により補足。①官文秀「実録 在日華僑の軌跡 16」、②日本経済新聞社編『華僑 一商才民族の素顔と実力一』

注) 205, 215番は日本国籍を取得している。表の情報は1955年7～8月現在のものである。不明部分は空欄とした。

第V-5表 1981年の長崎における在日中国人の地域別職業構成

地域	職業	料理飲食業	菓子製造・販売業	製麺業	食品・雑貨販売業	呉服店経営	美容・理髪業	貿易業	会社員	不明・その他	計
長崎市内計		49	4	4	6	0	2	1	2	25	93
(新地町)		(14)	(1)	(1)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(28)
(龍町)		(4)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7)
(銅座町)		(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(6)
(本石灰町)		(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(4)
(その他の町)		(25)	(3)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)	(16)	(48)
諫早市		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大村市		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
島原市		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
郡部		0	1	0	0	3	0	0	0	4	8
総計		52	5	4	6	3	2	1	2	29	104

『旅日福建同郷会二十年の歩み』をもとに作成。

注) 龍町, 銅座町, 本石灰町は新地町に隣接する長崎市内の町名であり, 括弧内の数値は内数である。「その他」の職業としては, 新地町で設計業 1, その他の町で電気製品卸売業, マンション経営, 鍼灸院経営, 写真館経営が各 1 あった。

第V-6表 長崎における在日中国人(3世・4世)の職業・居住地等

番号	性	出生年代	親	学歴(所在地)	職業	現住地	国籍
301	男	1950	205	大学(山口県)	会社員	長崎市	中国
302	女	1960	205	高校	会社員	長崎市	中国
303	男	1960	205		会社員	長崎市	日本
304	男	1960	205		会社員	長崎市	日本
305	女	1960	210	大学院(長崎市)	薬剤師	長崎市	中国
306	男	1960	202	大学	医師	福岡県	日本
307	男	1960	206	高校	中華料理業	長崎市	中国
308	男	1960	—		会社員(ホテル)	東京都	中国
309	男	1960	213		会社員(電気)	長崎市	日本
310	女	1960	207		主婦		
311	男	1960	203	大学(長崎市)	医師	長崎市	中国
312	男	1960	212	大学(佐賀県)	医師	山口県	日本
313	男	1960	212	大学(長崎市)	会社員(電気)	長崎市	中国
314	男	1960	216	大学	中華料理業	長崎市	中国
315	女	1960	215		会社員	長崎市	日本
316	女	1970	212		会社員(銀行)	長崎市	日本
317	男	1970	209	専門学校	鍼灸師	大阪府	日本
318	男	1970	216		会社員	長崎市	中国
319	女	1970	215		会社員	長崎市	日本
320	男	1970	216		会社員	長崎市	中国
321	男	1970	222	高校	会社員(造船)	長崎県	中国
322	女	1970	221	短大	留学中	上海市	中国
323		1970	214	大学[在学中]	—	長崎県外	中国
324	男	1970	203	大学[在学中]	—	長崎市	中国
325	男	1970	222	大学[在学中]	—	東京都	中国
326	男	1970	209	大学[在学中]	—	茨城県	日本
327	女	1970	221	短大	留学中	上海市	中国
328	男	1970	223		料理人見習	東京都	中国
329		1970	214	大学[在学中]	—	長崎県外	中国

聴き取り調査をもとに作成。

注) 表の情報は1995年7月～8月現在のものである。表に挙げた29名の他に高校生以下の者が10名いる。不明部分は空欄とした。



inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM, Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM, Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

